

石川大夫和歌一首。

石川大夫は、類聚抄には、從四位下石川宮麻呂朝臣和歌と作り、これに從ば宮麻呂なるべし、宮麻呂は、續紀に、慶雲二年十一月甲辰、以大納言從三位大伴宿禰安麻呂爲兼太宰帥、從四位下石川朝臣宮麻呂爲大貳、和銅元年三月丙午、爲右大辨、四年四月壬午、從四位上石川朝臣宮麻呂授正四位下、六年正月丁亥、授從三位、十二月乙未、右大辨石川朝臣宮麻呂薨、近江朝大臣大紫連子之第五男也とあり、此慶雲二年大貳となれる時に、長田王も下り賜ひけるにや、但し長田王は、和銅四年に始めて正五位下を授へるよし、續紀にしるされて、それより前の事は見え、されどゆゑありて、遣されたるも知べからず、又舊本左註には、右今案、從四位下石川宮麻呂朝臣、慶雲年中任大貳、又正五位下石川朝臣吉美侯、神龜年中任少貳、不知兩人誰作此歌焉とあり、吉美侯の傳は、九卷にいふべし、但し吉美侯は少貳に任られたること、紀文に見えざるは漏たるか、おぼつかなし、又略解に、四卷に、神龜五年戊辰、太宰少貳石川足人朝臣遷任、餞于筑前國芦城驛家歌三首とあれば、此足人なりと云り、此は元來宮麻呂は、四位なれば、大夫と書べからず、吉美侯は少貳に任たる事見えざれば、此人々にはあらずとの説なり、されど大夫は、四位五位の人を通稱ことにて、五位にかぎりたる稱にあらざれば、宮麻呂とせむに難なきをや、四卷に、京職大夫藤原大夫とあるは、藤原麻呂卿の事にて養老五年六月辛丑、從四位上にて爲右京大夫、と續紀にも記されたるごとく、當時從四位上なるに、なほ大夫とせるせり、これにて四位五位に通て、大夫と稱ること、さらに疑ふべからず、そもく卿大夫と云は、三位以上の人を某卿、藤原卿、大伴卿の類、四位

位五位の人を某大夫、藤原大夫、山上大夫の類、と、字には別ち書して、口語には共に麻弊都伎美と稱ことなり、六位以下は卿大夫の列にあらずとしるべし、○舊本、一首の下に、名闕とあれど、もとより名の知たる人にも、名を書さざること多ければ、此は後人の書入たるものなるべし

奥浪邊波雖立。和我世故我。三船乃登麻里。瀾立目八方。

奥浪邊波雖立は、たとひ沖の方の浪、邊方の浪は發ともといふなり、奥津邊浪と連ね云ること、集中に多し、六卷に、奥浪邊波安美射去爲登、藤江乃浦爾船會動流ともあり、○和我世故我、長田王を申す、○三船乃登麻里は、御船之泊なり、○瀾立目八方は、嗚呼浪發むやは、たゞじといふ意なり、目は牟のかよへるなり、八は後世の也波の意、方は歎息辭なり、○歌意かくれたるところなし

又長田王作歌一首。

隼人乃薩摩乃迫門乎。雲居奈須。遠毛吾者。今日見鶴鴨。

隼人は、本居氏、國名なり、隼人國は續紀に見ゆ、此時は薩摩はまだ國名にあらず、隼人國の内地名なりと云り、なほ古事記傳に委論り、○薩摩乃迫門乎、摩字類聚抄拾穂本等には麻と作り、諸國名義考に薩摩人鼓川白尾國柱云、薩摩とは幸島の義なるべし、今の鹿兒島の内海は、天孫の漁獵し給ひし故趾なるべし、といへりとあり、迫門は和名抄に、薩摩國出水郡勢度郷あり、其處の入海なるべし、六卷に、隼人乃湍門乃磐母年魚走芳野之瀧爾尙不及家里とありて、甚おもしろき處なることしるし、○雲居奈須は、雲居の如くといふなり、○遠毛、類聚抄には遠雲と作り、○歌意

は、其境に至りて親り見ば、いかばかりおもしろからむとおもふを、公の事の任のかしこさに、立よることを得せずして、口をしく迫門の入海を、嗚呼雲居のよそにのみ、今日見すぐして行哉となり、此王筑紫へ遣され賜へる時のことなれば、任をつゝしみて、薩摩迫門あたりまで渡らずして、たゞ遠く雲居に見やりて、よみ賜ひしなり、下に、晝見騰不飽田兒津大王之命 恐夜見鶴鳴、とある類なり

柿本朝臣人麻呂羈旅歌八首。

三津埼。浪矣恐、隱江乃。船公宣。奴島爾。

三津埼は、難波の御津の埼なり、一卷に出づ、○浪矣恐は、浪がおそろしさにの意なり、○隱江乃は、浪をおそれて船出せず隠り居るを、即隱江にいひかけたなり、○船公宣奴島爾は、字の甚誤れるものと見えたり、(舊訓に、フネコグキミガユクカヌシマニ、とよめるなどは、論ふ限にあらず)故案に、もとは舟寄金津奴島埼にとありしを、金を公に誤、寄を宣に誤、又そを顛倒へ、また奴の上に、津字を脱したるなるべし、また荒木田氏、古本には島の下に、一字の闕ありと云り、されば島の下に、埼字脱たるなるべし、さらばフネヨセカネツヌシマノサキニと訓べし、七卷に、水霧相奥津小島爾風乎疾見、船縁金津心者念杼とあり、思合べし、(荒木田氏考に、公は八毛二字の誤、宣は不通二字の誤、島の下埼字を脱せるにて、舟八毛不通奴島埼爾にて、フネハモユカズヌシマノサキニと訓べし、と云るはあらず、そは字も似よらず、調もつたなければなり、本居氏の、舟八毛何時寄奴島爾とありしを、八毛を公に誤、何時二字を脱し、寄を宣に誤れるにて、フネハモイツカヨセムヌシマニと訓べし、と云るも心ゆかね説なり、さる手簡なる詞、此朝臣の作にあるべくもなし、又略解に、舟令寄敏馬崎爾などありけむ、フネハヨセナムミヌメノサキニと訓べし、と云るはいよくつたなし、そは浪を恐みといひながら忽舟をよせむと云べきことにあらざればなり、)奴島は淡路の野島なり今もなほ淡路に奴島といふ島ありとぞ、(野をば後世は能とのみ呼を、これをば後まで奴島と呼來れるはめでたし、)土佐日記にも、正月卅日夜半許に船を出して、阿波のみとを渡る云々、寅卯の時ばかりに奴島と云處を過て、田無川と云處を渡とあり、○歌意は、野島の埼に、いかで船をよせむとは欲へども、御津埼の浪の荒くておそろしさに、風隠り居る隱江の舟を漕出して、なほよする事を得せずとなり

珠藻刈。敏馬乎過。夏草之。野島之埼爾。舟近著奴。

珠藻刈とは、敏馬浦は、もはら海人の藻を刈處なれば云るにて、かくれたるところなし、一卷に玉藻刈奥波不榜、六卷に珠藻刈辛荷乃島爾、十一に玉藻刈井堤乃四賀良美などあり、○敏馬乎過はミヌメフスギと六言に訓べし、(而字なければ、スギテとは訓べからず、又十三に、橋之末枝乎須具里とある、具里は藝の延りたる言なれば、こゝもスグリと訓べくおもひしは、あしかりけり、武烈天皇紀歌に、伊須能箇彌賦屢鳴須擬底舉摩矩羅拖箇播志須擬暮能娑幡爾於震野該須擬播屢比能箇須我鳴須擬逗摩御慕屢鳴佐震鳴須擬など、六言にいへる例多ければなり、)敏馬は攝津國にありて、菟原八部二郡の海濱に亘れり、六卷十五卷などにも見ゆ、三犬女、見宿女、美奴面なども書たり、(夏草之は、枕詞なり、此は夏草の萎とつけたり、ナユの切又となれり、夏草之思萎とよ

見えたり、印南賀古は比郡なり、(荒木田氏は、可古は、阿古の誤なりとして、攝津國なるよし論へれども、そはいみじきしひごととなり、さて、阿古は、吾兒の意によみなしたりと云れど、此歌に、しかよそへたる意はさらになし、はたこの前後の歌を見るに、西國へ下る時の歌にて、みな播磨の地名のみよみたれば、加古は播磨國とせざれば、かなはずなむ)○歌意は、契沖云、印南野もおもしろくて過うきに、又聞およびて、見ばやと心に戀し、かこの島もみゆれば、かれへ早くゆきて見ばやとおもへば、いやしきことわざにいへる、左右の手に、うまきものもたるといふやうにて、かなたこなたにひかる、こゝろをよめりと云り

留火之。明大門爾。入日哉。榜將別。家當不見。

留火之は、枕詞なり、トモシビノとよめり、島崎直好、留は燭字の偏を脱し、蜀を留に寫し誤れるにやと云り、(故按に、即十一に鈴寸釣海部之燭火と書たり、蜀を留に誤らむことは、眞に然るべし、蜀留草書似たればなり、さて偏を脱せしにはあらで、倭文を委文、村主を寸主、他田を也田と作る類に、本より省きて、蜀火と作るにもあるべし、字畫を省く事、既に云るが如し、荒木田氏が、留はとまりといふ訓をかりたるなりとて、ともり火とよめるはいかゞ、十五に安麻能等毛之備、十八に、登毛之備乎、字鏡に、炬苜同、止毛志火などありて、ともり火といへるは、例なきことなるをや)さて燭火の明しといふ意に係れるにて、かくれたるすぢなし、○明大門爾(大字、大須本には水と作り、其に依ば、アカシノミトニと訓べし、今はなほ舊本に従つ)は、荒木田氏の、アカシホトニとよめるによるべし、明は和名抄に、播磨國明石(安加志)郡明石(安加志)とあり、集中に

は、此卷、又六七十五の卷々などにも見えて、明石、赤石、關、安可志なども書なり、アカシノミトノの言をいはず、直につゞけいへるは、十四に、伊奈佐保會江、廿卷に、伊古麻多可禰、などよめる類なり、○入日哉は、本居氏の、イラムヒヤとよめるに従べし、明石の門に入ぬほどは、大和のかたも見ゆるを、彼門にいりては見えずなりなむといふ意なり、○榜將別は、今まで見えたる方の、見えずなりなむといふなり、見ゆるは、即逢こゝちなれば、見えずなるを、別と云るおもしろし、○家當不見は、大和の方を、おほかたに家のあたりと云るなり、本居氏、此句は第四句の上につつして意得べしと云り、源嚴水、不は所字の草書の寫誤にて、イヘノアタリミユと訓べし、下の歌の一本に、家門當見由とあるをも、合考べしと云り、これも通ぬ、もしさらば、句順に意得べし、○歌意は、明石の門に榜入む時には、今まで見えし我家のあたりも、見えずなりなむかとおもふが、いとゞ名残多しといふなり、又所見とする時は、明の門に入む其日に、榜別れて見えずなりなむかと思ふ、我家のあたりが見ゆるは、さてくゞ名ごりをしきことかなと云るなり

天離。夷之長道從。戀來者。自明門。倭島所見。

天離は、枕詞なり、既く一卷に出づ、○夷之長道從は、夷の長道をと云が如し、夷の事は一卷に委云り、長道は、四卷に、野于玉能云々路之長手呼、五卷に、國遠伎路乃長手遠、また都禰斯良農道乃長手袁、十二に、莫去跡云々、道之長手矣、十五に、君我由久道乃奈我氏乎、廿卷に、道乃長道波、(長道といふも、長手といふも、通ひて同じ事なり)神代紀に、長道磐神といふも見えたり、從はをに通ふ、一卷に委云り、○倭島所見、倭見は、大和國なり、島は國と云に同じ、此下名細

寸云々山跡島根者、の歌の條合考べし、舊本に、一本云、家門當見由と註せり、門は乃字の誤なり、十五に出せるには、伊徹乃安多里見由とあり、○歌意は、夷の長道を、家路戀しく思ひつゝ來れば、明石の門の口よりその戀しく思ふ、倭の方の遙に見ゆるが、程なくそれも見えすなりなむか、とおもふが、いとゞ名殘惜き事となり、明石門の奥に入ぬほどは、なほ倭の方の見やらるゝよしなり、(或人間、藤井、高尙の、歌のしるべと云ものに、此歌意を、夷の長き道のあひだを、こひつゝ來れば、明石の門よりはじめて、我すむ方の倭島見ゆ、あはれうれしさいはむ方なし、といふ意なりといへり、さることにあらずやと云り、余答へけらく、詞のおもてにては、さる意にきこえたり、しかれども、長道從の從は、いとかるくて、長道をといふ意なること、上に云る如し、從彼、從此の從とは異なれば、從の言にさのみ泥むべきにあらず、さて此次上に、明大門爾入日哉、とあるに思ひ合すれば、これも西國のかたへ下るにつきてよめり、と思へるがゆゑに、なほその意にとけり、よく考べし、〔頭註 歌のしるべ、よき歌の情と云は、柿ノ本の大人の歌に、あまさがるひなの長ちゆ歌の情をときあかして、くはしくさとしてむ、はやく家にかへりて、おもふ人々にもあひ見むと、ひなの長きみちのあひだ日數へて、夜盡こひつゝくれば、明石のとよりはじめて、我すむ方のやまと島見ゆ、あはれうれしさいはむ方なし、といへる心なり、一うたのおもての詞の、ことわりのかたにつきては、三の句、こひくるにといふべき事ぞ、その故は、こひつゝ來ずとも、あかしのとにいたりては、やまとしまは見ゆべければなり、さるこひくればといひて、やまとしま見ゆといひとちめたるは、あはれうれしさいはむかたなし、といふ餘情をしらせたるなり、かゝることたればおよぶべき〕

飼飯海乃。庭好有之。荊薦乃。亂出所見。海人釣船。

飼飯海乃は、ケヒノウミノなり、度會正柯云、淡路に飼飯野といふ地あり、といへりと荒木田氏云

り、さらば其處の海をいふなるべし、猶悉國人に問べし、(越前國敦賀郡筭飯はさらにこゝによしなし、)さて飼字は、契沖が、筭の誤なるべしといひ、誰も然思ふことなれど、(越前なるも、筭飯と書紀に書ればなり、)十二に、飼飯乃浦、四卷に、得飼飯而雖宿など見えたれば、ことごとく誤字といひがたし、(されば古、筭飼通用ひしかとも思へど、さにもあらじ、)さていづれも、飼飯とのみ連ね書るによりて、つらく考るに、著類を飼料の飯米を、古へ飼飯とぞいひけむ、(カヒの切キなるを、ケに轉して、ケヒと云るなるべし、)畜を氣毛能といふも、飼物の義なるを思合すべし、さてしか、爾來書連ねし字なるから、地名にも、何にも、其まゝに用ひたるならむとこそ、おもはるれ、○庭好有之は、庭とは波濤の和て、海上の平かなるを、庭とも庭好とも庭淨とも云り、(十一に、庭淨、奥方榜出海舟乃、執梶間無戀爲鴨、)有之は有良之と云が如し、その良之は推量ていふ辭にて、(俗に、そうなといふにあたり、)さだかにしかりとは知れねど、十に七八はそれならむ、とおぼゆるをいへり、○荊薦乃は、枕詞なり、四卷に、荊薦之亂而念、十一に、荊薦之念、亂而、十五に、可里許母能美太禮、巨於毛布など猶あり、古事記允恭天皇條歌に、加里許母能美陀禮婆美陀禮、古今集十一に、刈蔭の思亂て我戀と、妹知らめや人し告ずばとあり、此は刈たる蔭は、亂れ混ぶものなれば、かくつゞけたるにて、かくれなし、又同集に、まめなれど何そはよけく苧草の、亂れてあれど悪けくもなし、ともよめり、○亂出所見(出字、類聚抄に而と作るはわろし、)は、舟どもの散々に榜出るが見ゆとなり、亂は十二に、松浦舟亂穿江之水尾早、ともよめり、○海人釣船(釣字、舊本鈎に誤れり)は、十八に、安麻能都里夫禰、和名抄に、唐韻云、舴艋、小漁舟也、和名豆利布禰とあり、○歌意は、明石の方より遙に見やるに、多くの釣舟どもの、散々に榜出るが見ゆるは、飼

飯の海の波濤の和て、海上の平かなるらしとなり、ただ目に見たるけしきを、そのままに云るのみなるに、今も打誦に、そのさまおのづから、目前にうかびつゝ、見るやうにおぼえて、且家路を戀しく思ひて、倭の方を見やりたる意、言外にあふれたり

〔一本云。武庫乃海。船爾波有之。伊射里爲流。海部乃釣船。浪上從所見。〕

武庫乃海は、攝津國にあり、下に至りて註べし、○船爾波有之(船字、類聚抄拾穗本等に、舳と作るはいかゞなり)は、船にてあるらしの意なり、波上に浮びて見ゆるは、武庫の海人の釣船にて有らしと、おしはかりたるなり、爾波と云るは、他方の海人の、船にはあらじとの意なり、爾波は他方にむかへいふ辭なり、此句十五に載たるに、爾波余久安良之とあるは、理たしかなるに似たり、(本居氏説に、フナニハナラシとよみて、ふなにはとは、舟を出すにはよきのどかなる時を云なり、今の言にて云ば、ふなびよりと云むが如し、と云るは、例もなきひがことなり、はた有之も、こはナラシとはよみがたきをや、○浪上從所見は、浪上に見ゆるなり、從は爾といはむが如し、既に一卷に委云り

鴨君足人香具山歌一首并短歌

鴨君足人は、傳詳ならず、○香具山歌、こは高市皇子尊薨賜ひて後、香具山宮の荒たるさまを作るなり

天降付。天之芳來山。霞立。春爾至婆。松風爾。池浪立而。櫻花。木晚茂爾。奥邊波。鴨妻喚。邊津方爾。味村左和伎。百磯城之。大宮人乃。退出而。遊船爾波。梶棹

毛。無而不樂毛。己具人奈四二。

天降付は、天より天降りて、此國土に著たる由なり、安母理の言は、二卷に出づ、香具山の天降りし所由は、一卷に風土記を引いていへり、○春爾至婆は、春になればと云が如し、十七にも露霜乃安伎爾伊多禮波と見えたり、○池浪立而(浪字、拾穗本に、津と作るはいかゞ)は、埴安の池浪發てといふなり、○木晚茂爾(木の下拾穗本に乃字あり)爾は彌字の誤なり、コノクレシゲミと訓べし、木晚は、櫻の花開、若葉芽出て、木闇きをいふ、十八に、多胡乃佐伎許能久禮之氣爾保登等藝須、伎奈伎等余末婆波太古非米夜母(この之氣爾は、繁みにといふ意か、はたこれも、爾は彌の誤にて、霍公鳥の繁く鳴に、いひかけたるか)十九に、許能久禮乃繁思乎、廿卷に、許乃久禮能之氣伎乎乃倍乎などあり、茂彌は、俗に茂んでといはむが如し、(略解に、爾は彌の誤なることをしらで、此句の下、二句ばかり脱たるか、と云るはひがことなり)猶この彌の辭の例は、首卷に委云り、○奥邊波は、池の奥方にはなり、古は海のみに限らず、河池などにも、岸より遠く隔りたる方をば、奥と云るなり、此下に、吉野川、奥名豆蠟、十六に、猪名川之奥乎深目而などあり、古今集に、なぐれ出る方だに見えぬ涙川沖ひむ時や底は知れむ、とも見ゆ、(後ながら西行が、廣瀬川わたりの奥の水脈つ串水かさそふらし五月雨の比、早瀬川綱手の岸を奥にみてのほり煩ふ五月雨の比、とよめり)○鴨妻喚は、カモツマヨバヒと訓べし、(舊本にカモメヨバヒテとよめるはわろし、又荒木田氏は、カモメツマヨビとよみて、其説に、鶯をつ、ばども、つばめとも云類にて、鴨にめの言をそへて、かもめつまよびと訓べし、さて鶯鶯のめは群の約めにて、下に味村佐和伎とある村も同言なり、一

卷の香山歌にも加万目とあれば、かならずかもめなるべく、鴨は假字とすべしと云るは、いとくまぎらはしき説なりけり、鶯を、つばとも、つばめとも云類にて、鴨にめの言をそへて、云々と云るを見れば、鴨と鷗と、一種と心得しにやとおもへば、又下に、鴨は、假字とすべしと云るも、其意を得ず、且古は、鴨は加万米とこそいひたれ、右の説は、かにかくに論にたらず、○味村左和伎は、阿遲鴨といふ鳥の群の散動といふなり、味鴨の事は品物解に委云り、○百磯城之磯字、拾穂本には磯と作り、枕詞なり、一卷に出づ○大宮人乃は、王卿百官人等のと云なり、○退出而は大宮内より罷り出てといふなり、罷といふことは參の反にて、宮内より外に出退くことに云り、○遊船爾波は、過去し時の事をいふなれば、遊びし船には、といふべきが如くなれども、かく云るぞ、かへりておもしろき、是は、用言の體にて、(俗にいはず、遊ぶべきあたりまへの船には、といふ意にきこゆる詞なり)媛女乃袖吹反明日香風といへると同例なり、爾波は他の方にむかへいふ詞なり、上に云り○梶棹毛(梶字、拾穂本には楫と作り、)は、梶棹さへもといふ意なり、梶棹とも棹梶とも連云たり、十卷に、楫棹無而、古事記仲哀天皇條に、不乾船腹、不乾船楫、書紀敏達天皇卷に、織權、祈年祭祝詞に、棹棹不干などあり、梶は既云り、梶字は樹杪と注て、加遲にあたる義は、字書に見えず、椋、椅、俣、前などの類なるべし、棹は和名抄に、檣棹竿也、刺船竹也、和名佐乎とあり、○不樂毛は、佐夫之は苦々しといふが如し、一卷に云り、續紀に、寶龜二年、左大臣藤原永手朝臣、薨坐る時の詔詞に、佐夫之支事乃未之、彌可益加母とあり、毛は歎息辭なり、○歌意かくれなし、香山宮の荒たるを、ふかく歎きたるなり

反歌一首

人不榜。有雲知之。潛爲。鴛興高部共。船上住。

有雲知之は、有も著しの伸りたるにて、(良久は留と切る)有やうも著しといふ意なり、○潜爲は、頭漬爲にて、既く二卷に云り、○鴛興高部共は鴛鴦と鷗と、共にといふなり、共に鳥名にて、品物解に云り、(赤染衛門集に、水鳥は鴛も高部もかよひけり、鷗のみはすまぬなるべし、惠慶法師集に、見る人はおきつ荒浪うとけれどわざとなれぬる鴛高部かも、)○船上住(住字、活字本異本等に位と作り、さらばキルと訓べけれど、なほ住とあるぞ宜しき)はフネノヘニスムと訓べし、(フナノヘと訓むはわろし)○歌意かくれなし

何時間毛。神左備留鹿。香山之。銚相之本爾。薛生左右二。

何時間毛は、何の間にものこゝろなり、毛は歎息辭なり、此は鹿の下にうつして意得べし、○神左備留鹿は、神さびける事にかもといふ意なり、神左備は、年経て神々しくなれるさまを云、○香山之、官本に香久山とあれど、(清音の久字を用ること)例にもたがひたればわろし、○銚相之本爾は、銚杉の木にと云が如し、銚相は、杉の若木の、梓の長さばかりあるが、且梓の形にも似たれば、云なるべし、(略解に、杉の若木は、梓の如くなればいふと云、荒木田氏は、梓の如く立る杉なりと云れど、共に盡さず)猶須疑といふ名義、又相字を用ることなど品物解に甚委云り、十九にも相野とあり、(二卷に、子松之末爾蘿生萬代爾とあれば、こゝも本は末の誤なり、と云説あれど、そ

は中々に偏りたることなり、本は木と云に同じ、○薛生左右二は、コケムスマデニと訓べし、薛は品物解に云り、生を牟須と云ことも、既く云り、○歌意は、高市皇子尊の薨まし、は、きのふけふの事とおもふに、はやさきに見し、香山の若木の梓楳に、薛の生までに、いつの間に年を経て、かく神々しく神さびけることにか、さてもかなしやとなり、上伴の歌どもは、皇子尊の薨まして後、年経てこゝに來てよめるなり

〔或本歌云。天降就。神乃香山。打靡。春去來者。櫻花。木晚茂。松風丹。池一颺。邊都返者。阿遲村動。奥邊者。鴨妻喚。百式乃。大宮人乃。去。出。榜來舟者。竿梶母。無而佐夫之毛。榜與雖思。〕神乃香山は、即香山を神と云るなり、信に香山は、神と云べき山にぞありける、○打靡は、ウチナビクと訓べし、廿卷に、宇知奈婢久波流乎知可美可、また打奈婢久波流等毛之流久とあり、草木の若枝のしなやかに、打靡く、春と係りたる詞なり、○晚字、拾穂本には暗と作り、○返字、拾穂本には遍と作り、○動は、サワキと訓べし、(略解に、とよみとよみたれど、味村に、とよみと云る例なきことぞ)、○榜來舟者は、來は去の誤にて、コギニシフネハなるべし、と荒木田氏云り、○梶字拾穂本には楫と作り

○舊本此間に、右今案遷都寧樂之後拾舊作此歌歟、と註したるは、最後人のわざなれば削去つ、上に云る如く高市皇子尊薨後、香具山宮の荒たるさまを云るなれば、遷都にはかゝはるべからず

柿本朝臣人麻呂。獻。新田部皇子歌一首并短歌。

新田部皇子は、天武天皇紀に、藤原(鎌足)大臣女、五百重娘、生新田部皇子、續紀に、文武天皇四

年正月、授新田部皇子淨廣貳、慶雲元年正月、三品新田部親王益封百戸、四年十月、二品新田部親王爲三造御竈司、元明天皇和銅七年正月、益封二百戸、元正天皇養老三年十月、詔曰、云々、其賜新田部親王、内舍人二人、大舍人四人、衛士二十人、益封五百戸、通前一千五百戸、四年八月、詔、新田部親王爲三知五衛及授刀舍人事、聖武天皇龜神元年二月、二品新田部親王授一品、五年秋七月、勅、一品大將軍新田部親王授明一品、天平三年十一月丁卯、始置畿内惣管、諸道鎮撫使、以一品新田部親王爲大惣官、七年九月壬午、一品新田部親王薨云々、親王、天淳中原瀛真人天皇之第七皇子也とあり

八隅知之。吾大王。高輝。日之皇子。茂座。大殿於。久方。天傳來。白雪仕物。往來乍。益及常世。

日之皇子は、新田部皇子を申す、○茂座は、(茂は借字)敷座なり、○久方は、枕詞なり、既く出づ、以下三句は、往をいはむ料の序なり、○天傳來は、天をつたひて降來るよしなり、○白雪仕物(白字、舊本に自と作るは誤なり、活字本異本等に従つ)はユキジモノと訓べし、たゞ雪のことなり、仕物の例は、一卷に委云り、こゝは往と疊いはむ序に云るなり、六卷に、吾屋戸乃君松樹爾零雪乃行者不待西將待、十四に、可美都氣努伊可抱乃禰告爾布路與伎能遊吉須宜可提奴伊毛賀伊傲乃安多里などよめる類なり、○往來乍は、ユキカヨヒツ、と荒木田氏によめるに従べし、○益及常世は、常は座の誤にて、イヤシキイマセと訓べし、と荒木田氏云り、按に、益及は(及は、敷座の敷にはあらず)彌重にて、彌重りにといふ意なり、彌重と云るは、四卷に、春之雨者彌布落爾、五

卷に、美也古彌婆伊夜之吉阿何微麻多越知奴倍之(彌重吾身といふなり、これを、古來、賤き吾身といふ事に、意得たるは誤なり、猶彼處にいふべし)十八に、都禰比登能伊布奈宜吉思毛伊夜之伎麻須毛、十九に、霍公鳥伊也之伎喧奴、又鳴鷄者彌及鳴杼、廿卷に、家布敷流由伎能伊夜之家餘其騰などあり、さればこゝは、彌重りに往來つゝ、此殿におはしませといふ意なり、○歌意かくれたるところなし、此皇子、飛鳥八釣山に別莊のありて、藤原都より、往かひまし、なるべし、さてその別莊にましますほど、人麻呂(參りあひたるに、折しも雪の降けるに、其興に乗じて、皇子の年長く、往かひ領知座むことを、祝てよめるなり、略解に、降しく雪のごとくに、年つもりて榮えませといふなりといへれど、むつかし、白雪仕物は、たゞ往といはむために、目前の景を云るのみなり

反歌一首。

矢釣山。木立不見。落亂。雪。驪。朝樂毛。

矢釣山(矢釣、活字本には矢駒、仙覺抄には矢駒、人麿勘文には伊駒と作り、皆わろし)は、大和國高市郡に八釣村あり、そこなるべし、顯宗天皇紀に、召公卿百寮於近飛鳥八釣宮、即天皇位と見えたり、○雪驪は、解難し、字の誤などあるべし、(略解に、驪は、駁字の誤か、しからばはだらと訓べし、といへれどいかゞ、抑またらは斑、はだらは離にて、各別なる言なり、猶下に委く云むを見て辨ふべし、また岡部氏は、驪は驪の誤なるべし、驪は、字書に、履不著、跟、曳之而行、言其遽也とあれば、きはひてと訓べしと云れど、きはひといふ詞は、物に對ひて競ふ意の詞にて、ただに、行の、遽をいふことならねば、驪字も迂やあらむ、又しか遠き字を用ひたりとせむことも、集中の例にたがひていかゞなり、さればこれは、かいなでの人の歌にもあらねば、角矯さむとて、牛ころすといふ諺の恐もあるべければ、強たる説いはむよりは、中々にもだりてあるべきか、しかれども力及ばじとて、黙あらむにはつひによき考へも出來まじければ、打かへして、思ふべきことにはあるなり、故案に、驪は驪字の誤なるべし、驪と驪とは、草書の體かりそめに見別がたく、甚まぎらはしければ、誤りたるものなるべし、驪字佐和久と訓て、集中に甚多く用ひたり、されば雪驪は、ユキニサワキテと訓べし、上に云たる如く、養老三年に、此皇子は、内舍人二人大舍人四人衛士二十人を賜へるよし見え、同じ四年に、知五衛及授刀舍人事とさへ爲賜ふとあれば、數多の舍人が類雪に驪きて、八釣宮に朝參侍ひしさま、思ひやるべし、此下に、皇子乃御門乃五月蠅成驪驪舍人者、とあるをも合見て、いよく、驪といふべきを思へし、○朝樂毛は、樂の下に、吉字などの脱たるものなるべし、朝は十八に、朝參乃伎美我須多乎とありて、朝參の意をもて書、樂は老樂、戀樂など良久の假字に多く用ひたれば、朝樂にて、マキラクと訓べし、さてその良久は、留の伸りたる言にて、良久は留と切る、參る事といふ意なり、吉は、皇子の御繁榮を稱へたるにて、毛は、歎息辭なり、○歌意は、八釣山の木立も見えぬばかりに、雪の降みだるゝに、其勞をも忘れて數多の舍人衛士がともがらの、驪き立て、朝參り仕へ侍ふを見れば、眞に皇子の御繁榮は、めでたく貴くおはします事となり

刑部垂鷹從近江國上來時作歌一首。

刑部垂磨（此四字、舊本時の下にあるは、此卷の例にたがへり、いまは目錄に従つ）刑部は氏にて、忍坂部なり、和名抄に、大和國城上郡忍坂（於佐加）とある、其郷より出たる氏なるべし、刑部と書は、同抄に、伊勢國三重郡、遠江國引佐郡、備中國賀夜郡、英賀郡などに、刑部と書る郷名ありて、皆於佐賀倍と註せり、さて忍坂部を刑部と書故は、本居氏、忍坂郷の人等の、刑部の職に仕奉りしことのありしより、やがて其職の名の字を書ならへるなり、されば於佐加辨と云名は、忍坂部にて、刑部職には由あるに非ず、本は別なり、然るを於佐加辨を、本より刑部の職名と心得るは、非なりと云り、垂麻呂は、傳詳ならず

馬莫疾。打莫行。氣並而。見氏毛和我歸。志賀爾安良亡國。

馬莫疾は、誤字あるべし、（馬莫疾とは、莫行の莫に重なりて、無用言となれば、決して非し）故按に、吾馬疾とありしを、吾の草書、吾と作るを吾と見、且次の莫行の莫にまがへなどして、つひに莫と寫し誤れるなるべし、さて莫馬とは云はじければとて、さかしらに倒置て、舊本の如くはなれるなるべし、かくて吾馬疾は、アガマイタクと訓べし、十七に、許乃安我馬乃安我根乃美豆爾、とあるをも思合べし、○打莫行は、馬の口とれる者に令するなり、○氣並而は、氣は氣長の氣に同じく、來經の約まれる言にて、日數を並重ねてといふことなり、○志賀爾安良亡國（亡字、舊本に七と作るは誤なり、今は一本に従つ）は、志賀にてあらぬことなるをといふなり、志賀は近江國にて、名高き志賀なり、○歌意は、志賀の風景の、あかすおもしろきを、日數をならべて、見愛て行べき處にもあらざれば、馬をとめて、しばし見てゆかむとおもふぞ、馬をいたく打はやめて、

柿本朝臣人麻呂。從近江國上時。至宇治河邊。作歌一首。

宇治河は、山城國宇治郡の河なり、既く出つ

物乃部能。八十氏河乃。阿白木爾。不知代經浪乃。去邊白不母。

物乃部能（乃字、類聚抄には无）枕詞なり、一卷に委注り、○八十氏河乃、既く一卷に出つ、○阿白木爾は、阿白は（借字）氷魚取料の網代にて、代は壁代垣代など云る類にて、其ならぬものを、其代にするをいふ、（壁ならぬものをもて、其代にするを壁代といひ、垣ならぬものをもて、其代にするを垣代といふ如く、）此も網ならぬものを以て、其代にする意にて、網代木とは云るなり、さて網代木と云ものは、冬の節、急流の中に、水上を廣く下を狭く、網を引たる形に、左右に透間なく杖を打て、其下に、あじろ簀とて、床を水に漬るほどに作りて、さてその網代なる杖木の内へ、せかれて流入浪の、床の簀子に打よすれば、水は漏て入たる氷魚のみ残るを、夜々篝火を燃して守居る者の、居ながらに取どぞ、されば正しくは、網代木と云べきを、網代とのみ云ても、其物と聞ゆる事になれるなるべし、田上宇治、もはらこの網代に名あるところなり、内膳式に、山城近江國、氷魚網代各一所、其氷魚、始九月、迄十一月二十日、貢之とあり、七卷に、氏河齒與杼湍無之阿自呂人舟召音越乞所聞また氏人之譽之足白吾在者今齒王良增木積不來友、○不知代經浪乃は、猶豫浪之なり、（不知代經は、皆借字なり）流れ行むとする浪の、流れやらで、しばしやすらふを、いさよふ

5

浪といふ、いさよふ月といふも、出むとする月の、出やらで、しばしやすらふをいふにて、其意を得つべし、○歌意かくれたるところなし、(新古今集に、網代木にいさよふ浪の音ふけて獨やねぬる宇治の橋姫)此は打聽えたるまゝにて、他によそへたる意も何もなきを、今打誦に、其處の景の目の前にうかびて見るやうに思はるゝは、上手の作なればなるべし、(然るを契沖が、世中の無常をたとへたる意に、解なせるより、誰もしか意得來れるは、作者の意にそむけり、(七卷攝津作歌に、大伴之三津之濱邊乎打曝、因來浪之逝方不知毛、とよめるも同じ

長 忘寸麻呂歌一首。

苦毛。零來雨可。神之埼。狹野乃渡爾。家裳不有國。

苦毛の毛は、恐母奇母などいふ母に同じ、○零來雨可は、降來雨哉といふなり、今まで降ざりし雨の降來たるが、甚苦しきさまなり、○神之埼は、カミノサキと訓べし、七卷に、神前荒石毛不所見浪立奴とあると同所と見ゆ、(これらをともし、ミワガサキとよみたるはわろし、鎌倉右大臣の歌に、みわの崎佐野の渡の雨の夕ぐれ、とよまれしを思へば、やゝ古くより、しかよめりと見ゆるを、凡て神字をミワとよむは大神にかぎりたること、こそおもほゆれ、さて神埼は、紀伊國牟婁郡熊野に在て、神武天皇紀に、遂越狹野、到熊野神邑、と見えたる、その埼をいふなるべし、(元亨釋書四卷云、釋明算、姓佐藤氏、紀州神崎人、通證云、熊野神邑、俗名三神藏、處疑是也、距狹野二里許、在新宮地方とあり、(續古今集に、三熊野の神藏山の石疊登りはて、も猶祈る哉とあり、平家物語熊野參詣の事の條に、明れば本宮より舟にのり、新宮へぞ參られける、神の藏を拜み云々、あまの

一里半許ありて、其つゞきに佐野村も有といへり、此説略解にも載てあるを見給へ、今現にみわが崎と唱るからは、神之崎は、なほみわがさきなるべきをといへり、答、今みわがさきといふ處、實に古の神埼にても有むにや、そはたしかには定めず、されど今みわと唱ふるは、後人の神之埼を、みわがさきとよみ誤りたるを、その謬訓に依て、又出來たる名なるべし、後世かゝる類甚多きことぞかし、一二いはゞ、八卷に、明日香河逝回岳、とある逝回岳をのき、のをかとよみあやまりしを、やがて後世さる地名ありと意得、また七卷に、人社者云々我幾許師奴布川原乎とあるを、後世心得誤へて、しのぶ河原といふ、地名とせしたぐひさへあれば、後人のいふところ、打まかせては、たのみがたきことなり、唯古は古によりて、證すべきことにこそあれ、○狹野乃渡、これも同じく牟婁郡にありて、下に佐農能崗ともよめり、渡は渡津をいふ、(すべてわたりは、海河につきていふことなり、邊をわたりといふことは、此集の比はすべてなかりき、邊をわたりといへるは、字鏡に、驢鼻兩旁、波奈乃和太利とあるなどやはじめならむ、伊勢物語に、五條わたりとあるも、五條邊なり、遊仙窟にも、此處とあり、○家裳不有國は、立やどるべき家も、あらぬことなるをといふなり、○歌意かくれたるところなし、(久老云、このわたりにて雨にあひて、しまし雨やどりせむとすれど、そこに家なきをくるしくおもふなり、これぞいにしへの眞意なるを、後世、駒とめて袖うちはらふかけもなしさのゝわたりの雪の夕ぐれ、とよめるは、そのけしきを、おもしろくいひなしたり、是は偽言なりけり、かゝる言より、罪なくして配所の月を見むなどいへる、ひが心も出くめり、とか

しこくも、歌體約言にのたまへりと云り

柿本朝臣人麻呂歌一首。

淡海乃海。夕浪千鳥。汝鳴者。情毛思努爾。古所念。

淡海乃海は、神功皇后紀歌に、阿布彌能彌、とあるに依て訓つ、○夕浪千鳥は、夕浪の上に来鳴千鳥なり、そをやがて夕浪千鳥とは、真にいはれたるかな、○情毛思努爾は、情も靡やぎてといふ意なり、思努といふ言の意を按に、まづ十卷に、秋穂乎之努爾押靡置露云々とあるは、發り起たる稻穂を、裏に押ふせ靡かせて、露の甚く置たる形容を云たるなり、されば思努は、靡ふ意にて、發起の對なり、心にいふも、心の發起す、裏に思ふよしなり、その裏に思ふは、眞の極まりたるよしにて、心の裏より思ふ意なり、惣てうはべをつくるひかさりて物する事は、心裏の眞偽はしられぬを、心裏より思ふ事は、うはべはともあれ、眞の極まりたるものなり、されば心も靡やぎて、眞にしか思ふよしにて、心も思努に思ふとはいふなり、猶はやく、一卷中旗須爲寸四能爾押靡、とある處に、委註るを考合べし、(しとしと、しつぼり、しほく、などいふも、此言より出たるなるべし) 思ふといふも、やがて此詞の用きたるものなり、(心裏より眞に思ふ事を、思努布と云ばなり) 八卷に、暮月夜心毛思努爾白露乃、置此庭爾蟋蟀鳴毛、十一に、海原之奥津繩乘打靡、心裳四努爾所念、鴨、十三に、借薦之心文小竹荷人不知本名會戀流、(此一首にても、心裏に思ふ意はしられたり) 十七に、安良多麻乃登之可弊流麻泥安比見彌婆許己呂母之努爾於母保由流香聞、また保登等藝須奈伎之等與米婆宇知奈此久許己呂母之努爾會己乎之母宇良胡非之美等、また、久毛鳥奈麻己乎之毛之

志貴皇子御歌一首。

貴字、異本に賀と作るは誤なり

牟佐々婢波、木末求跡。足日本乃。山能佐都雄爾。相爾來鳴。

牟佐々婢波は、鬮鼠者なり、品物解に云り、○木末求跡は、住べき木末を求むとてといふなり、木末を許奴禮といふは、木之末の切りたる詞なり、(後世は、木末をば許受惠とのみ云て、許奴禮と云ること、をさく見えず、夫木集に、うたかみや谷のこぬれにかくろへて風のよきたる花を見る哉、とあるは珍し) 跡はとての意なり、此獸樹杪に住て鳥の飛來るを窺て、とりて食ふものなり、七卷に、三國山木末爾住歷武佐左妣乃、待鳥如吾侯將瘦とあり、○山能佐都雄爾は、山の獵師にといふなり、山能と云るは、山にて獵する意なり、(山幸彦といふを思へし)、佐都雄と云るは、九卷に、木國之昔弓雄之響矢用、鹿取靡、坂上爾會安留、(弓は、幸の字などの誤か) 十卷に、山邊爾射去薩雄者雖大有山爾文野爾文沙小牡鹿鳴母、また山邊庭薩雄乃爾良比恐跡、小牡鹿鳴成妻之眼乎欲焉など見えたり、また佐豆人之弓月我高荷、神代紀に、海幸彦、山幸彦など見えたり、又佐都矢、佐

54

都弓などいふ佐都も同じ、言意は、二卷に、得物矢とあるところに委云り、○御歌意は、麴鼠は鳥を獲むがために、住べき樹杪を求むるとて、獵師に見あらはされて、かへりて己が身を亡されける哉、強て欲み望むことだになくば、かゝる目にはあはじをとの意なり、(略解に、此御歌は、人の強たる物ほしみて、身を亡すに譬へたまへるにや、大友大津の皇子等の御事などを、御まのあたり見賜ひて、しかおほすべきなりと云り、さも有べし)

長屋王 故郷歌一首。

長屋王は、佐保大臣と號せし是なり、既に出つ一下御傳彼處に委云へり、○故郷歌は舊本左註に、右今案、從明日香遷藤原宮之後、作此歌歟とあり、(明日香は、天武天皇の宮處、藤原は、持統天皇の宮處なり、既に云)さもあるべし

吾背子我。古家乃里之。明日香庭。乳鳥鳴成。鳥待不得而。

吾背子は、親しき皇子王等などに、さし賜ふ人おはしまし、なり、○古家乃里之、その皇子王の、もと住居賜ひし宅地をいふなり、十一に、鶉鳴人之古家爾とあり、(和名抄に、駿河國駿河郡古家、布留以倍とも見ゆ)○明日香庭は、他方にむかへて云るなり、○乳鳥鳴成は、千鳥鳴にてありといふ意なり、乳鳥は、品物解にいへり、○鳥待不得而は、鳥字(異本には師と作り、それも非)は、君の誤なり、五卷に、波流佐禮婆和伎能佐刀能加波度爾波、阿由故佐婆斯留吉美麻知我且爾、とあるに似たるを思へし、○歌意は、遷都の後、吾兄が住すて賜ひし飛鳥の里の古家のほとりには、君がかへり來ますやと、待ど待得ずして、しきりに千鳥の鳴にてあるよとなり、飛鳥の里に、この長屋王の住賜ひし地ありて、行賜ひたるに、そこに他皇子王等の故郷もある故に、そをおもほして作賜ひしなり

阿倍女郎屋部坂歌一首。

阿倍女郎は、傳未詳ならず、阿倍氏の娘なるべし、阿倍は、姓氏錄に、阿倍朝臣、孝元天皇皇子、大彥命之後也、日本紀續日本紀合と見えたり、○屋部坂は、本居氏云、三代實錄三十八に、高市郡夜部村とある、その坂なるべし

人不見者。我袖用乎。將隱乎。所燒乍可將有。不服而來。

人不見者は、岡部氏、シヌヒナバと訓べしと云り、○不服而來々は、坐來の誤にて、マシケリと訓べし、とこれも同人云り、山に草木生たゞざるは、人身に衣服を著ざるは同じければ、たとへ云るなるべし、○歌意は、此山、あかはだか山なるを、もし耻て、しのびかくさむとおもはゞ、我袖を以てかくさむを、耻もせず、燒たるまゝにてあらむとにや、衣もきずてましけり、と戯れたるなりと岡部氏云り

高市連黑人羈旅歌八首。
客爲而。物戀敷爾。山下。赤乃曾保船。奥榜所見。

客爲而、(タビニキテと訓は、甚わるし)二卷に、旅爾師手衣應借、十五に、多婢爾之且毛能毛布等吉爾などあり、○物戀敷爾は、一卷に、旅爾之而物戀之伎爾とありて、そこに云り、物とは一物をさしていふ意ならず、ひろくいふ詞なり、十卷に、物戀手弱女我者とも見えたり、○山下は赤の枕詞なり、委は二卷に、秋山下部留妹とある下に、古事記傳を引て云るが如し、○赤乃會保船は、朱漆の船を云なり、赤をアケといふは、(たゞアカと通云るにはあらず)朱映の約れる言なり、(ハエを切てへとなりカへを切てケとなれり)會保は、十四に、麻可禰布久爾布能麻會保乃(丹生之眞赤土之)とも見えて、赤土のことなり、八卷に佐丹塗之小船毛賀茂、九卷に、狹丹塗之小船、儲十三に、左丹塗之小舟毛鴨、また忍照難波乃埒爾引登、赤會朋舟會朋舟爾、十六に、奥去哉赤羅小船爾などあり、さて朱漆の船は、官船なるべきよし、荒木田氏云り、其説に、營繕令云、凡官私船、毎年、具顯色目勝受斛斗破除見在任不附三朝集使、申省、義解云、謂楳樟之類、是爲色也、船艇之類、是爲目也、云々とあるを、集解に、或人古記を引て、公船者、以朱漆之といへり、是は義解の説にもとりて、却て色目の解を誤れるものなるべけれど、官私の船彩色によりて、分別ある事、且官船は朱漆なる事、この古記にて知れたりと云り、(さて又八卷九卷十三卷に、左丹塗之小船とよめるは、官船に准へていへる、美言なりと云り)○奥傍所見は、沖の方に、漕出るが見ゆるよしなり、○歌意は、何事に付ても、ひたすら吾郷戀しくおもふ時しも、官船の奥に撈出てゆくなるは、都方へ歸る船ならむ、と羨ましくおもはるゝとなり

櫻田部。鶴鳴渡。年魚市方。鹽干二家良進。鳴鶴渡。

櫻田部は、和名抄に、尾張國愛智郡作良郷とある、その田へなり、催馬樂に、さくら人其船ちぢめとあるも、この作良人なるべし、部は物へ行のへなり、○年魚市方は、和名抄に、尾張國愛智郡、阿伊智(阿由智を後に訛て、阿伊智といへるなり)神代紀に、尾張國吾湯市村、景行天皇紀に、尾張國年魚市郡などありて、その海潟なり、七卷に、年魚市方鹽干家良思知多乃浦爾朝撈船毛奥爾依所見とあり、○鹽干二家良進(進字、類聚抄拾穂本等には之と作り)は、推度て云るなり、(俗に、鹽が干たさうなといふに同じ)○歌意かくれたるところなし、此歌、たゞに打いひたるまゝにて、事もなきを、今誦ふるに、其風景見るが如くおもはるゝは、風調の高きが所以なり、次々なるも然り、歌はかくこそよまゝほしけれ

四極山。打越見者。笠縫之。島榜隱。棚無小舟。

四極山は、本居氏云、或人云、攝津國なり、今世住吉より東の方、喜連といふところへゆく道の間に、岡山のひき坂あり、是四極山なり、雄天皇紀に、十四年正月、吳國人の參れるところに、云々、泊於住吉津、是月爲吳客道、通磯商津路、名吳坂とあり、今いふ喜連は、久禮を訛れるなり、此ところ住吉郡の東のはて、河内の堺にて、古は河内國澁河郡につきて、伎人郷といひし所なり、今も此道、西は往吉の東の門より、東は河内の柏原までとほりて、古に吳國人のとほりし道なり、とかたりつたへたり、難波の古の圖を見るに、住吉社の南の方に、細江とて沼江ありて、そこにしはつと記したり、六卷に、從千沼廻雨會零來四八津之泉郎、綱手乾有沾將城香聞、右一首、遊覽住吉濱、還宮之時、道上守部王應詔作歌とあるにかなへり、○笠縫之島は、これも

5

攝津國なり、本居氏、云、或人云、今東生郡の、深江村といふところは是なるべし、此所菅田多く有て、其菅他所より勝れたり、里人むかしより笠をぬふことを業として、名高く童謡にもうたへり、今も里長、幸田喜右衛門といふもの、家より、御即位のをりは、内裏へ菅を獻る、又讚岐の殿へも、圓座の料の菅にまゐらすとぞ、延喜内匠寮式に、伊勢齋王野宮裝束の中に、御輿中子菅蓋一具(菅、并骨料材、從攝津國、笠縫氏參來作)とあり、笠縫氏は、此所の人にて有けむ、さてこの深江村は、大阪城より東にあたりて、河内の堺に近し、此地いにしへは島なりしよし、里人いひ傳へたり、まことに此わたり、古は、北の方は難波堀江につゞき、東は大和川、南西は百濟川、そのほかも、小川ども多く流れあひて、廣き沼江にて有しとおぼしくて、難波の古圖のさまも、然見えたり、又今此里人の語るをきくに、此村のみ地高くて、ほとりはいづかたもいづかたも地ひきし、井などほれば、葦の根、貝のからなどいづといへり、かくて此ところ、かのしはつ山の坂路より、北にあたりてよきほどの見わたしなれば、島こぎかくるたなし小舟、とはよめるなりけり、○棚無小舟(舟字、拾穗本には船と作り)は、船棚なき小舟なり、既く一卷に出つ、○歌意、磯商津山の坂路を越て、笠縫の島を見やりたる風景を云るのみにて、かくれたるところなく、今も見る如くにおぼえて、いとおもしろし、此歌、古今集大歌所の歌にあけて、かさゆひの島とせるは、うたひひがめたるものなり

磯前。榜手回行者。近江海。八十之湊爾。鵠佐波二鳴。

磯前は、イソノサキと訓べし、(舊訓にイソノサキとあるはわろし)六卷に、付將賜島之崎前依將賜

磯乃崎前、十九に、佐之與良牟磯乃崎々、古事記上卷歌に、如岐微流伊蘇能佐岐淤知受などあり、又神名帳に、因幡國八上郡伊蘇乃佐只神社、と申も見えたり、(また近江國坂田郡に、今磯崎村と云ありて、湊なりと云り、されどこゝに、磯前とあるは、地名とはおもはれず、もしは彼も、後世好事の輩の、此歌によりて、磯前と云はじめしより、しか村名ともなれるも、しるべからず、○榜手回行者は、漕めぐり行ばの意なり、手はそへ言、回は毛登保理にて、集中に、榜多毛登保理とよめるに同じ、即毛登保理を切れば、美となるなり、一卷に委云り、○八十之湊爾は、數々の水門にといふなり、七卷に、近江海湖者八十、(千賀眞恒考に、者疑有歟と云り、是まことに然り)十卷に、天川河門八十有とあり、十三に、近江之海泊八十有、などあるにて意得べし、(所の名とおもふは誤なり、略解に、八十之湊は、今八坂村といふ所なりと云り、とあれど、此歌の八十之湊は、決て地名にはあらず)○鵠佐波二鳴は、鶴多に鳴なり、鵠は(古本には鶴と作り、されど今は、なほ舊本に従つ)和名抄に、久々比とあるを、そは本居氏の云し如く、上代には、鶴をも鵠をも、鶴をも、共に總て多豆といひしなれば、鵠字をも鶴に通用ひしなり、(漢國にても、鶴鵠通云る例多し、契沖云、五雜俎云、鵠即是鶴、漢書、黃鵠下、建章而歌、則曰黃鶴是也、遊仙窟註引琴操曰、云々、援琴而歌、爲別鶴操、別鶴或作鵠)なほ品物解にも委く云るを、考合べし、○歌意かくれたるところなし、○舊本こゝに未詳、二字あるは、混入しものなれば削つ

吾船者。枚乃湖乃。榜將泊。奥部莫避。左夜深爾來。

枚乃湖爾(枚字、舊本には枚と作り、凡て枚を枚と作ること、古書に例多し、されど今は、類聚抄

古寫本拾穗本等に、枚と作る正しきに從つゝは、近江國滋賀郡比良湊になり、○奥部莫避は、部は物へ行のへにて、語辭なり、(方の意に非ず)沖の方へ、遠避ること莫れといふなり、(多くは莫避會といふを、下の會てふ辭のなきは、古歌に例多し、然るを、後世人の歌どもには、下の會の辭をば必云て、上の奈を略けるが多きは、いみじきひがことなり、那はかならずいはずては、きこえぬ言なるをや)○歌意かくれたるところなし、七卷に、吾舟者明石之潮爾榜泊牟、奥方莫放狹夜深去來、(こは今の歌を、少しうたひかへたるなり、)また吾舟者從奧莫離、向舟、片待香光從浦榜將會、などよめり

何處。吾將宿。高島乃。勝野原爾。此日暮去者。

何處は、イヅクニと訓べし、(イヅクニカとよめるはわろし、カと訓べき字なければなり、)何處は假字書には、古事記此集皆伊豆久とのみありて、伊豆許と云る事はなし、(伊豆許といふは今京以來の詞なり、)○吾將宿、アハヤドドラナムと訓べし、○勝野原爾は、和名抄に、近江國高島郡三尾、(美乎)郷とある、そこにある、野にてと云なり、七卷に、大御舟竟而佐守布高島之三尾勝野之奈伎左思所思とあり、○此日暮去者は、暮ぬさきよりいふ詞にて、ほとく暮近くなりぬるよしなり、○歌意は、もし勝野の原にて行暮なば、この曠き野原にやどるべき家もなければ、何處に行て今夜は宿るべきぞとなり、旅行の艱苦しきさま、誠にあはれなり

妹母我母。一有加母。三河有。二見自道。別不勝鶴。

一有加母(母字、拾穗本には毛と作り、)は、一の物にあればかにて、嗚呼妹も吾も、一體のものにてあればにやのよしなり、母は歎息辭なり、一體のものにてはあらぬを何とてとの意なり、三河二見といへる因に、一と云るなり、○二見自道は、二見の路より双方へといふなり、二見は三河にあるなるべし、尋ぬべし、○別不勝鶴は、相別むと思へど、得別れがたしとなり、○歌意かくれたるところなし、此歌は、黒人三河國の任などにて、任はて、上るとき、よしありて、近江山城攝津などを廻りて、大和へ歸るに、妻は直に大和へ歸ると別る、時、よめるなるべしと云り

〔一本。⊙⊙⊙云。水河乃。二見之自道。別者。吾勢毛吾毛。獨可毛將去。〕

一本云々、此歌はもとなかりしを、一本によりてこゝに載しものなるに、たゞに一本云とては、黒人歌とこそきこゆるに、こは妻、答る歌なることは著なれば、舊本には、黒人妻答歌の字落しことしるし、○水河乃は、乃は有字の誤れるにて、ミカハナルとありしなるべし、乃有草書似たればなり、相誤れる例多し、右の黒人歌に、三河有とあるからは、忽こゝに、水河乃、と四句に換云べきにあらざればなり、○獨可毛將去(毛字、類聚抄拾穗本等には母と作り、)は、獨行むか、さてもかなしやとの意なり、可毛は、將去の下にうつして意得べし、可は疑辭、毛は歎息辭なり、○歌意は、二見の路より、ふた方にもし別れなば、吾夫も妾も、只獨行むか、吾夫はなほさても有べきを、妾が女身にしては、行に得堪じをとの下意なり

速來而母。見手益物乎。山背。高槻村。散去奚留鴨。

速來而母(母字、拾穗本には毛と作り、)は、ハヤキテモと訓べし、(トクキテモと訓むはわろし、)さ

54

て波夜といふは、過去にもまた未來をかけても云り、その中に、十一に、櫻麻之麻原乃下草早生者、妹之下紐不解申尾、十一に、吾背兒我濱行（行は吹の誤、）風彌急、急事益不相有、などあるは、過去し方をいへるにて、今と同じ、（また一卷に、去來子等早日本邊、十五に、和伎毛故波伴也母許奴可登麻都良率乎、などあるは、未來をかけていへり、等久といふは、利鎌利心など、するどき事にいふ詞にて、用様いさゝか異れり、）○山背（背字、活字本に肯と作るは誤なり、）は、山城國なり、もとはこの如く、山背とかけりしを、延暦十三年七月に、山城とはあらためて、か、れけるなり、○高槻村、兩説あるべし、一には、タカツキノムラとよみて、高槻は村名にて、（攝津國に、高槻と云地あり、山城にもあるなるべし、）さてその村の、黄葉の散れるをよめるなるべし、（集中に、春日の山は咲にけるかもなどよめる如く、花黄葉といはずて、咲散と云ること古風なり、）二にはタカツキムラノと訓て、高槻は、木高くたてる槻をいふべし、村は木群なり、（攝津國の高槻も、木高き槻のありし故に、負る地名なるべし、）さらば、その槻の黄葉の、散れるをよめるなるべし、○歌意はかくれたるところなし、散過たる後に至りて、速く來らざりしを悔たるなり

石川女郎歌一首。

石川女郎（女字、舊本、拾穗本、等には少、古寫本には、小、異本には水と作り、皆誤なり、今は類聚抄に従つ、）は、一卷よりはじめて、すきく見えたり

然之海人者。軍布荊鹽燒。無暇。髮梳乃小櫛。取毛不見久爾。

然は、和名抄に、筑前國糟屋郡志列、十六に、糟屋郡志賀村、神功后皇紀に、遣磯賀海人名草、而令親、筑前國風土記に、糟屋郡資詞島、昔時氣長足姫尊、幸於新羅之時、御船夜時來泊此島、有陪從名云大濱小濱者、便勅小濱、遣此島覓火、得早來、大濱問云、近有家耶、小濱答云、此島與打昇濱近相連接、殆可謂同地、因曰近島、今訛謂之資詞島とあり、此地名、集中に往々出て、然とも鹿とも牡鹿とも四可とも之可とも多く書り、（加を清て唱べし、今も清て呼といへり、）志可神社の事は、七卷に至りて、牡鹿之須賣神とある處に註べし、三代實錄に、貞觀十八年正月廿五日癸卯、先是貞觀十六年、太宰府言香椎廟宮、每年春秋祭日、志賀島白水郎、男十人、女十人奏風俗樂、所著衣冠、去寶龜十一年、大貳正四位上佐伯宿禰今毛人所造也、年代久遠、不中服用、請以府庫物造充之、至是太政官處分、依請焉、○軍布は、和海藻稚海藻滑海藻昆布などの總名なり、軍布は昆布に通書るなるべし、なほ品物解に委云るを併考べし、○無暇は、イトマナミとよみて、暇がなさの意なり、暇は、廿卷に、欲流乃伊刀末仁都賣流芹子許禮、また畫爾可伎等良無伊豆麻母加とあり、伊等は字鏡に、儉儉、伊止奈思（無暇の意なり、）と見えて、（古今集にもあはれとも憂とも物を思ふときなどか泪のいとなかるらむ、後撰集に、日ぐらしの聲もいとなく聞ゆるは秋夕暮になればなりけり、などありて、これより後々は、いよ／＼多く見ゆ、）閑隙のことなり、さてその伊等に、間の言をそへて、伊等麻とはいふなりけり、（然るを、本居氏の、伊等麻はいとなみまなり、萬のいとなみのを際を云、と云るはいかゞ、）營むといふも、無暇の意ときこえたり、（いとなみ造るなどいふも、いとま無み造の意なり、）○髮梳乃小櫛、（小字、舊本少と作り、それもさてあるべきなれど、今は古本活字本異本等によりつ、又拾穗本に勿と作るは誤なり、）髮梳は

櫛笥の借字なり、梳をケとのみ云は、弓削などの削の如し、(田中道麻呂がユスルとよみしは意得ず)○歌意は、海人のすぎはひの暇が無故に、匣の櫛を前出して、身よそひもせぬことなるものといへるにて、みづからを、海人に比へて、ゆるありて男に告たるなるべし、伊勢物語に、なだの鹽やきいとまなみとあるは、今の歌をとりたるなり、○舊本こゝに、右今案、石川朝臣君子、號曰少郎子也、とあるは、誤字につきて、後人の註せるひがことなり、こは歌も女歌なることしるきをや

高市連黑人歌二首。

市字、舊本高に誤れり、類聚抄、古寫本、活字本、拾穂本等に從つ

吾妹兒二。猪名野者令見都。名次山。角松原。何時可將示。

猪名野者令見都は、和名抄に、攝津國河邊郡爲奈とある、その野の風景をば、見せしめつといふなり、(また神名帳に、豊島郡爲那都比古神社二座とあるは、こゝによしあるか)七卷に、志長鳥居名野乎來者、又四長鳥居名之湖爾、十一に、四長鳥居名山響爾、十六に、猪名川之奥乎深目而なども見ゆ、○名次山は、神名帳に、攝津國武庫郡名次神社と名ゆ、その山なるべし、(久老云、また有馬郡神尾村に名次山ありといひ、また廣田の社の西にも、名次の岡ありと云り、猶考べし)○角松原は、十七に、於煩保之久都努乃松原於母保由流可聞とあり、和名抄に、武庫郡津門、都止とあるところなるべしと云り、(略解に、一卷に、綱乃浦とあるを、こゝに引たるはさらによしなし)○

何時可將示は、何時目のあたりに、見せしめむ事にかといふなり、其見せしめる事を、待遠に思へるよしなり、示は、下に、家妹之濱夷乞者何矣、示、四卷に、君吾戀情示左禰、九卷に、國之眞保良乎悉曲示、賜者など見えて、あらはに見することなり、○歌意は、豫て見せまほしく思ひし、猪名野の勝地をば、心だらひに、妹に見せしめつるを、猶角松原のおもしろさを、未目のあたり見せざるはあかぬ事なれば、急く見せむと思ふを、其地に至らむは、何時の事にか、と片時も急くと思ふより、待遠に思はるゝよしなり

去來兒等。倭部早。白菅乃。眞野乃。手折而將歸。

去來兒等は、妻女などを呼かけて云るなるべし、一卷にも去來子等早日本邊と見ゆ、○白菅乃は、七卷にもかく白菅乃眞野之榛原とつゞけよめり、契沖一説をあげて云、此集に、わぎも子が袖をたのみて眞野の浦の小菅の笠をききて來にけり、眞野の池の小菅を笠にぬはして人のとほ名を立べきものか、此所、菅のあるところにて、しら菅の萬野とつゞくるか、とも聞えたりと云り、是説よろし。(契沖が、自の考に眞菅といふゆゑに、眞の字につゞくるなり、と云るはいとわろし)白菅の生る眞野といふべきを、即白菅の眞野といふ古語の例、既に一卷に委云り、併考べし、(略解に、白菅を地名なりと云るは、あらず)白菅の事は、品物解に甚委云り、○眞野乃榛原は、攝津國八田郡にあり、榛は品物解に委云、七卷に、古爾有監人之覓乍衣丹摺牟眞野之榛原とありて、こゝの榛原古より愛賞こし事おもふべし、○歌意かくれたるところなし、榛原のおもしろきに付て、手折て家づとに、持かへらむと云るなり

54

黒人妻 答歌一首。
白菅乃。眞野之榛原。往左來左。君社見良目。眞野之榛原。

往左來左は、往時來時なり、この左は、歸る左ともいふ左にて、時といふに同じ、古言に時といふことを、之太とも左太とも云るを、その之太も左太も、約ればとも左となれり、肥前風土記歌に、爲禰且牟志太夜、(率宿てむ時哉なり)集中には、十一に、此左太過而、十四に、阿抱思太毛安波乃徹思太毛、廿卷に、和須例母之太波など、猶多かり、さて今も土左國人は、行しだ來しだなどいふなるは、おのづから古言の遺存なるなり、(京師わたりにては、往しな來しなといへり)猶一卷間人連老が歌の下にも、委しく云るを併考べし、(かゝるを、今までこの意を、きよく得たる人なし、略解に、往さ來さのさは、さまなりといへり、されど、常にさまといふは、形容をいふことなり、形容來形容の意としては、通ゆべからず、但し、古今集離別に、したはれて來にし心の身にしあれば歸るさまには道も知れず、かゆるふの日記に、參るさまに得知で云々とあり、これらのさまは、時と譯さずしては、きこえず、されどそれより古くは、聞もおよばず、又荒木田氏、この左は、もとせより轉れる言と見えて、古事記に、落苦瀨而、後の歌に逢瀨、こゝをせにせむ、などいへるせとひとしきよし云り、されどこれらの瀨は、時の意としては、いさゝか通えがたし、○君社見良目は、この榛原を、君こそは、旅の往來の度々に、見賜ふらめといふなり、社は他にむかへて、その一すぢをたしかにいふ詞なり、君かそ見賜はめ、他はしからずとの意なり、○眞野之榛原と、打かへして云るは、其の情切きを示したるなり、○歌意は此おもしろき榛原の風色を、夫君こそは、往

時にも還時にも、度々に見て賞賜ふらめど、吾は女の身なれば、又還見むこともはかりがたければ、よく見てゆかむをといへるなり

春日藏首老歌一首。

春日藏首老が傳は、一下に委云り、藏首をクラビトと訓べきよしも、古事記傳を引彼處に云り

角障經。石村毛不過。泊瀨山。何時毛將超。夜者深去通都。

角障經は、石の枕詞なり、既く出づ、○石村毛不過は、石村さへも、未過ずといふなり、石村は、大和國十市郡にあり、此下に、磐余とも書たり、神名帳云、大和國十市郡石寸山口神社(大月次新嘗)とあり、神武天皇紀に、夫磐余之地、舊名、片居、亦曰片立、逮我皇師之破虜也、大軍集而、滿於其地、因改號爲磐余、と見み、○泊瀨山は、城上郡なり、既く出づ、○夜者深去通都(去字、拾穂本には爾と作り)は、夜は既く深つといふなり、去は已成の奴のかよへるなり、○歌意は、既く夜は深つることながら、いまだ磐余も行過ぎざれば、さても何時しか、長谷をば超むことぞ、と待遠に思はるゝよしなり、飛鳥藤原のあたりより、石村泊瀨と經行道にて、よめるなるべし

高市連 黒人歌一首。

墨吉乃。得名津爾立而。見渡者。六兒乃泊從。出流船人。

54

得名津は、和名抄に、攝津國住吉郡榎津(以奈豆)とあり、榎津の字は、古のまゝなるを、和名抄には、訛言のまゝに、以奈豆と記せるなり、○六兒乃泊從は、武庫郡武庫の泊よりといふなり、六兒は今いふ兵庫なり、集中かたぐいに見えて、武庫、牟故なども書たり、(元亨釋書に、攝州有室山、號如意輪摩尼峯、昔神功皇后、征新羅而還、埋如意珠、及金甲冑弓箭寶劍衣服等、故曰武庫)とあるは、後に武庫と書る字に就て、附會たる説にして、更にいふにも足ぬ、うつげごとなり、○歌意は、かくれたるところなし

春日藏首老歌一首

燒津邊。吾去鹿齒。駿河奈流。阿倍乃市道爾。相之兒等羽裳。

燒津邊は、ヤキヅヘニと訓るよろし、燒津は、景行天皇紀に、日本武尊、初至駿河云々、悉焚其賊衆而滅之、故號其處曰燒津、神名帳に、駿河國益頭郡燒津神社、和名抄に、駿河國益頭(末志豆)郡益頭(萬之都)と見ゆ、益はヤクの音を、ヤキに轉用ひたるなり、然るを後に燒といふことを忌て、益字の訓に唱かへたるものなり、備後の安那郡は、穴なるを、安字の訓にかへて、ヤスナと唱、大和の十市郡の郷名飯富を、飯富と書かへて、イヒトミと唱るなど、此類なり、と本居氏云り、邊は方になり、邊は假字ならねば、爾の辭をそふるに害なし、(さきにはヤキツへと四言に訓て、邊は物へ行のへにて、語辭にやとおもへりしは、あしかりけり、又へムの音を、へんに用ひたるにや、とおもひしも、あらぬことなりけり、)さてこの類のへを、凡て今は濁りて唱ふれども、必清べき例なり、既にくはしく云り、(頭註總國風土記、駿河國益頭、燒津神社、瑞)○阿倍乃市道爾は、

安部市に通ふ道路にと云なり、和名抄に、駿河國國府、在安部郡とあり、今の府中なり、元亨二年民部省圖帳に、駿河國阿兵郡阿兵市(或阿部)云々、東西四里南北九里六十步、とあり、○相之兒等羽裳は、兒等は女を云り、羽裳は歎息きて、いづらと尋ね慕ふ意の辭なり、此下に、如是耳有家類物乎芽子花咲而有哉跡問之君波母、十一に、情中乃隱妻波母、又不飽八妹登問師君羽裳、十二に、消者共跡云師君者母、十四に、安乎思努布良武伊徹乃兒呂波母、廿卷に、伊都伎麻左牟等登比之古良波母、(此外にも多く見えたり、)古事記中卷弟橋比賣命御歌に、佐泥佐斯佐賀牟能哀怒邇毛由流肥能本那迦邇多知且斗比斯岐美波母、古今集に、春日野の雪間を分て生出來る草の端かに見えし君者毛、といへるなど皆同じ、(波夜と云に似ていさゝか異りたる詞なり、)○歌意は、燒津の方にししかば、阿部市に往來ふ道中にて、おもはず相見しその美女はも、さてもその光儀の麗美しかりしが、目前にかゝりて、忘れられぬよとなり、既に引たる如く、老は常陸介なりけるよし、懷風藻に見えたれば、その任に下れる時の歌なるべし

丹比真人笠麻呂 往紀伊國 超勢家山 時作歌一首

笠麻呂は、傳未詳ならず、四卷にも、下筑紫國時作歌あり、○勢能山は、孝德天皇紀に、紀伊兄山(兄、此云制)とあり、既に出づ

栲領巾乃 懸卷欲寸 妹名乎 此勢能山爾 懸者奈何將有

栲領巾乃は、枕詞なり、領巾は頸にかくるものなれば、懸とつゞけたり、○懸卷欲寸は、懸む事の

欲きといふ意にて、(懸卷は、かけむの伸りたるなり)詞にかけて、言ま欲きよしなり、○妹名乎は、荒木田氏云、妹の名をと訓べし、この山のうるはしきに、妹といふ名をかけたならば、せめて旅路の心なぐさに、見つゝしぬはむといふ意なり、○懸者奈何將有は、負持せなば、奈何あらむと云むが如し、上に懸とはいさゝか異なり、名に負持事を、懸と云ること多し、かの御名爾懸世流明日香河、又妹之名爾繫有櫻など云る類なり、舊本に、一云、可倍波伊香爾安良牟と註せり、兄の山といふ名を改て、妹山と呼はいかにあらむといふなり、(源嚴水云、略解に、こは一本にはあらで、佛足石の御歌の如く、一句餘れるなるべし、といへるはいかゞ、集中にさる例なきうへに、かの佛足石の御歌は、音樂のしらべに合するが爲に、一句を剩して、よませたまひしと見ゆ、神樂催馬樂の歌などの如く、もとは三十あまり一もじの歌なるを、句を多く添て、長くうたふ類なるべければ、こゝには例としがたしといふべし、)○歌意は、かりにも、言の端にかけて、言まほしき妹といふ名を、この兄山に負持せて、やがて妹山と呼なしたらばいかゞあらむ、さらば戀しく思ふ妹と見つゝ、せめて旅路のなぐさめになりなむかとなり

春日藏首老 卽 和歌一首。

卽字、舊本郎に誤れり、類聚抄、古寫本、異本等に従つ

宜奈部。吾背乃君之。負來爾。此势能山乎。妹者不喚。

宜奈倍は、宜並にて、心にかなひて、何事もあかぬ所なく、満足ひたる意の詞なり、既く一下に註り、○歌意は、うるはしき吾兄の君が、兄といふ名に、宜しく打あひ、心にかなひて何一あかぬ事なき、この兄の山なれば、なほたゞに、もとの兄の山にてこそあらめ、いかで妹といふ名負せて、妹山とは喚なすべきぞといひて、笠麻呂を愛慰めたるなり

幸志賀時 石上卿 作 歌一首。

幸志賀は、續紀に、元正天皇養老元年九月戊申、行至近江國、觀望淡海、とあり、此時のことなるべし、○石上卿は、乙麻呂卿なるべし、(乙麻呂卿の父、麻呂公は、養老元年三月に薨賜へれば、同年九月の行幸に、從駕すべき謂なし)續紀に、神龜元年二月壬子、授正六位下石上朝臣乙麻呂從五位下、十一月己卯、大嘗云々、石上乙麻呂、云々等、率內物部立神楯、云々、天平四年正月甲子從五位上、九月乙巳、爲丹波守、八年正月辛丑、正五位下、九年九月己亥、正五位上、十年正月壬午、從四位下、乙未、爲左(右か)大辨、十一年三月庚申、石上朝臣乙麻呂、坐紆久米連若賣、配流土佐國、十三年九月乙卯、大赦、(此時に、乙麻呂も赦されて、京に入しなるべし)十五年五月癸卯、從四位下石上朝臣乙麻呂授從四位上、十六年九月甲戌、爲西海道巡察使、十八年三月己未、治部卿石上朝臣乙麻呂等云々、四月己酉、爲常陸守、癸卯、正四位下、九月己巳、爲右(左か)大辨、二十二年己未、從三位、勝寶元年四月甲午、勅云々、從三位中務卿云々、七月甲午、爲中納言、二年九月朔、中納言從三位兼中務卿石上朝臣乙麻呂薨、左大臣贈從一位麻呂之子也、懷風藻に、從三位中納言兼中務卿石上朝臣乙麻呂四首、石上中納言者、左大臣第三子也とあり、この行幸の時は、未わか、りければ、六位の官人にて、從駕へしなるべし、卿とあるは、後に三位になら

54

れければ、前にめぐらして、たふとみ書るなり、六卷に、石上、乙麻呂卿、配_ニ土左國_ニ之時、歌とあるも、その時は四位なれば、卿とは云まじきことなれども、前にめぐらして、たふとみ書る事、今と全同じ、○舊本こゝに、名闕とあるは、後人の加筆なり、もとより名のしれたる人にも、名を書さざるは、これかれ多きをや

此間爲而。家八方向處。白雲乃。棚引山乎。超而來二家里。

家八方向處は、家は何處ぞやといふ意なり、家とは奈良都の己が家なり、○歌意かくれたるところなし、四卷大伴卿歌に、此間在而筑紫也何處白雲乃棚引山之方西有良思とあるは、今のに似たり、六帖に、こゝやいづこあなおぼつかな白雲の八重立山を超て來にけりとあるは、今の歌を誤れるか

穗積朝臣老歌一首。

老は、續紀に、大寶三年正月甲子、遣_ニ正八位上穗積朝臣老于山陽道云々、和銅二年正月丙寅、授_ニ從五位下_一、三年正月朔、受_レ朝、左副將軍穗積朝臣老云々、六年四月乙卯、從五位上、養老元年正月乙巳、正五位下、三月癸卯、(石上麻呂薨)式部少輔穗積朝臣老、爲_ニ五位已上之誅_一、二年正月庚子、正五位上、九月庚戌、爲_ニ式部大輔_一、六年正月壬戌、穗積朝臣老、坐_レ指_ニ斥乘輿_一、處_ニ斬刑_一、而依_ニ皇太子奏_一、降_ニ死一等_一、配_ニ流於佐渡島_一、天平十二年六月庚午、(大赦)流人大赦穗積朝臣老等五人、召令_ニ入_レ京_一、十六年二月丙申、以_ニ大藏大輔穗積朝臣老等五人_一、爲_ニ恭仁宮留守_一、など見えたり

吾命之。眞幸有者。亦毛將見。志賀乃大津爾。縁流白浪。

吾命之は、ワガいのチノと訓べし、ハワガいのチノと訓るは、太じきひがことなり、凡て吾命と云ときは必乃、毛、乎、波など云辭をそへて、六言にいふ古歌の一の例なり、四卷に、吾命之將全幸限、十二に、我命之長欲家口、十三に、吾命乃生極、雄略天皇紀秦酒公歌に、倭我伊能致謀那我具母鵝騰、此卷下に、吾命毛常有奴可、十五に、和我伊能知乎奈我刀能之麻能、十六に、吾命者惜雲不有などあり、(たゞ十一に、吾命妹相受日鶴鴨、また吾命生日社とあるのみは、乎乃などいふ辭にあたる字はなけれども、凡て此歌の書法は、辭の字を省ける例なれば、猶これらをも、外の例によりて、吾命乎、吾命乃と辭をそへて訓べきなり、しかるを略解などに、例にもよらずして、此等を、ワガいのチと五言によみたるは、きはめて誤なりけり、○眞幸有者、十七に、麻佐吉久登伊比底之物能乎とあり、○歌意かくれたるところなし、十三に、天地乎歎乞禱幸有者又反見思我能韓埒とあるは、今の歌に似たり、○舊本こゝに、右今案不審幸行年月(幸行、古寫本には行幸と作り)といふ註あり、後人のしるせるものなり

間人宿禰大浦初月歌二首。

間人宿禰大浦(浦字、異本には輔と作り、)傳未詳ならず、九卷に、間人宿禰とあるは、同人なるべし、天武天皇紀に、十三年十二月己卯、間人連賜_ニ姓宿禰_一と見ゆ、間人は、ハシヒトと訓べし、(略解に、ハシウトとよみたるは、いみじきひがことなり、凡客人をマラウト、旅人をタビウト、商人をアキウトなどいふ類は、すべて後世の、音便にくづれたるなり、古はいづれも、たゞしくヒトとこそ、唱へたれ、)○舊本こゝに、大浦紀氏見_ニ六帖_一と註せり、最後人のしわざなり、古寫本、拾穗

本等になきぞよき

天原。振離見者。白眞弓。張而懸有。夜路者將去。

第一二句は、既に二卷に出づ、○白眞弓は、檀の木にて削りたるにて、漆にてぬらす、白木のまゝにて用る弓を云、檀は木理細かにして、生れつきねばくしなやかにて、古弓の上材とせし故に、やがて其木名をも、眞弓と負せたるなり、(此木にて造れる故に、弓を眞弓と云にはあらず、本弓より出たるにて、木名となれるは末なり)檀の事は、猶品物解に委云、さてこゝは、初月を眞弓を張りたるに見なして云るなり、文粹に、初三夜月似一張弓、和名抄に、劉勰釋名云、弦月、月之半名也、其形一旁曲一旁直、若張弓弦也、弦、和名由美八利、有上弦下弦と云り、(大和物語歌に、てる月を弓張としもいふことは山邊をさして射ればなりけり)○張而懸有は、ハリテカケタリと訓て、暫こゝにて絶べし、(舊本に、カケタルとよめるはわるし)○夜路者將去(去字、舊本には吉と作り、今は異本に去と作るが勝れるによる)は、ヨミチハユカムと訓べし、○歌意は、天原に、白眞弓を張て懸たれば、いかなる夜路をゆくとも、賊徒妖物などのおそれあらず、いざ夜路は行むと云るなり

棕橋乃。山乎高可。夜隠爾。出來月乃。光乏寸。

棕橋乃山は、大和國十市郡にあり、七卷に、橋立倉崎山、また橋立倉崎川、諸陵式に、倉梯岡陵、在大和國十市郡古事記に、倉崎山、(歌に、波斯多且能久良波斯夜麻衰佐賀志美登)書記に、倉梯、續紀に、倉橋難宮、三代實錄に、大和國十市郡棕橋山など見えたり、○山乎高可は、山が高さにかの意なり、可の詞は、尾句の下にうつして意得べし、○夜隠爾は、九卷には、夜牢爾とあり、四卷に、月四有者夜波隱良武須叟羽蟻待とも見ゆ、本居氏云、夜隠とは、宵のかたよりもいひ、曉のかたよりもいふことばなり、いつかたよりも、深きかたをこもるとは云なり、たとへば山にこもると云に、東の麓の方よりこもるは、西へこもるなり、西の麓のかたよりこもるは、東へこもるなり、その如く、曉の方よりいふは、まだ夜の深きことをいふ、宵のかたよりいふは、夜ふかくなることをいふなり、さればこの歌は、廿日以後、夜ふけて出る月をよめるなり、(此句を六帖に、木がくれてとあるは、後に誦誤りたるものなるべし)○光乏寸は、見る間の、少く乏きと云にて、不足おもふ意なるべけれど、いさゝか心ゆかぬいひざまなり、九卷に、沙彌女王歌とて、全同歌を再出せるに、尾句を片待難とあるぞ、理よく聞えたる、○歌意は、棕橋山が高さに、其山に障られて、いたく夜深で出る月の遅くて、見る間の少く乏きかとよめるなり、片待難とする時は、待遠にして、待得難きよしなり、此歌は、本居氏云、今一昔の、天原云々の歌とならびてのれるから、まぎれたるものにて、實は初月の歌にあらず、廿日以後の月の歌なり

小田事。勢能山歌一首。

小田事主は傳しれず、紀氏六帖に、此歌の作者を、をだのことぬしとあり、舊本は主字脱たるものなり

眞木葉乃。之奈布勢能山。之奴波受而。吾超去者。木葉知家武。

之奈布は、十卷に、秋芽子之四搓二將有妹之光儀乎、十三に、春山之四名比盛而、廿卷に、多知之奈布伎美我須我多乎、神代紀に、其秋垂顛八握莫々然甚快也、などあり、○之奴波受而は、家をこひしく思ふ心に、えたへしのばずしてといふなり、○木葉知家武は、木葉も、吾心のうちを知けむといふなり、○歌意は、家を戀しく思ふ心に、得堪忍ばずして、愁ひしなへて超ゆけば、木の葉も吾心のうちを知けるにや、眞木葉の、うなだれしなひて見ゆらむとなり、三四五一二と句を次第て意得べし、七卷に、天雲棚引山隱在、吾忘木葉知、十一に、我背兒爾吾戀居者吾屋戸之草佐倍思浦乾來、などよめるも、此類なり、(現存六帖に、よひのまに雪積るらし眞木の葉のしなふ勢山の風も音せず、全今の歌によれり)

角兄麻呂歌四首。

角兄麻呂(舊本、角を角に誤、兄字を脱せり、角は古寫本に依、兄は續紀に依て補つ、字書に、角音録とありて、角録相通はして用たり)は、續紀云、文武天皇大寶元年八月壬寅、勅僧惠耀云々、並還俗復本姓、代度各一人、惠耀姓録名兄麻呂、元正天皇養老三年正月壬寅、授正六位上角兄麻呂從五位下、五年春正月甲戌、詔曰、文人武士、國家所重、醫卜方術、古今斯崇、宜擢於百僚之内、優遊學業、堪爲師範者、特加賞賜、勸勵後生、因賜云々、陰陽從五位下角兄麻呂等、各給十匹、絲十絢、布二十端、銀二十口、聖武天皇神龜元年五月辛未、從五位下能(當作錄)兄麻呂賜姓羽林連、四年十二月丁亥、云々、其犯法尤甚者、丹後守從五位下羽林連兄麻呂、處流、などあり、久方乃。天之探女之。石船乃。泊師高津者。淺爾家留香裳。

天の探女は、古事記に、爾天佐具賣、聞此鳥言、而語天若日子言、云々、とありて、天若日子につかへし女なり、書紀に、天探女、此云阿麻能左愚謎、和名抄に、日本紀云、天探女、和名阿萬佐久女、一云、安萬乃佐久女とあり、○岩船之は、神武天皇紀に、抑又聞於鹽土老翁曰、東有美地、青山四周、其中亦有天磐船、飛降者、云々、厥飛降者、謂是饒速日歟、また云、時長髓彦、乃遣行人、言於天皇曰、嘗有天神之子、乘天磐船、自天降止、號曰櫛玉饒速日命、此集十九に、蜻鳥山跡國乎天雲爾磐船浮云々安母里麻之(これは、皇御孫命の磐船に乗して、天降ませることを申せり)などありて、天降る時には、大かたこの石船にのりて、降坐ことにぞありけむ、(近ころ平田篤胤が、皇御孫命の天降し、天浮橋と、この磐船と一物ぞ、といへるはよく叶へり、其説甚詳なり)さて磐とは、其物の堅固を稱て、しかいふか、又は實に磐にて造れる故に、しかいふか、今定めてはいひがたけれども、實に磐にて造れるものならむとおもふよしもあり、(さるは土佐國香美郡大里莊東川村に、石舟明神社あり、古老傳説に、石船に乗て天降賜ふ神なりと云り、今に社傍に石舟あり、長八尺許、互三尺四寸許ありて、いと神さびたり、古代神造の物と見えたり、これ實に磐にて造りしものならむ、とおもふ據なり)〔頭註、朝野群載曰、攝津東方於味原有石船、往十尋餘、石中有凹凸、置中央寶珠一顆、名曰如意珠、其船向東北、〕○泊師高津者は、泊師とは、船の待智者、搖動、其上有祠、祭祀石靈、云々(右攝津名所圖會所引)○泊師高津者は、泊師とは、船の至り著しを云、高津は難波高津なり、攝津國風土記云、難波高津者、天稚彦天降時、屬之神天探女、乘磐舟而至于此、其磐舟所泊故、號高津といへり、高は天と云が如し、津は船津なり、天探女が船の、天より至り著し津なる故に、天の津といふ義にて、高津と號しといふ意なり、高は高光、高往などいふに同じく、天の意なること、此風土記の説にて、いよく明かなり、さて今は、

54

その故事をおもひてよめるなり、○淺爾家留香裳は、潮退て淺くなりける哉といふなり、さて高津は即難波津にて、津は岸の上なりけむによりて、高津と云なるべく、かくて難波の地形、今の大坂より南へ、住吉のあたりまで長くつゞきたる岸ありて、上古は、その岸まで潮來りしを、此歌よめる頃は、既く此岸までは、潮來らざりし故に、かく云るなるべし、と本居氏いへり、此説に依るときは、岸の上にて高き地なるによりて、高津と云しと聞えたり、されど風土記によるときは、高は天の意なること、前に云る如し、○歌意かくれたるところなし、久しき代々を経し事を云るなり

鹽干乃。三津之海女乃。久具都持。玉藻將苜。率行見。

鹽干乃は、四言一句なり、○三津之海女乃は、ミツノアマノと訓て、六言一句とすべし、(舊本にアマメとよめれど、アマメと云る例なし)海女と書るは、海夫、海子など書ると、同様のこゝろなり、○久具都持は、久具都は、藁にてあみたる袋なり、(谷川氏、くゞつは、袖中抄に裏字をよめり、莎草を編て、袋にしたるをいふなりといへり、猶考べし)うつほ物語さかの院の巻に、きぬあやを、糸のくゞつにいれてと見ゆ、和名抄に、唐韻云、傀儡、樂人之所弄也、和名久々豆とあり、持は美籠持の持なり、モチと訓べし、(モチといふはわろし上に委云り)、(頭註、袖中抄、くゞつとは、わらにのなれ、それに藻なり)○率行見は、いざくはやく行て見むといふなり、伊射はいざなひたつる詞にて、既く出、○歌意かくれなし、九卷に、難波方鹽干爾出而玉藻刈、海未女通女等汝名告左禰とあり

風乎疾。奥津白浪。高有之。海人釣船。濱眷奴。

風乎疾は、風が疾く吹故にの意なり、○高有之(有字、拾穂本に天は脱たるなり)は、高くあるらしといふなり、○濱眷奴(眷字、舊本眷に誤れり、今改つ)は、濱に歸りぬ、といふなり、眷はかへり見といふ意の字なるを、かへるの借字とせり、奴は已成の奴の辭なり、○歌意かくれなし

清江乃木(志)笑松原。遠神。我王之幸行處。

木志笑松原(志字、舊本脱せり、今は十卷に、木志乃子松とあるに依て補つ、同卷に片山木之ともあり、笑は字書に、笑俗矢字と註し、六卷に、弓笑圍而、和名抄に、釋名云、笑、和名夜とあり、されど古は、籥に通用ひけむと思はれて、九卷に、蘆檜木笑、又絶等寸笑、十卷に、足日木笑、十一に、浮笑緒乃、また小竹之眼笑、十三に、葦原笑、また帶乳根笑、また隱來笑、また石床笑、また衣袂笑、六卷に、飽津之小野笑、また大海乃原笑など、多く之の假字に用ひたり、和名抄に、讚岐國香川郡笑原、乃波良ともあり、籥は矢の體なり、今も、のとも、のだけともいふものなり、)は、岸之松原なり、○遠神は、大王の枕詞なり、既く一卷に出て委註り、○幸行處はイデマシトコロと訓、(ミユキシトコロと訓はわろし)難波に幸行しこと、數度ありければ、住吉にいでましこと、いふまでもなし、○歌意かくれなし

田口益人大夫。任上野國司一時。至駿河國淨見崎。作歌二首。

田口益人大夫は、續紀に、文武天皇慶雲元年春正月丁亥朔癸巳、從六位下田口朝臣益人授從五位下、元明天皇和銅元年三月丙午、從五位上田口朝臣益人爲上野守、二年十一月甲寅、從五位上田口朝

54

臣益人爲_ニ右兵衛率_ト、元正天皇靈龜元年四月丙子、授_ミ正五位下田口朝臣益人正五位上_ニなどあり、大
夫とは、四位五位の人に_{ツケテ}云稱なるが中に、氏名の下に附て云るは、みな五位の人なり、藤原宇
合大夫、山上、憶良、大夫などあるが如し、此人當時、從五位上なりしが故なり

盧原乃。清見之崎乃。見穗乃浦乃。寬見乍。物念毛奈信。

盧原乃、(乃字、類聚抄には之と作り、)和名抄に、駿河國盧原郡盧原、伊保波良とあり、○清見之崎
乃、清字、類聚抄拾穗本等には淨、之字、拾穗本には乃と作り、○見穗乃浦乃、(上の乃字、類聚抄
には之と作り、)神名帳に、駿河國盧原郡御穗神社、三代實錄に、貞觀七年十二月廿一日戊辰、授_ミ駿
河國從五位下御廬神從五位上_トとあり、今三穗といふところは、清見が崎より、入海_ニしに向_ヒにあり
といへり、○寬見乍は、浪のゆたくとたゆたひつゝ、おもしろきを見つゝといふなり、廿卷に、海
原乃由多氣伎見都々安之我知流、奈爾波爾等之波倍努倍久於毛保由、(八卷に、大乃浦之其長濱爾緣
流浪、寬公乎念比日、十一に、海原乃路爾乘、哉吾戀居、大舟之由多爾將有人、兒由惠爾なども見
ゆ、)○物念毛奈信は、旅の憂を忘れて、物思も無となり、○歌意かくれなし

晝見騰。不飽田兒浦。大王之。命。恐。夜見鶴鴨。

田兒浦は清見崎より東へ行ば、今薩埵坂といふ山の下の渚に、昔の道ありて、そこより向ひの、伊
豆の山の禁までの海、田兒なりと云り、○大王之、王字拾穗本には君と作り、○歌意は、晝見てさ
へあかず、おもしろき、田兒の浦の佳景なるに、公役を恐みつゝしみて、夜道に、そこを見て、歴

つゝ來つるが、口をししく、あかぬ事におもはるゝこと哉となり、古人の、王命を恐みつつしみて、公
事をつとめいそしめ勵める意、よく思ひやるべし、大かたに見すぐすべからず

辨基歌一首。

辨基は、舊本左註に、或云、辨基者、春日藏首老之法師(時字脱か)名也、とあるが如し、なほそ
の僧なりし事は、一下春日藏首老が傳に委_テ云るが如し、續紀には辨紀と書り、基紀同音なれば、通
書るなるべし

亦打山。暮越行而。盧前乃。角太河原爾。獨可毛將宿。

亦打山は、大和國の信土山なり、紀伊國の堺にあり、一卷に出づ、○暮越行而(越字、類聚抄には
超と作り、)は、暮方に越行てといふなり、○盧前乃角太河原爾(太字、拾穗本には田と作、河字類聚
抄には无)は、河字无本に依ば、原は眞神之原などいふ原にて、スミダノハラニとも訓べく、又河原
とあるも、河は借字、之の意にて、角田之原なるべし、(古來河とのみ心得來つれども、河にてはあ
らじとぞおもはるゝ)さて角田は、眞土山の隣にありと云り、(本居氏、隅は須美、角は都奴にて、事違
へりと云り、されど續紀廿八詔に、東南之角云々、西北角などあれば、なほ角田は、スミダなるべ
き證とすべし、中世に至りて、北條泰時に隨ふ人の中に、角田太郎といふ者あり、もしは此地より
出たる人によ、宮地春樹翁云、近江の海量僧、土佐に來て云、近頃紀伊國に行、信土山にて里人に
聞、紀伊の方信土山のほとりに、いほさきと云ところあり、其處に隣りたる大和のかたにすみだの

庄と云あり、そこに川あり、今はまつち川と云、是を即古すみだ川と云けらし、かゝれば信土山いほさき角太川は、みな紀伊大和の兩國にあること、疑なしと云り、但しすみだ川といふは、古よりありもしけむ、今の歌なるは、河によれるにはあらず、と思はるゝこと、上に云る如し、○獨可毛將宿は、一人宿かむ、さてもくるしやといふなり、可毛は、將宿の下にうつして意得べし、可は疑辭、毛は歎息辭なり、○歌意かくれたるところなし、旅宿のくるしきさま、いとあはれなり

大納言 大伴卿 歌一首

大伴卿は、旅人卿なり、按に、類聚國史に、淳和天皇弘仁十四年、改大伴宿禰、爲大伴宿禰と見ゆ、是は淳和天皇の御名を、大伴と申しけるが故に、其を忌避て、大伴を伴と爲、また古き典籍どもに、大伴とあるをも、トモとのみ唱へしなるべし、さてすべて御諱を避る事は、當代天皇と太上天皇との御名に、かぎれることなり、(其旨、次に引續紀の詔にてしられたり、しかるを天野信景が、鹽尻と云物に、當代天皇より上、五代の御名を諱を、古法とするよししるせる、其は異國の制によりていへるにて、此方にて、さる御さだめのありしことはあらず、)さればそれすぎて以降は、諱避べきよしなければ、古き物に大伴とあるをば、舊に復りてオホトモと唱へしなるべし、かくて淳和天皇より先に、御諱を避し事は、續紀に、延暦四年五月、詔曰、先帝御名、及朕之諱、自今以後、宜並改避、於是改姓白髮部、爲眞髮部、山部、爲山とあり、これ光仁天皇を初白壁王と申し、桓武天皇を山部王と申しける故なり、これより先、御諱を避しただなければ、忌ざりしなるべし、まして清寧天皇は、生しながら、御髮白くおはしましける故、御名を白髮天皇と申しを、此天皇御子お

はしまさよりしから、御名の末世まで貽るべき事を、おもほしめして、白髮部をおかせ給へることあり、これは忌避るとは反なり、さてこの後、後嵯峨天皇の御諱を、國仁と申しけるが故に、古き物に國人とあるを、クニタミと呼、後宇多天皇の御諱を、世仁と申しけるが故に、世人とあるは、人とのみ唱へしとぞ、此他後紀に、大同元年秋七月戊戌、云々、改紀伊國安禰郡、爲在田郡、以詞涉天皇諱也、大同四年九月乙巳、改伊豫國神野郡、爲郡居郡、以觸上諱也、また類聚國史避諱部に、天長十年、天下諸國人民姓名、及郡鄉山川等號、有觸諱者、皆令改易、など見えたるを思へば、彼頃は、殊に嚴く制られし事と見えたり、大伴を伴とし、山部を山とせるは、そのかみの事にて、永く後世までをかけて、制められし事ならねば、何も今は、避申べきよしなかるべし、(國人とあるをば、今もなほ、クニタミと唱ふなるは、そのかみ諱避て稱しまを、後までも舊きに復さずして、稱來れるなるべし、永く避べき理にて、しかるにはあらざるなり、)さて大納言已上には、凡て名を記さざること、此集の法例なるうへ、此は家持卿の父君なれば、名を憚て記さざることならなり、旅人卿は、續紀に、和銅三年正月朔、受朝、(列)左將軍正五位上大伴宿禰旅人、四年四月壬午、從四位下、七年十一月庚戌、爲左將軍、靈龜元年正月癸巳、從四位上、五月壬寅、中務卿、養老二年三月乙巳、爲中納言、三年正月壬寅、正四位下、九月癸亥、爲山背國攝官、四年三月丙辰、爲征隼人持節大將軍、六月戊戌、詔曰、蠻夷爲害自古有之、今西隅等賊怡亂、屢害良民、因遣持節將軍大伴宿禰旅人、誅罰其罪、云々、五年正月壬子、從三位、三月辛未、給資人四人、神龜元年二月甲午、授大伴宿禰多比等從三位、(此卷の奥書に、天平二年十月一日、任大納言とあり、さも有べし、此事紀文には漏たり、)天平三年正月丙子、從二位、七月辛未、大納言從二位大伴

宿禰旅人薨、難波朝、右大臣大紫長徳之孫、大納言贈從二位安麿呂之第一子也と有、○舊本こゝに、未詳、二字あるは、最後人の書入なり
奥山之。菅葉凌。零雪乃。消者將惜。雨莫零行年。

菅葉凌は、菅は品物解に云り、凌は、荒木田氏、自堪忍を、しのび、しのぶと云、他のたへがたきを、是よりおしてするを、しのぎ、しのぐと云、神代紀に、凌奪吾高天原とあるしぬぎ即是にて、凌礫の字意なり、さればこゝも、菅の葉をおしなびけて、降雪と云意なりと云り、六卷に奥山之眞木葉凌零雪乃、零者雖益地爾落目八方、十卷に、木落凌而霞霏霽、霞は、木葉をおしなびけて、立ものにはあらざれども、たゞ打見たるさまの、木葉を押なびけて立る如く、多く霞のたなびけるを云るなり、また白浪凌落沸速湍涉、また秋芽子凌左牡鹿鳴裳などよめり、○雨莫零行年は、本居氏、行は所字の誤にて、所年はツネなりと云り、こゝは雨ふることなかれ、と希ふ意なり、莫零そといふに、年の希望辭をそへたるなり、十卷に、雨莫零行年、七卷に、風莫吹行年、又言勿絶行年、十三に、犬莫吠行年などあるも、皆所年の寫誤なるべし、○歌意かくれたるところなし

長屋王。駐馬寧樂山。作歌二首。

長屋王は、一下に、御傳委く云り

佐保過而。寧樂乃手祭爾。置幣者。妹乎目不離。相見染跡衣。

佐保過而は、七卷に、足代過而絲鹿乃山之櫻花とあると、同じいひ様なり、佐保は寧樂に近き地なり、○寧樂乃手祭は、手向山と云是なり、古今集羈旅に、朱雀院の、奈良におはしましける時に、手向山にてよめる、菅原朝臣、此たびは幣もとりあへず手向山云々、素性法師、手向にはつゞりの袖もきるべきに云々、とあるところなり、本居氏、多牟氣とは、越行山の、坂路の登り極たる處を云、其所にては、神に手向をする故に云なり、今俗に、此を峠と云は、手向を訛れるなりと云り、十五に、美故之治能多武氣爾多知且、十七に、刀奈美夜麻多牟氣能可味爾奴佐麻都里などもよめり、これらにて見れば、何の山にても、坂路の絶頂にて、手向する地を云りしなり、さるを寧樂の手向は古よりことに名高く、誰も彼地にて、手向するにきはまりたるがゆるに、山名ともなれるなるべし、○置幣は、置とは、すべて神に奠る物をば、置座などに居置て、獻る故に云、幣とは、集中に幣帛とも帛とも書て、其は神に奉る方にいひて、もはらいはゆる、白和幣、青和幣、木綿の類を云なるが、爾伎氏といふは、もと和布の約れる言にて、なべて絹布の類を云稱なり、と云説の如し、其を神に獻る方に付ては、奴佐といへるなり、其は麻の皮穀木の皮などを、裂て織たる布をも用ひ、又未織すて、たゞ緒にしたるまゝをも用ひたりと見ゆ、さてその緒を木綿といひて、賢木の枝などに取かけたれたるを、木綿取つけなど多く云り、木綿とはもはら穀にて製るを云ことなれど、又麻と穀と、一種なるを總ても、木綿とはと云るなり、後世に紙を用ふるは、木綿の代なり、かくて古く麻とも書たれども、奴佐は必しも、麻にかぎりて云るには非ざること、件にいへる如し、しかれども、主と用ふる方に就て、しか書りと見ゆ、さてこの麻を、古くは、布佐ともいへりしは、古語拾遺に、好麻所生、故謂之總國、古語麻謂之總也、今爲上總下總二國とある如し、總とは麻を細に裂て、

總として垂るより、いへる稱なるべし、されば奴佐といふ名義は、本居氏の禱布佐なり、禱宜布は、奴と約れり、事を乞禱とて、奉るよしなりと云る、さることなるべし、(されば、これも名の由縁は、主とある、麻の方に就て云るなり、さて幣字は、説文に、幣帛也と注し、字彙に、幣財也錢也とも注して、漢土にてすべて絹帛より金玉の類、上獻る物を幣と稱より此方にて、奴佐にこの字を用ひ來れるなり、ミテクラといふにも、幣帛の字を用ひ來れり、その時は、絹布の類はさらにて、何にまれ、神に奠る物を、ひろくいへる稱なり、また彼方にて、幣貢といへることありて、幣貢玉馬皮帛也と註せり、ミテクラ、といふには、よくあたれることなり、○妹乎目不離(離字、舊本雖に誤れり、古寫本拾穂本等に従つ)は、妹を見る事の絶ず、といふ意なり、目離とは、見る事のかれ行よしなり、草木の枯といふも、生氣の離るよしにて、もと同言なり、(人目も草もかれぬとおもへば、など後にも云り)○相見染跡衣は、令相見よとてその意なり、染は令の借字なり、六卷に、深染西情可母、四卷に、情爾染而、十一に、染心などあり、○歌意は、寧樂の手向山に、ねもころに幣帛奉るは、他の故にあらず、吾戀しく思ふ妹を、相見る事の絶ず、あらしめよとてそとなり、十卷に、天漢瀨每瀨の上に、度字を脱せり、幣奉情者君乎幸來座跡、こゝろばえ似たり

磐金之。凝敷山乎。超不勝而。哭者泣友。色爾將出八方。

磐金之は、(金は借字、)磐之根之なり、○凝敷山乎は、凝り重る山をといふなり、七卷に神左振盤根已疑敷三芳野之水分山乎、また石金之疑木敷山爾入始而、十二に、石根興凝敷道乎石床笑根延門呼、此下に、極此疑伊豫能高嶺乃、十七に、許其志可毛伊波能可牟佐備などあり、○超不勝而は、山は

さがしく、家に留れる妹に心は引れ、かたぐ超むと思へども、得超あへずして、といふなり、○色爾將出八方は、色に出むやはといふ意なり、米は牟のかよへるなり、八は後世の也波の意、方は歎息辭なり、しのびくに哭には泣とも、それと人の知まで色には出さじとなり、○歌意かくれたる所なし

中納言 安部廣庭 卿 歌一首。

廣庭卿は、續紀に、元明天皇和銅二年十一月甲寅、正五位下阿部朝臣廣庭爲伊豫守、四年四月、壬午、正五位下安倍朝臣廣庭授正五位上、六年正月丁亥、正五位上阿部朝臣麻呂(廣庭の誤なるべし)授正四位下、元正天皇靈龜元年五月壬寅、從四位上(下の誤か)阿部朝臣廣庭爲宮内卿、養老二年正月庚子、從四位下阿部朝臣廣庭授從四位上、五年六月辛丑、以正四位下阿部朝臣廣庭爲左大辨、六年二月壬申、參議朝政、同三月壬寅朔戊申、知河内和泉事、七年正月丙子、正四位上、聖武天皇神龜元年七月庚午、遺從三位阿部朝臣廣庭等、監護喪事、(夫人石川大薙比賣薨)四年十月甲戌、以從三位阿倍朝臣廣庭爲中納言、天平四年二月甲戌朔乙未、中納言從三位兼催造宮長官知河内和泉等國事阿倍朝臣廣庭薨、右大臣從二位御主人之子也、懷風藻に、從三位中納言兼催造宮長官安倍朝臣廣庭二首、年七十四、など見えたり

兒等之家道。差間遠鳥。野干玉乃。夜渡月爾。競敢六鴨。

兒等之家道は、妹が家當近き道をいふ、兒等は妹が事なり、○差間遠鳥は、差は彌々なり、未彌彌

54

間遠なるをの謂なり、間遠は間近の反にて、間字を書る如く、此と彼と間の遠き謂なり、此下に
 も、藤衣間遠之有者ともあり、十四に、麻等保久能久毛爲、又麻等保久能野、又久毛能宇倍由奈
 伎由久多豆乃麻登保久於毛保由ともあり、皆同じ詞なり、かくてこれらの假字書によりて、等の言
 を清て唱べし、(濁りて唱ふるは非なり、龍麻呂が、古言清濁考に出せる如し、されどこれらを、眞
 遠と見たるは、たがへることなり)○夜渡月爾は、夜中に中天を渡ゆく月にと云なり、(契沖が、夜
 渡月は、夜一夜ある月なり、と云るは甚わろし、夜を渡る月、といふ意には、あらざればなり)渡
 は中天を往ことなり、十二に、野干玉夜渡月之清者、十八に、奴婆多麻能欲和多流都奇乎伊久欲
 布等などあり、○競敢六鴨は、キホヒアヘムカモと訓るよろし、競は、廿卷に、和多流日能加氣爾
 伎保比豆多彌豆奈とあり、(略解にも何にも、キッヒと訓るは誤なり、凡てキッヒといふ假字の、
 古あることなし、十七に、服曾比獵須流とあるは、服襲獵するなり、競獵といふにはあらず、思ひ
 まどふべからず)新古今集雜上に、はやくより、わらは友だちにて侍ける人の、年ごろへて行あひ
 たるが、ほのかにて、七月十餘日の月にきほひて歸侍ければ、紫式部、めぐりあひてみしやそれとも
 分ぬ間に雲かくれにし夜半の月哉、この月にきほひて、とあるに同じ、字書に、競争也とある意に
 て、まけじとすることなり、敢は爲がたきことを、しひてするをいふ詞なり、十八に爾奈比安倍牟加
 母、とあるに同じ、字書に、敢忍爲也とあり、(頭註、字鏡に、語、競言、支曾比云、又、支曾比加太利、と
 それより古く)○歌意は、天往月の入ぬさきに、到らむと急けども、妹が家道差間遠なれば、月の早
 きには、敢て争ひ得じ歎、さても心の落居ぬ事哉といふなり、(契沖が、月にきほふは、月に乗じて
 といふがごとし、と云るはいかゞなり)これは物へ行て、夜をかけてかへり來ますほどに、よまれ
 しなるべし

柿本朝臣麻呂。下筑紫國一時海路作歌二首。

名細寸。稻見之海之。奥津浪。千重爾隱奴。山跡島根者。

名細寸は、既く出、○稻見乃海之は、播磨國印南海之といふなり、○千重爾隱奴は立へだの沖つ
 浪の千隔に、大和島は隠りぬといふにて、甚間遠くなれるよしなり、奴は已成の奴なり、○山跡島
 根者(跡字、拾穂本に路と作はる誤なり)は、大和國者といふなり、上にかへして意得べし、根は
 そへたる辭にて、唯島なり、草根の根に同じ、さて島は、國と云に同じ、○歌意は此印南の海邊に
 て、吾家の方をかへり見すれど見えす、沖津浪の、千隔に立へだてられて、大倭島根は隠れて、甚
 間遠くなりぬとなり

大王之。遠乃朝廷跡。蟻通。島門乎見者。神代之所念。

遠乃朝廷跡は、遠の朝廷とある、太宰府にの意なるべし、此朝廷は太宰府を云、美加度は、もと宮城
 の御門をいふより起りていふ詞にて、朝政取行ふ處をば、凡ていふ稱なり、(伊勢物語に、わがみか
 ど、六十餘州といへるは、後世に、御國を吾朝といふ、其ころにていへるにて、古意にあらず)太
 宰府は、皇都に隔遠きが故に、天皇の遠の朝廷とも、大皇の遠の朝廷ともいふなり、さて天皇と申
 すと、大皇と申すとは、差別ある、詞なること既く云るが如くなれども、此遠の朝廷は、いづれに
 云ても妨なき故に、二様に云たるなり、○蟻通は、(蟻は借字)在つゝ通ふよしなり、○島門乎見者

54

(島字、拾穗本には鴨と作り、)門は海門河門水門の門にて、太宰府に往來ふ海路の、島々の島門を見れば、といふなり、(神代之所念(念字、拾穗本には思と作り、)は、源嚴水云、島門は、難波より筑紫までの間の、島々をすべ云なり、さてかの島々の、依合たる島門の、あやしくなりいでしを、見るにつけては、神の國造らし、時、いかにしてか、かくはつくり出給ひけむ、と神の御代の事まで、おもはるゝと云なるべし、(略解に、島門は二卷に、讚岐の歌に、神の御面と次て來る中の水門由船浮て、とよみたるに同じ地と見ゆ、神代之所念は、右の神の御面といふに同じといへるは、いかに心得ていへることにか、彼、歌の神之御面は、やがて讚岐國をさして云るにて、此歌の神代とは同じからず、又荒木田氏が、十八家持、卿の吉野行宮歌に、可美乃みことのかしこくもはじめたまひて云々とよめるは、雄略の御代を申せるなるべく、橘歌に、神乃大御世爾田道間守云々とあるは、垂仁の御代をさせり、さればこゝの神代も、はじめて、太宰府を置れたる御代をいふなり、といへるもいかゞなり、)○歌意かくれたるところなし

高市連黒人。近江舊都歌一首。

舊都は、志賀大爾都なり

如是故爾。不見跡云物乎。樂浪乃。舊都乎。令見乍本名。

如是故爾は、如是哀悲に堪がたき故にの意なり、○令見乍本名は、本名令見乍といふ意なるべし、本名は俗に、めたにといふ言のもととなるべし、既に云り、○歌意は、舊都を見ば、古をしのぶに堪ず、かなしからむ、とかねておもふ故に、いな見じといふ物を、なほめたに見せつゝ、おもひしこと、悲憐にたへられぬ事となり、これは行路に伴なふ人などの、舊都の地を、いざ立よりて見て行むと云るに、いなと云るを、強て誘はれ行てよめるさまなり

幸ニ伊勢國一之時。安貴王。作歌一首。

幸ニ伊勢國一は、續紀に、天平十二年冬十月壬午、行幸伊勢國、云々、と見えたり、六卷にも、天平十二年冬十月、依ニ太宰少貳藤原朝臣廣嗣、謀反發軍、幸ニ于伊勢國一とあり、猶彼處にも云べし、○安貴王は、拾穗本に、春日皇子之子と註せり、續紀に、天平元年三月、無位阿紀王授ニ從五位下、十七年正月乙丑、從五位上、後紀延曆二十五年五月條、五百枝王傳に、公者田原天皇(志貴)四代、正四位下春日王曾孫、從五位上安貴王孫、正五位下市原王子、云々、六卷に、市原王、宴禱ニ父安貴王、歌ありて、市原王の父なり

伊勢海之。奥津白浪。花爾欲得。裏而妹之。家裏爲。

花爾欲得は、花にてもがなあれかし、といふ意なり、我は希望辭なり、○家裏爲は、俗にいふ、みやげものにせむといふ意なり、十五に、伊敝豆刀爾可比乎比里布等、此下に、家妹之濱裏乞者、八卷に、通去裏跡、廿卷に、夜麻都刀曾許禮、七卷に、欲得裏登、字鏡に、賅、豆止などあり、抑都刀と云名義は、裏物と云ことの、つゞまれるものなり、(其はまづツミを切ればチとなり、モノを切れば

54

モとなり、さてチモを切てトとなれば、ツトと云るなり、四卷に、紀女郎、裏物贈友、十六左註に、徒贈裏物、(東鑑にも、裏物往々に見えたり)○歌意は、此伊勢海の沖つ浪の、白く花の如くに見えて、いとおもしろきを、家なる妹に見せまほしく思へど、すべきやうなし、いかでこの浪が、まことの花にてもがなあれかし、さらばつゝみもて行て、みやけものにせむごとなり、十三に、三芳野瀧動々、落白浪留西妹見卷欲白浪とあり、考合べし

博通法師。往紀伊國。見三穗石室。作歌三首。

博通は、傳知ず、○三穗石室は、紀伊國日高郡にあり、石室は、和名抄に、説文云、窟土屋也、一云、掘地爲之、和名伊波也とあり

皮爲酢寸。久米能若子我。伊座家牟。三穗乃石室者。安禮爾家留可毛。

皮爲酢寸は、枕詞なり、本居氏、こは第四句の三穗と係れり、御穂の意なりと云り、さることなり、(冠辭考にすゝきは、穂のこもれるが見えて、漸に開出る物なれば、こめといひかけしにやと云るは非なり)かく二句を隔て、第一句を、第四句にいひかけたるは、十二に、波之寸八師志賀在戀爾毛有之鴨、君所遺而戀敷念者、(是第一句は、第四句の、君といふへ係れり)十五に、多都我奈伎安之敏乎左之巨等妣和多類安奈多頭多頭志比等里佐奴禮婆、(是第一句は、第四句の多頭多頭志といふへ係れり)などある、是の例なり、○久米能若子我は、神武天皇の御時、大伴氏、遠祖の率ませし、久米部の稚子なるべし、天皇紀伊國を経て、内津國に入ましゝなれば、紀伊國に、久米部の残り

りしなるべしと云り、(こは荒木田氏の考なり、なほ楓、落葉、別記に、委論へり、(若子は壯子の通稱にて、來背若子、殿之稚子、毛津之稚子、毛野之稚子(また緑子之若子とも云り)など云り)○伊座家牟は、舊本に、家留とありて、一云家牟と註せる方の理かなへるを用つ、一卷に、樂浪乃大津宮爾天下所知兼天皇之神之御言能、十三に、葦原笑水穂之國丹手向爲跡天降座兼五百萬千萬神之、などある、家牟に同じく、そのかみの事を、おしはかりていふ詞なり、○定禮爾家留可毛は、舊本には、雖見不飽鴨とあり、これも一云とある方の勝れるを用つ、○歌意は、久米部の稚子のおはしませし、といひ傳ふる、この三穗石室はその世には、いと壯觀なる事なりけむを、あまたの年代を歴て、今見れば、さてもいたく荒廢にける事哉となり

常磐成。石室者今毛。安里家禮騰。住家類人曾。常無里家留。

常磐成は、如三常磐なり、五卷に、等伎波奈周迦久斯母何母等とあり、○住家類人曾は、久米部の若子を云なるべし、○常無里家留は、世間常無を悲歎て、當昔を慕ふなり、○歌意は久しき年代を經にたれど、三穗石室は、常磐の如くに、猶存りてありけれど、その住て座せしといひ傳ふる、久米部の稚子は、たゞ名のみ残りて、かけもかたちも、なくなりけるよ、無常世のことわりは、せむ方なきものぞとなり

石室戸爾。立在松樹。汝乎見者。昔人乎。相見如之。

石室戸爾は、(戸は借字にて)石室外になり、○立在松樹(在字、拾穗本には有と作り)は、樹る松

の木よ、といふが如し、○汝乎見者は、其方を見ればと云意にて、汝は松樹をさして云るなり、○昔人乎は、久米部若子をと云なり、○相見如之は、アヒミルゴトシと訓べし、(如之は、之如を顛倒せるにてアヒミルガゴトなるべし、とはじめ思ひしは、あらざりけり、)如之と結めたる例は、十六に、然言君之鬚無如之、五卷に、年月波奈何流々其等斯とあり、此下に、擄去師船之跡無如、四卷に、餓鬼之後爾額衝如、又成者吾曾截燒如、十卷に、刈掃友生布如、十一に、木葉隱有月待如、又刈除十方生及如、また眞毛君爾如相有、(是等の如を昔よりガゴトと訓來れるも、皆誤なり、)などあるをも、皆上の例に依て、ゴトシと訓べきことなり、(よくおもふに、凡之如といふときは、下に云々とくる言なくては、首尾調ふらず、一二云ば、一卷に、其雪乃時無如、其雨乃間無如、隈毛不落思乍叙來、二卷に、度日之晚去之如云々、過伊去等、九卷に、夏虫乃入火之如、水門入爾船已具如久歸香具禮云々、などあるにて、餘は准知べし、)○歌意は、石室外に植る松の木よ、其方を見れば、昔の久米部の稚子に、直に相見ることちして、いと當昔の慕はるゝよとなり、此歌六帖には、石室戸に根延室樹汝見れば昔の人を相見るが如、とて載り、(第二句は、此下に儀上丹根蔓室木見之人乎、とある歌の、混れたるなり、)又が如とあるも、後のひがよみなり

門部王。 詠二 東市之樹作歌一首。

門部王は、類聚抄古寫本等に、後賜姓大原真人氏也、と註せり、(一本には、敏達天皇六代孫、舒明天皇之後也、と註せり、)六卷にも、此王見えて、そこにもかく註せり、續紀に、和銅三年春正月壬子朔戊午、授無位門部王從五位下、六年正月丁亥、授無位門部王從四位下、(此十字誤あるべし、

他處の文の混入たるか、)養老元年正月乙巳、從五位下門部王從五位上、三年七月庚子、始置按察使、令伊勢國守門部王、管伊賀志摩二國、五年正月壬子、正五位下、神龜元年二月壬子、正五位上、五年五月丙辰、從四位下、天平三年正月丙子、從四位上十二月戊未、治部卿從四位上門部王等、奏云々六年二月朔、從四位下門部王等、(歌垣)爲頭、九年十二月壬戌、從四位下門部王爲右京大夫、十四年四月戊戌、授從四位下大原真人門部從四位上、十七年四月戊子朔庚戌大藏卿從四位上大原真人門部卒と見ゆ、位階の次第疑あり、(按)天平四年より十四年までの間、故ありて位一階を減れけるにや、)詠東市之樹作は、詠云々作と書る例は、六卷に、詠思泥埵作歌と云り、詠は咏吟義、作は裁作義なれども、たゞ詠作にて、ヨメルと訓べし、東市は、市に東西ありて、七卷に、西市爾但獨出而とあり、延喜式云、東市司、(西市司、准此、)云々、凡毎月十五日以前、集東市、十六日以後、集西市と見えたり、大和國添上郡に、古市村ありて、古の東市の趾なりと云り

東市之殖木乃。 木足左右。 不相久美。 宇倍戀爾家利。

市之殖木乃、(殖字、拾穗本には植と作り、)古市の衢に、木を殖られし事ありしと見ゆ、そは木實を採、又桑をも殖るは、葉をとりて、民用のたすけとせられしなり、雄略天皇紀に、餅香市邊橋本、古事記同條歌に、夜麻登能許能多氣知爾古陀加流伊知能都加佐爾比那閑夜爾淤斐陀氏流波毘呂由都麻都婆岐などあり、又大和の海柘榴市といふも、殖木によれる名なり、又敏達天皇紀に阿斗桑市とあるは、桑を生殖たるゆゑの名なり、猶二卷、橘之蔭履路乃八衢爾、とある歌につきて、類聚三代格延喜式等を引て、委云るを合考べし、○木足左右は、(足は借字、)木垂及なり、生長て、枝葉の

54

垂るまでといふ意なり、十四に、可麻久良夜麻能許太流木乎麻都等奈我伊波婆とあり、○不相久美は、相ずて、久しくなれる故にの意なり、○宇倍戀爾家利、(舊本に宇倍吾とあり、吾は衍なり、古本无に従)宇倍は、承諾ふ意の辭なり、戀しく思ひけるは、げにことわりなる事ぞ、と承諾ふよしなり、(本居氏の、久美は茱萸、宇倍は郁子なり、と云る説は用ず)○歌意は、東市の殖木の、未若かりしが、生長て、枝葉の垂るまで、年月久しき間、相ざるが故に、戀しく思ひけるは、げにことわりなる事ぞとなり

桜作村主益人。從豐前國上京時作歌一首。

桜作村主益人は、傳未詳ならず、桜作は氏、村主は尸なり、和名抄に、伊勢國安濃郡村主、(須久利)紀伊國都郡村主など、地名にも見えたり、此人六卷にも見えて、内匠寮大屬桜作主益人、聊設飲饌以饗長官佐爲王と註せり、桜字は、(拾穂本に鞍と作るは、さかしらに改めたるか)久良と訓べき義は、字書に見えざれども、此集續紀などに見えれば、古御國にて、鞍を桜とも作けるなるべし、銚を桜と作したぐひなり、(略解に、桜は鞍字の省文なるべし、といへれど、これらは、省文てふものにはあらずかし)字鏡には、桜、乗久良と見えたり

梓弓引。引豐國之鐘山。不見久有者。戀敷牟鳴。

梓弓引、と云までは、豊と云む料の詞なり、契沖、引音といふ心にて、引豐國とつゞけたりと云り、今按に、引響といふ意にて、屬けたるなるべし、弓引に音のあることは、四卷に、梓弓瓜引夜音之遠音爾毛、二卷に、取持流弓波受乃驛云々、聞之悉久、(一巻に、梓弓之奈利強乃音爲奈利)とあるにてしるべし、(冠辭考に引たをむるといふ意に、つゞけたりと云るはいかゞ)○鐘山は、荒木田氏云、豊前國小倉にちかき處にあり、とその國人藤原重名云り、此下に、河内王、葬豊前國鐘山之時、作歌二首あり、○不見久有者は、鐘山を見ずて、久しくあらばと云なり、(戀る人を、鏡山によせしとする説はあらず)見は鏡の縁に云るなり、○歌意は、今此國を發て、京に上るさへ、そこばく名殘をしきを、まして此鐘山の佳景を見ずして、久しくなりなば、いよく戀しく思はれむか、さてものこり多しやとなり

式部卿藤原宇合。卿。被三使。改二造。難波塔之時作歌一首。

藤原宇合卿は、續紀に、靈龜二年八月癸亥、多治比真人縣守爲遣唐押使、阿倍安麻呂爲大使、正六位下藤原朝臣馬養爲副使、同己巳、授正六位下藤原朝臣馬養從五位下、養老三年正月壬寅、正五位下藤原朝臣馬養授正五位上、七月庚子、始置按察使、命常陸國守正五位上藤原朝臣宇合管安房上總下總三國、五年正月壬子、正四位上、神龜元年四月丙申、以式部卿正四位上藤原朝臣宇合爲持節大將軍、十一月乙酉、征夷持節大使藤原朝臣宇合等、來歸、二年閏正月丁未、勅云々、授正四位上藤原朝臣宇合從三位勳二等、三年十月庚午以式部卿從三位藤原宇合爲知造難波宮事、天平三年八月丁亥、爲參議、十一月丁卯、始置幾内總管、云々、從三位藤原朝臣宇合爲副總管、四年八月丁亥、爲西海道節度使、六年正月己卯、正三位、九年八月、參議式部卿兼太宰帥正三位藤原朝臣宇合薨、贈太政大臣不比等第三子也、懷風藻に、正三位式部卿藤原宇合六首、年三十四、

54

と見えたり、さて字合と書るも、馬養と書るも、同人なること、續紀にて著し、(聖武天皇紀に、廣嗣、式部卿馬養之第一子也、とも見えたり)されば字合は、ウマカヒの假字なり、(後人ノキアヒと訓るは、かたはらいたし)字摩と書べきを、摩を省き、(丹治比を丹比、安八磨を安八、と書る類なり)さて合は、カフの音なるを、フをヒに轉して、カヒとなれるなり、(地名に、楯保、給黎、雜賀など書る類なり)こは旅人を淡等、葛野を賀能、長谷雄を發昭、とかける類なり、○被使改造難波堵は、(堵字、拾穂本に、都と作るは、改めたるか、堵は都と通用たること、既云り)續紀に聖武天皇神龜三年冬十月辛酉、行幸、癸亥、行還至難波宮、庚午、云々、(上に引)陪從無位諸王、六位已上、才藝長上、并雜色人、難波宮官人、郡司已上、賜祿各有差、四年二月壬子、造難波宮、三月已巳、知造難波宮事從三位藤原朝臣字合等以下、仕丁已上、賜物各有差、とある此時なり

昔者社。難波居中跡。所言奚米。今者京引。都備仁鷄里。

昔者社(者字、拾穂本には无)は、今にむかへて云り、社は他にむかへて、その一すちを、たしかにいふ詞なり、○難波居中跡は、孝徳天皇、難波、長柄、豐崎宮の遷ひしより、この御代まで、久しく故郷となれりしかば、田舎といはれしなり、居中は鄰國にて、都をはなれたる地をいふ、言意は、未考得ず、(本居氏の、小郡所なり、といへり)はあたらず、比那と爲那加とは各異なり、されば、凡て古難波などを、比那といひしことの無をも、思ふべし、比那のことは、既云り、○今者京引の引は、利字の寫誤なるべし、イマハミヤコトと訓べし、利は、と化ての意なり、例は一上の初に委云り、(契沖が、イマミヤコヒキと訓るはあたらず、都を遷すことを引といふ如きことは、古語になし、六卷に寧樂都の、故郷となれるを、悲みよめる歌に、皇之引乃眞爾眞荷とあるは、引率のま、にといふことにて、言異れり、都を引遷し給ふ、といふことにはあらず、)○都備仁鷄里は、ミヤコビニケリと訓べし、備はそのさまをいふ詞にて、夷備里、備和、備荒、備などいふ備に同じ、契沖が、都備は、都めくといふ心なり、と云る其意なり、○歌意かくれたるところなし

土理宣令歌一首。

土理宣令は、土理は氏、八卷には、刀理と作り、宣令は名なり、ミノリと唱へしか、又は唐風にならひて、字音の隨に唱へしか、詳ならず、續紀に、元正天皇養老五年正月戊申朔庚午、詔、云々、從七位下刀利宣令等、退朝之後、令侍東宮焉、懷風藻に、正六位上刀利宣令一首、(年五十九)と見えたり

見吉野之。瀧乃白浪。雖不知。語之告者。古所念。

瀧乃白浪(瀧字、拾穂本に、截瀑と作るはいかゞ)は、かの宮瀧なるべし、さて白浪不知、と同言を疊て、連下したり、○雖不知は、盛なりし、古昔のことは、知ねどもと云なり、(吉野瀧を見知ねども、といふには非ず)○語之告者は、之は、その一すちなるよしを、思はせたる助辭にて、語繼者なり、(告を、能流と訓ときは、言に述る事なり、都具と訓ときは、人に事を繼て述るよしなり、されば告も繼も、もとは同言なり)○古所念は、此所の難宮のありし、往古の事の、おもはるゝと

いふなり、○歌意は、盛なりし古昔の事を、親 吾は見知たるにはあらねども、語り傳へたるをき
けば、當昔のありさまの、見如くにおもはれて、慕はるゝとなり、此離宮、雄略天皇の御代よりあ
りて、世々の天皇、行幸ありしなれば、いづれの御代をさして、申せりとは知がたし

波多朝臣少足歌一首。

少足（少字、類聚抄には小と作り）は、傳知ず、續紀に、大寶慶雲年間に、波多朝臣廣足、天平寶
字年間に、波多朝臣足人、寶龜年間に、波多朝臣百足、などいふ人見えたり、これら皆氏族にや

小浪。磯越道有。能登湍河。音之清左。多藝通瀬每爾。

小浪は、二卷に、志賀左射禮浪とあり、彼處に委云り、此は小浪の磯を越と云意に、大和の巨勢に
いひかけたるなり、梓弓引豊國、吾勢子乎乞許世山、未通女等之振袖山、などよめると、同じいひ
かけなり、○磯越道有は、磯は前に云る如く、上よりの連に云るのみにて、巨勢道にあると云るな
り、巨勢は既に云り、奈留は爾在の縮りたるなり、○能登湍河（拾穂本に、河の下に、典字あるは
いかゞ）は、十二に、高瀬爾有能登瀬乃河之とよめり、金槐集に、白浪の磯巨勢道なる能登湍河後
も相見む水脉し絶すはとあり、○歌意、巨勢道にある、能登湍の河の、激り落るその河瀬毎に、水
音のいさぎよさ、たぐへむものなしとなり

暮春之月。幸二芳野離宮一時。中納言大伴卿奉勅作歌一首并短歌。未送矣

幸二芳野離宮は、續紀に、聖武天皇神龜元年三月庚申朔、天皇幸二芳野宮、甲子、車駕還レ宮とあり、
○中納言大伴卿は、旅人卿なり、傳此上に委云り、元正天皇養老二年三月に、中納言と爲賜へり、
○注の未送云々の五字は、家持卿の注なり、送は（類聚抄には至、異本には還と作り）送なるべし、
送は徑に同じ、經に通用する字なり

見吉野之。芳野乃宮者。山可良志。貴有師。水可良思。清有師。天地與。長久。萬代爾。不改將有。行幸之宮。

山可良志、水可良思（水字、舊本永に誤れり、今は類聚抄異本等に従つ）は、志思は、共その一す
ぢなるを、思はせたる助辭にて、山故川故の意なり、（神隨と書て、隨をナガラとよむ、そのナの省
ける言ぞ、とおもふはわろし、既に委云り、凡て人から、身がら、世がら、日がら、事がら、家が
ら、手がら、所がら、などいふがらも、みな故の意より轉れる言なり）水字、カハと訓例は、二卷
に委云り、○貴有師は、次の不盡山の歌に、神左備手高貴寸、とあるに同じ、有師は、有らし
といふ意なり、○清有師は、下の神岳の歌に、河四清之、十卷に、河乎淨などあるに同じ、有
師は、上に同じ、○天地與云々は、神代紀、天照大御神大御詞に、寶祚之隆、當與天壤
無窮者矣、とあるをはじめて、此下に、天地與彌遠長爾萬代爾如此毛欲得跡、十三に、天地與日
月共萬代爾母我、などよめる類にて、行末の久しからむことを賀祝せるなり、○不改將有、六卷
にも、百代爾毛不可易大宮處、と久邇新京を讀てよめり、○行幸之宮（宮字、處と作る本もあり、

54

それに依ば、イデマシトコロと訓べし、されど宮と作る方宜し、は、即離宮をいへり、○歌意かく
れたるところなし

反歌

昔見之。象乃小河乎。今見者。彌清。成爾來鴨。

昔見之は、當昔に、吉野の行幸に、從駕給ひしことのありしをいふなるべし、○象乃小河は、蜻蛉川のすぢにて、今喜佐谷村といふを、流る川をいふなるべし、一卷に、象乃中山、六卷に、三吉野乃象山際乃木末爾波とも見えたり、○彌清は、當昔よりも彌益りて、清淨くなりけるといふなり、○歌意かくれたるところなし、下に、同卿大宰帥になりて後よめる歌に、吾命毛常可奴可昔見之、象小河乎行見爲とあり

山部宿禰赤人 望不盡山 歌一首并短歌

山部宿禰赤人、この人の傳未詳ならず、此姓は、書紀顯宗天皇卷に、伊與の來目部小楯といふ人に、初て山部の連の姓を賜ひ、その後、天武天皇卷に、十三年十二月己卯、山部連賜姓宿禰と見えたり、さて此上に、續紀を引て云たる如く、桓武天皇を、初山部王と申しけるが故に、山部の姓を山に改めよと、延暦四年の詔に見えれば、そのかみは、山部宿禰を山宿禰に改めけるなるべし、さて桓武天皇の諱に觸ぬ前の姓をば、避ざりし故に、古き物に、山部とあるをば、なほ其まゝにておきしなるべし、但しそれも、字には山部と書て、語にはヤマとのみ唱へしなるべし、これいゆる、

例のよみくせといふものなり、大伴と書て、トモとのみ唱へし類なるべし、さてそれは、そのかみのことにこそあれ、後まで永く諱避べきにあらざれば、古今集序などにも、山部と書て、そのまゝにヤマベと唱へしなるべし、(但古今集序舊本に、山の邊の赤人とかき、漢文序に、山邊赤人としるせるなどは、かの集選べるよりは、後に書誤れるものか、山部と山邊とは、もとより、別氏なり、混べからず)かくて此集十七、家持卿書牘に、幼年未遑山柿之門、裁歌之趣詞、失乎藝林、また山柿詩泉、比此如萬、古今集序に、又山部赤人といふ人ありけり、歌に奇く妙なりけり、人麻呂は、赤人が上にたむむことかたく、赤人は、人麻呂が下にたむむ事かたくなむありける、など見えて、古より、人麻呂に亞たる、上手の稱ある事、かくれなし、○不盡山は、都氏富士山記云、富士山者、在駿河國峯如削成、直聳屬天、其高不可測、歷覽史籍所記、未有高於此山者也、其聳峯鬱起、見在天際、臨瞰海中、觀其靈基所盤連、亘數千里間、行旅之人、經歴數日、乃過其下、去之願望、猶在山下、蓋神仙之所遊萃也、云々、古老傳云、山名富士、取郡名也とあり、(郡名に取たり、といふことは定がたし、もと山名なるが、ひろく郡名ともなれるにもあらむ、その本末は、今きはむべからず、但し竹取物語に不死山の義といへるは、ことさらに設けて、滑稽に云るのみにて、不死は字音なれば本義にはあらぬことさらなり、高田のながしが、棟梁集といふものに、富士はもと吹息穴のつゞまりにて、巔の穴より、息吹おこれるがゆるの名にや、と云り、此説は非ず、もしさるよしの名ならば、息吹穴とこそいふべき理なれ、吹息は、倒なる言様なるをや、○からふみ義楚六帖に、日本國都城、東北千餘里、有山名富士、亦名蓬萊、其山峻、三面是海、一朶上聳、頂有火煙、日中上、有諸寶流下、夜即却上、常聞音樂、徐福止此、謂蓬萊、至今子孫皆曰、

54

秦氏、此是後周世祖、顯德中、日本僧弘順所語也とあり、又焦氏筆乘といふ物に、日本國名倭國、東北數千里、有山名富士、又名蓬萊、國中最高山、三面皆海、一朶直上、頂有火烟、云々とも見えたり、もろこしまでも、名高き事知べし、さて集中に、不盡布士布仕不自布時布自、など書たるは、みな假字なり、(富士と書る假字は、古見えず)○作字、舊本脱今補

天地之分時從。神左備手。高貴寸。駿河有。布士能高嶺乎。天原。振放見者。度日之。陰毛隱比。照月乃。光毛不見。白雲母。伊去波伐加利。時自久曾。雪者落家留。語告。言繼將往。不盡能高嶺者。

天地之云々、谷川氏云、今按、此山、與開闢俱在、可_レ以見、而世、言_レ孝靈帝時湧出者、固不_レ足_レ信、耳、○天原振放見者は、高聳て、天に屬る故、高天原まで遙々に仰ぎ見放るなり、十四には直に、安麻乃波良不自能之婆夜麻ともよめり、さてかく、二句を連けたる例は、二卷に、天原振放見者大王乃御壽者長久天足有、とあるをはじめて、かたぐ_レに見えたり、○度日之は、大虚を経度る日之と云なり、○陰毛隱比は、山の甚高くて、日光さへも、障り隠るよしなり、可久里を伸て、可久呂比といへるは、その緩なるをいふことにて、かりそめに、隠るゝさまにあらず、○光毛不見は、光さへも見えず、といふなり、○白雲母は、白雲さへも、といふが如し、○伊去波伐加利(伐字、舊本に代とあるは誤、今は類聚抄拾穂本等に從つ)は、伊はそへ言にて、この嶺の高きに憚恐れて、得行とどかずて、雲も中空にあるを云、此詞、次の歌にも見ゆ、又下釋、通觀歌に見吉野之高城乃山爾白雲者行憚而柵引所見、ともあり、○時自久曾は、何時といふ定まりもなく、時ならずその意なり、非時不時など書て、かくよめり、既く委云り、○雪者落家留は、富士山記に、其頂上、宿雪春夏不_レ消、とあるが如し、○語告は、語繼なり、○言繼將往(往字、拾穂本には、去と作り)は、末の代にも、未見ぬ人にも、語傳言繼往むとなり、往は往向の往にて、經往ことなり、五卷に、言靈能佐吉播布國等加多利繼伊比都賀比計理とあり、○歌意かくれたるところなし

反歌。

田兒之浦從。打出而見者。眞白衣。不盡能高嶺爾。雪者零家留。

田兒之浦從は、田兒の浦より、沖の方へといふ意なり、田兒は、此上に、晝見騰不飽田兒浦と見え、又十二に、後居而戀乍不有者田籠之浦乃海部有申尾珠藻苺苺、とよめるも同處ならむ、駿河國清見埜より、東へ行は、今薩埵坂といふ、山の下の渚に、昔の道あり、そこより向の、伊豆の山の麓までの海、田兒浦なり、右の岸陰の道を、東へ打出れば、其入海越に、不盡見ゆると云り、從は、此處より、彼處よりのよりにて、重き詞なり、(後世此歌を、田子の浦にといふは、誦誤りたるなり、しかれども、田子の浦よりも、やがて彼高嶺は見やられるれば、にと云るなるべし、東關紀行に、田子の浦に打出て富士の高嶺を見れば、時分ぬ雪なれども、なべていまだ白妙にはあらずとしるせり、此も田子の浦にて、直に富士を見たるさまなり、されど今の歌は、田子の浦より打出て、沖の方より、隈なく見たるさまなれば、從を爾ときく例とは、たがへるなり)○打出而見者は、打は、いひおこす詞にて、上に云り、田兒の浦より、海の沖の方へ船漕出て、不盡山を見れば、といふ意なり、○眞白衣は、マシロクゾと訓べし、(マシロニゾとよめるも、むけにあしとはあらねど、なほかく

54

よむぞ古なる、さるはマシロクといふときは、眞白の詞用言なり、マシロニといふときは、眞白の詞體言なり、この差異あることを辨て、猶よく考ふるに、こゝの如きは、體言に云むは、しばらく後の風とぞ思はるゝ、○歌意、田兒の浦より、海の沖の方へ船漕出て、不盡山を見れば、残る處もなく、眞白に雪ぞふりけるとなり、打見たるけしきを、そのまゝによめるにて、何のむつかしき事もなく、そのをりのけしき、目前にうかぶやうに思はるゝは、上手の歌なればなり、(しかるを、田兒の浦に打出て見れば白妙の不盡の高嶺に雲はふりつゝ、と改めて、人口に傳しめたるは、いとまあさまし

詠三不盡山一歌一首并短歌。

短歌の下に拾穂本に、笠朝臣金村、五字あり

奈麻余美乃。甲斐乃國。打縁流。駿河能國與。己知其智乃。國之三中從。出立有。不盡能高嶺者。天雲毛。伊去波伐加利。飛鳥母。翔毛不上。燎火乎。雪以滅。落雪乎。火用消通都。言不得。名付不知。靈母。座神香聞。石花海跡。名付而有毛。彼山之。堤有海會。不盡河跡。人之渡毛。其山之。水乃當知鳥。日本之。山跡國乃。鎮十方。座神可聞。寶十方。成有山可聞。駿河有。不盡能高峯者。雖見不飽香聞。

奈麻余美乃(余字、類聚抄に全と作るは、誤なるべし)は、枕詞なり、生善肉之なるべし、甲斐とかゝるは、貝の意なり、貝とは、白蛤、蝸貝などを、主と云ことにして、其は生の肉を膾などにし

て食ふが、殊更に味善きものなれば、かく云り、(景行天皇紀に、五十三年冬十月、至上總國、從海路渡淡水門、云々、仍得白蛤於是膳臣遠祖、名磐鹿六鴈、以蒲爲纒、白蛤爲膾而進之、云云、と有を思合へし、善きものを、善某と云例は、善詞、吉事などいふ是なり、肉をみると云は、いはゆる作肉、刺肉など云るにて知べし、又神武天皇紀御歌に、多智會麼能未迺那鷄句乎とあるも、肉の無くをの意にて、鯨の肉を云よし、荒木田氏いへり、又鮪といふ魚の名も、鯨肉なるべし、と同人云り、(冠辭考の説は、云に足す)○打縁流も、枕詞なり、大神景井云、まづ駿河と云國號の、起れる本義を、推て考るに、此國大河ありて、甚疾水音の、四方に動り轟くより、動河國とぞ負けむを、後に須留河國と訛りつるにやとぞおもはるゝ、さて此枕詞は、その本義を得て、打動動河と疊ね續けつらむと云り、今按に、由須流てふ言は、七卷に、大海之儀本由須理立波之云々、古事記に、高天原動而、八百萬神共、藥師寺佛足石碑歌に、美阿止都久留伊志乃比鼻伎波阿米爾伊多利都知佐間由須禮云々、源氏物語賢木に、宮内ゆすりて、ゆゝしう泣滿たり、うつぼ物語に、山くづれ地われさけて、七山ひとつにゆすりあふ、など猶多し、さて駿河の名義は、右の如く動河か、又薦河の義にてもあらむか、(摠國風土記に、薦河者、依其河流薦々而不知淀溜也、所謂志通波他河、不二河、大堰河也、とあるが如し、但此摠國風土記といふ物は、後人の手に出たるものにて、其説には、信るに足さることもあれど、此薦河の説は、其意を得たるに似たり、既に齋藤彦麻呂が、諸國名義考にも、此國に駿河郡あり、もとは其地より出し名なるべし、すべて此國の川は、山より落て、海に入る水の、猛烈しきによりて尖河國と云なるべし、といへり、其はいづれにまれ、大河に依る號にして、打動る須留河とはつゞくべきものなり、○冠辭考、打泔の説は、論

の限にあらず、廿卷に、和米故等不多利和我見之宇知江須流須流河乃禰良波苦不志久米阿流可、とあるも同じ、(打縁流を、打江須流といへるは、東語の故なるべし。)○己知其智乃(智字、類聚抄には知と作り)は、此方此方之なり、こゝは荒木田氏、甲斐國の此方、駿河國の此方と、ふたつに分る詞なり、と云る如し、此詞の例、既く委云り、○國之三中從は、國の眞中に、といはむがごとし、(三は眞に通ひ、從は爾に通ふ)十四に、佐刀乃美奈可爾ともあり、○出立有、立字、舊本之に誤れり、類聚抄に從つ、○天雲毛は、天雲さへも、といふが如し、富士山記に、此山、高極雲表、不幾丈、○伊去波伐加利(伐字、舊本に代に誤れり、類聚抄、拾穂本等に從つ)は、上に出づ、○飛鳥母は、飛鳥さへも、といふが如し、○翔毛不上は、鳥も翔上ることを得ざるなり、○燎火乎(燎字、類聚抄に燈と作るは、誤なるべし)は、富士山記に、頂上有平地、廣一許里、其頂中央窪下、體如炊飯、飯底有池、池中有大石、石體驚奇、宛如蹲虎、共飯中、常有氣蒸出、其色純青、窺其飯底、如湯沸騰、其在遠望者、常見煙火、後紀に、延曆十九年六月癸酉、駿河國言、自去三月十四日迄、四月十八日、富士山嶺自燒、晝則燒氣暗暝、夜則火光照天、其聲若雷、灰下如雨、山下川水、皆紅色也、日本紀略に、延曆廿一年、廢相模國足柄路、開宮荷途、以富士燒碎石塞道也、三代實錄に、貞觀六年、駿河國富士郡大山、忽有暴火、燒碎崗巒、など見えたり、(から籍清異錄に、吳越孫總監承佑、富傾霸朝、用千金、市得石、錄一塊、天質嵯峨如山、命匠治爲博山香爐、峯尖上、作一暗竅、出煙、則一聚、而且直穗凌空、實美觀視、親朋傲之、呼不二山云々、かれば、不盡の煙の事は、もろこしまでも名高かりしなり、さて上件の如くに見えれば、延曆貞觀の頃は、殊に甚しく燒しなり、さてその後までも、すぎ／＼常に煙の立し事、富士山記に、常見

煙火、とあるにてしらる、都氏は、元慶三年に卒たればなり、然るを古今集序に、今は富士の山も煙立すなり、といへるは、延喜の頃には、煙立ざりしなるべし、されど其後、承平七年丁酉十一月某日、甲斐國言、駿河國富士山、神火埋水海、と紀略に見え、長保元年三月七日、召神祇官(并陰陽寮、仰云、駿河國言上解文云、日者不字御山燒、由何崇者、即卜申云、若怪所、有兵革疾事、歟者、と本朝世記に記し、又長元六年癸酉二月十日、駿河國言上、去年十二月十六日、富士山火起、自嶺至山脚、と紀略にいへり、又天喜の頃の更科の記、永仁のいざよひの記等にも、燃し事見えたりと云り)○雪以滅は、ユキモチケチと訓べし、以をモチと訓例は、上に云り、滅をケチと訓は古言なり、字鏡に、謂火滅爲燧、火介知乎佐牟、伊勢物語に、ともし氣知とあり、ケチはケシといふに同じ、立をタシ、持をモシ、放をハナシ、地をツシ、歩をカシなど云る如く、古言に、知と志と多く通はし云り、○言不得は、イヒモカネと訓べし、(舊本に、イヒカネと訓るは、同じやうの事ながらわろし、又略解に、イヒモエズとよめるは非ず、○名不知は、名の下、付字落たる歟、次句にも、名付而有毛とあるを思へし、又此下挽歌にも、言毛不得名付毛不知と見えたり、契沖、こゝの心は、言語道斷心行處滅、といふがごとく、かゝるあやしきことは、そのことわりをいふ事もあたはず、何となづくべき名をもしらず、と稱美する詞なりと云り、○靈母は、上に出たり、○座神香聞は、即此山をさしていへり、此山に、ことに神いませども、それを申せるにはあらず、(此山に座神は、神名帳に、駿河國富士郡淺間神社、名神大、富士山記に、山有レ神、名淺間大神、など見ゆ)香聞は、歎息辭にて、後世の哉に同じ、○石花海は、契沖、仙覺抄に、富士の山の、乾の角に侍る水海なり、凡て富士の山の麓には、山をめぐりて、八の海有となむ申す、石花海と申

54

は、かの八の海の、其一なりと云り、今案、此集に云るは、世に富士蓮肉とて、常のよりはまるにおほきなるを、數珠などにするを出す沼を云る歟、蓮肉と云るは、黃實とぞみゆる、さて今こゝに、その山のつゝめる海ぞといへるは、鳴澤の異名なるべきにや、さらでは、つゝめる海と云詞かなはず、海とはいかでないはむと難せば、澤ともいふべからず、さきに、あら山中に海を成かもとよめるも、池のひろく深きを云るに、准へて知べし、第十四東歌に、さぬらくは玉のをばかりこふらくはふじのたかねのなるさはのごと、とよめるこれなりと云り、(己上)按に、八の海といふことは、おぼつかないけれど、もし海八ありしならば、かの鳴澤も、其中の一か、但しかの八の海は、麓の方にありと見ゆれば、鳴澤は、其とは又別なるにや、高嶺の鳴澤とよみたればなり、されば鳴澤は、上に引たる富士山記に、神池と云る其なるべし、いづれにまれ、石花海は、剡水海と云しものなり、その水海も、なほ四方に山のめぐりたれば、鳴澤ならでも、つゝめる海ぞと云むに難なし、三代實錄に、貞觀六年五月廿五日、駿河國富士郡大山、其勢甚熾燒山、方一二許里、西北有木栖水海、所燒巖石、流埋海中、同年七月十七日、甲斐國言、駿河國富士大山、忽有暴火、木栖并剡水海、水熱如湯、魚鼈皆死、百姓居宅、與海共埋、兩海以東、亦有水海、名曰河口(口當作合)海、火焰赴向河口海、木栖、剡等海、未燒埋之前、地大震動云々、七年十二月九日、異火之變、于今未止、遣使者檢察、埋剡海、千許町、日本紀略に、承平七年十一月、甲斐國言、駿河國富士山、神火埋水海、など見えたり、此承平の火に、水海は絶しにや、石花をせと訓は、和名抄に、兼名苑註、云石花(花或作萃)、二三月、皆紫舒花、附石而生、故以名之、和名勢、とあり、是をかりてかけるなり、○堤有海會は、此山のめぐり包める水海ぞ、といふなり、字鏡に、坡陂同作、以土壘水也、

豆々、と見ゆ、堤といふも、水を包むよしの名ぞ、○不盡河跡は、皇極天皇紀に、東國不盡河邊人、三代實錄に、富士郡蒲原驛、遷立於富士河東野、富士山記に、有大泉、出自腹下、遂成大河、其流寒暑水旱、無有盈縮、六帖に、不盡河の世に清べくも不所念戀しき人の影し見えねば、躬恒家集に、逢むとは思ひ渡れど不盡河の遂にすまば影も見えじを、續古今集に、流れてと思ひしものを不盡河の如何様にしも澄すなりけむ、など見えたり、跡はとての意なり、○水乃當知鳥、(知字、舊本脱たり、十卷に、瀬乎速見落當知足、とあるに依て補べし、鳥字、拾穂本には焉と作り、焉鳥ともに、集中、ヨと訓、ッと訓べき處に、多く書り、○日本之は、枕詞なり、此は、御國は、天津日の大御神の生ませる、本つ御國なる謂にて、日の本國なる倭といふ義かとも聞ゆれど、しかにはあらし、こは日本といふ字につきて、いひはじめたる詞ならむ、藤原良經公の、我國は天照神の末なれば、日本としも云にぞ有ける、とよみ給ひしごとく、本居氏國號考には、はじめにいへる意にとれり、そは古學者の心にとりては、誰もさもあらせまほしく、思ふ事なれど、古はたゞあるがまゝにて、後世のごと、異國に對へて、皇朝のことに尊きよしを稱いひしやうの趣は、一も見えたることなければ、なほしかにはあらし、とぞおもはるゝ、さて日本といふは、異國へ示さむために、孝徳天皇御代に、新に建賜ひし號なりと、國號考に云るが如し、かくてその日本と云は、かの推古天皇の御世に、日出處天子、とのたまひ遣はし、と、同じ意ばえなれば、その意を得て、後に日本の字に、比能毛登といふ訓を、設けたるより、それやがて、御國の一名となれるから、あきづしま倭と云る類に、日本之倭といひつゞけたるなり、續後紀十九、興福寺僧長歌に、日本乃野馬臺能國遠云々、日本之倭之國波云々、と有、○山跡國乃は、日本國之にて、天下大八島をいふ、○鎮十

方云々、寶十方云々は、此山の靈徳を、稱へたるなり、鎮は、書紀神功皇后卷に、橋荒魂爲軍先鋒、請和魂爲王船、鎮、續紀廿五詔に、國乃鎮止方、皇太子乎置定天之、心毛安久於多比仁在止、云々、など見えたり、○座神可聞、(神字、類聚抄、活字本、拾穂本等には、祇と作り、上に出たるに同じ)○歌意かくれたるところなし

反歌

不盡嶺爾。零置雪者。六月。十五日消者。其夜布里家利。

零置雪者(者字、類聚抄には八と作り)は、フリオケルユキバと訓べし、十七立山歌に、多知夜麻爾布里於家流由伎能等許奈都爾と見ゆ、○十五日消者は、モチニケヌレバと訓るよろし、十五日は、十五日夜の月を、満月の義にて、毛知月といふを、それより轉りて、十五日を、毛知乃日と云り、氣は消の縮りたるなり、○歌意は、六月十五日は、暑の正中なれば、時ならず降置る雪も、暑さに堪ずして、しばしは消ぬれども、やがて其夜に降繼て、實には消る間もなし、と雪の甚くふるさまを云るなり、契沖云、駿河國風土記に、此山に積りてある雪の、六月十五日に消て、子の時より下には、又降かはると古抄に見えたり、たしかに其書を見ざれば、信がたし、此歌はふりつぐよしをいはむとて、その夜ふりけり、といふなるべし、(安景濂詩に、絶入層霄富士山、蟠根直壓三州間、六月雪花翻素霧、何處深林竟自飄、)とあり、六月に雪の降ことは、異國人までも知たり、(頭註、藤井、高尙、歌のしるべ、山部、大人の歌に、ふじのねに云々、此歌は、ふじの雪の、とことには消えぬことをいへるなり、それを、みな月のもちにも消ぬふじのしら雪、とよみたらむには、かいなでの歌よみなるべし、もちにけぬればといへるなむ、いひしらすをかしき、今此歌の情を考るに、ふじの雪の、常にきえぬを見て、いみじき高山なれば寒くて、きえざることをわりはしらぬななきことなるなりて、なべての雪といふものは、ふりて

はきえ、消てはふれば、ふじの雪も、かならずさやうならむに、きえしをりの見えぬはあやし、としばしながめやすらひて、思ひえたり、ふじはいみじき高山なれば、雪の消がてにして、こと所とはことなるべし、此山にふりおける雪は、みな月のもちの、あつさきかりのかきりに消て、その夜ふりけり、さるからに、消しをりの見えぬにこそ、とあらぬ事をいへる歌にて、いとくあはれふかきなり、まことに歌の情は、かくこそあらまほしけれ、さきなる、野をなつかしみの歌と、此歌とをあはせておもへば、赤人は、人麻呂のしもにたむことかたしとも、歌にあやしうたへなりともいはれつる、貫之は、歌のさまをよくしられたる人なりとぞ、おもひしられける、さるを萬葉集の、むかし今の註さくどもに、此もちにけぬればの歌を、ふじの雪は、まことにみな月のもちに消て、その夜ふるものやうにこゆるえて、こともなげにとけるは、むげに歌の情を見しらぬときことなりけり、まことにさやうならむには、山部、大人のともおもはれぬつたなきことと歌なり、雪のきゆばかりありつからむに、いかでかその夜ふるべき、さはあらぬ事をおもひふが、あはれなる歌の情なり、それを見しらぬは、いにしへのよき歌のさまを、たふとびしたはざるゆゑに、心のおよばぬにぞありける、さやうに古歌をなほざりに見過しては、すべて柿本山部のふたりの大人の、歌のあはれなる情のふかきことは、さらにしられじ、雅澄按に、此歌は、舊本に作者の名を闕たれば、誰の歌とも定めがたし拾穂本には、笠朝臣金村の歌とするこゝと、上に註せることし、又赤人の歌につづきたれば、同人の作ならむといふ説もあれど、決めがたし、然るをこの歌のしるべに、山部氏の歌と、推定て論へるはいかに、もし山部氏の定めむに、○拾穂本に、此間に、詠不盡山歌一首高橋蟲麻呂の十三字あり、歌左の註なし、(これは、蟲麻呂歌集中に出たれば、蟲麻呂の作とおもひ誤たるにや)

布士能嶺乎。高見恐見。天雪毛。伊去羽計。田菜引物緒。

高見恐見は、高さに恐さに、といふ意なり、山の秀て高さに、雲も得届かず、貴く恐こさに、雲も恐れ憚るよしなり、○伊去羽計、(計字、類聚抄、拾穂本等には、斤と作り、それもさも有べし)上に出たり、十二に、赤駒之射去羽計眞田葛原とあり、○田菜引物緒、(菜字、舊本葉に誤れり、類聚抄、古寫一本、拾穂本等に従つ)物緒は、言を含め餘したる辭なり、二卷に、吾乎待跡君之沾計武足日本能山之四附二成益物乎とある、物乎に同じ、(この緒を、余といふに同じく、よび捨たる詞な

54

りといふは、甚あらぬことなり、○歌意は、不盡の嶺が秀て高さに、得届かず、貴く恐さに、得た
な引ず、天雲さへも、かほどまで、恐れ憚る山なるものを、誰かは、此山の高く貴く靈異なるを恐
まざらむ、とのよしなり、○右歌等、(長一首、短二首)宮地、春樹翁云、この上下、皆赤人の歌にし
て、且此歌の調も、赤人の口氣なれば、同人の作なること、疑なかるべし
〔右一首。高橋連蟲麻呂之歌集中出焉。以類載此。〕
集字、舊本になきは、脱たるなるべし

山部宿禰赤人 至伊豫温泉一作歌一首并短歌。

伊豫温泉は、古事記允恭天皇條に、故其輕太子者、流於伊豫湯也、書紀舒明天皇卷に、十一年十
二月己巳朔壬午、幸于伊豫温泉宮、天武天皇卷に、十三年冬十月、大地震云々、時伊豫温泉没而不
出、和名抄に、伊豫國温泉(湯)郡、神名帳に、同郡湯神社などあり、今世、道後の湯と云て、名高
くめでたき温泉なり、今其地を、一萬村と呼り、伊豫國風土記に、湯郡大穴持命見悔耻而宿奈既
古那命欲活而、大分速見湯、自下種持度來、以宿那既古奈命而浴瀆者、鬻間有活起居、
然詠曰、眞慙寢哉、踐健 跡處、今在湯中石上也、凡湯之貴奇、不神世時耳、於今世、
染疾痼萬生、爲除病存身要藥也、天皇等、於湯幸行降坐五度也、以下大帶日子天皇與大后八
坂入姬命二軀爲一度也、以下帶中日子天皇與大后息長帶姬命二軀爲一度也、以上上宮聖
德皇子爲一度、及侍高麗惠總僧、葛城臣等也、于時立湯岡側碑文記云、法興六年十月歲在丙
辰、我法王大王、與惠總法師及葛城臣、道遙東與村、正觀神井、歎世妙驗、欲叙意、聊作

碑文一首云々、以岡本天皇并皇后二軀爲一度、以後岡本天皇、近江大津宮御宇天皇、淨御原
宮御宇天皇三軀爲一度、此謂幸行五度也、とあり、(今温泉傍に、御足形の石と云あり、此は
踐健跡處、今在湯中石上也、とあればなり、されど其石、古のならむことは、おぼつかなし)○
法興の年號の事、余が南京遺響に、委辨へおけり

皇神祖之。神乃御言乃敷座。國之盡。湯者霜。左波爾雖在。島山之。宜國跡。極此
疑。伊豫能高嶺乃。射狹庭乃。崗爾立之而。歌思。辭思爲師。三湯之上乃。樹村乎見
者。臣木毛。生繼爾家里。鳴鳥之。音毛不更。退代爾。神左備將往。行幸處。

皇神祖之は、スメロキノと訓べし、(略解に、カミロキとよめるは、たがへり、)既く委云り、○神乃
御言乃は、(御言は借字にて)神命之なり、遠祖の天皇より、御代々々の天皇の敷座よしなり、既く
委云り、○國之盡は、諸國悉皆なり、五卷に、阿乎爾與斯久奴知許等其等、六卷に、許伎多武流
浦乃盡往隱島乃埼々隈毛不置とあり、國といふ國に、悉皆温泉に類ふべきものは、多くあれど
も、中にもすぐれて、めでたき温泉、といふよしにつづく意なり、○湯者霜は、四言一句なり、霜
の辭は既く云り、○左波爾雖在は、多に雖有なり、本居氏、佐波爾と云言の意は、俗言に、澤山
にと云に、正しく當れり、故思ふに、萬葉に、やまさは人と云ことも見え、又俗に、物の甚多きを、
山ほど、も、山々とも云、又かの澤山と云俗言など、此彼を合せて思へば、多にと云も、澤より出
たる言にやあらむといへり、六卷に、鱈珠左盤爾潛出、又鹽燒等人曾左波爾有、十四に、比登佐波
爾麻奈登伊布兒我、十七に、加波々之母佐波爾由氣等毛、古事記神武天皇條歌に、比登佐波爾伊理

54

袁理登母、景行天皇條歌に、波祢流多知都豆良佐波麻岐など、猶多し、○島山は、四國を總云り、(和名抄に、伊豫國新居郡島山あれど、今はそれにはあらず、)伊豫は、四國の總名にて、四國みな島國なれば、島山とは云るなり、古事記云、生伊豫之二名島、此島者、身一而有四面、每面有レ名、云々、○宜國跡は、島山の形状の足具ひて、宜き國と云なり、跡は、とての意なり、○極此疑(疑字、拾穗本、古寫一本等に、擬と作るは誤なり、)は、伊豫の高嶺に係る詞なり、極此は、(假字にて)擬々しなり、疑は、(こゝは借字にて)例の疑の可聞には非ず、歎息きすて、歌ひ絶て、次へつづくる料の辭なり、下に、波之吉可聞皇子之命乃とあると、同格の辭なり、十七立山賦に、許其志可毛伊波能可牟佐備とも見ゆ、○伊豫乃高嶺は、荒木田氏云、今石鐵山といふと西村重波云り、○射狹庭乃崗は、神名帳に、伊與國溫泉郡伊佐爾波神社、湯神社あり、其處なり、今伊佐庭といふ岡に、社ありて、伊佐庭神、湯月八幡神と申すを、相祭れりと云り、(湯月八幡は湯神社なるべし、)溫泉の少し東方にあり、名の由縁は、伊豫風土記に、立湯岡側碑文處、謂伊社爾波者、當土諸人等、其碑文欲見而、伊社那比來因、謂伊社爾波也、と見えたり、○崗爾立之而(拾穗本には、崗字を岡と作、また之字なし)は、上宮皇太子の、岡に立給ひて、といふなり、立之は、立の伸りたるにて、立給ふといふ意になる言なり、○歌思辭思爲師は、ウタオモヒコトオモハシ、と訓べし、歌を思ひめぐらし賜ひ、辭を思ひめぐらし賜ひし、といふ意なり、思爲師は、思師の伸りたる辭にて、思ひ賜ひし、といふ意になる言なり、さて歌をも辭をも、下の爲師にて、一に帶て、給ひしといふ意に、崇め云るなり、(歌と辭を、別て聞べからず、)こは契沖が云る如く、風土記に云る、上宮皇太子の、湯の碑文を立賜ふとて、文章の様を、案ひめぐらし賜ふを、辭思といひ、歌をもよませ

賜ひけむなれば、歌思とは云るなり、發句より此までは、上宮皇太子の、當昔の有し様を云るなり、○三湯之上乃は、三は美稱、眞湯と云むがごとし、上は、其邊をいふ、此句より以下は、自今までのあたり、見たる様を云るなり、○樹村乎見者は、木群を今見ればと云なり、(今思ふに、森といふも、もと木群の切りたる詞か、コム切モなり、ラとりとは親通へり、鶯の來居て鳴べき森に早なれ、も木群になれの意なり、)字鏡に、柯、已牟良、和名抄に、纂要云、木枝相交下陰曰樾、和名古無良、など見ゆ、伊佐庭岡の西麓に、今木下といふ處あり、臣木の下といふ意なるべし、○臣木は、伊豫風土記に、以岡本天皇并皇后二軀爲一度、于時於大殿戸有樾、云臣木、於其上集鵲、云此米鳥、天皇爲此鳥、繫穗養賜也、云々、(一卷軍王見山作歌、の後註の中に、一書云、是時宮前、在二一樹木、此一樹、斑鳩此米二鳥大集、時勅、多掛二稻穗而養之、乃作歌云々、)其時の臣木なり、臣木は、品物解に委云り、○生繼爾家重は、十九處女墓歌に、黃楊小櫛生更生而と云る如く、そのもとの木は枯ても、又ひこばえなどの、更に生繼にけりと云なり、○鳴鳥之音毛不更は、當昔の、斑鳩と此米とかけて云るにて、其鳥等の聲も、昔にかはらず鳴よしなり、○神佐備將往は、今より往さき、遠き末の代までも、いよく神々しく、神さび往かむといふなり、神佐備の事は、既く云り、○行幸處は、風土記に云るが如く、五度の行幸處なり、(今溫泉の處より、廿丁計北に、御幸山といふあり、古の溫泉宮の趾なるべし、)今はその宮の跡には限らず、ひろく行幸せし地を云るなり、○歌意は、海内大八島の内、國といふ國悉皆に、溫泉に類ふべき湯は、多くあれども、中にも類なく、すぐれてめでたき溫泉の出るうへ、島山の形状の具足ひて、宜しくおむかしき國とて、上宮皇太子の、伊豫國におはしまして、その溫泉の邊の、射狹庭の崗に立賜ひて、歌を思ひめぐら

54

したまひ、文章を思ひめぐらし賜ひしといふ、當昔を慕ひて此に來て見れば、その温泉の邊に、群
だちたる木群の中に、いにしへ岡本天皇の行幸て、御覽せし時に、斑鳩と此米と、來集しといふ臣
木も、ひこばえなどの更に生繼て、なほかの二鳥の聲も、當時にかはらず來鳴て、いとゞむかしの
おもほゆるよ、今より行さき、とほき末の代までもいよく、神々しく、神さびゆくべき、行幸の跡
處そとなり

反歌

百式紀乃。大宮人之。飽田津爾。船乘將爲。年之不知久。

飽田津は、吾黨大久保秀浪、さきに彼地に至りて、ところのさまをよく見て、土人にくはしく尋ねし
に、温泉郡一萬村の西、今道一餘里に、杉繩手とて、小山の間に、十町ばかりの地あり、その廿町
ばかり西に去て、南方に武田津、中間に秋田津、北方に成田津とて、古の三の津の跡ありて、今は
潮退て、田地となれるを、古三津と今に呼なせり、その十四五町西に去て、新三津と呼あり、これ
今の舟津なり、古の飽田津は、この古三津の地なり、と云傳たりと云り、○船乘將爲(乗字、舊本
垂に誤、今は類聚抄、拾穂本、異本等に從)は、フナノリシケムと訓べし、(一卷に、嗚呼兒乃浦爾
船乘爲良武、七卷に、何處可舟乘爲家牟、十七に、多奈波多之船乘須良之などあるは、フネノラ
スラム、フネノランケム、フネノラスラシ、とよむべくも思へば、こゝもフネノラシケムとよむべ
くおもへど、一卷に、飽田津爾船乘世武登、七卷に、船乘爾乘西意などありて、フネノリてふ熟
語のあれば、なほこゝも、然訓べきなり)さて船乘は、多く發船する事にいへば、こゝも飽田津よ

り、發船せし時をいへるなり、○年之不知久は、甚舊しきほどなれば、年歴の數の、知れぬ事とな
り、○歌意は、古天皇等の行幸し時、從駕の大宮人の、飽田津より發船しけむ、その年歴の數の、
かぞへられず、いと舊しき代々を経ぬる事となり

登神岳 山部宿禰赤人作歌一首并短歌

登神岳云々、按に、此卷の前後の例によるに、山部云々の六字、登の上にあるべし、神岳は、既
く出づ

三諸乃。神名備山爾。五百枝刺。繁生有。都賀乃樹乃。彌繼嗣爾。玉葛。絶事無。在
管裳。不止將通。明日香能。舊京師者。山高三。河登保志呂之。春日者。山四見容之。
秋夜者。河四清之。旦雲二。多頭羽亂。夕霧丹。河津者驟。每見。哭耳所泣。古思
者。

神名備山は、即神岳なり、○繁生有は、六卷に、水枝指四時爾生有刀我乃樹能彌繼嗣爾、四卷に、
四時二生有、催馬樂に、美乃也萬爾之々爾於比太留太萬加之波などあり、發句より此までは、目
ふる、所の物をもて、都賀乃樹をいひおこさむための序とせるなり、○都賀乃樹乃は、枕詞なり、
既く一卷に出づ、○玉葛、これも枕詞なり、六卷にも玉葛絶事無萬代爾如是霜願跡とあり、此
は、葛は長く蔓ひろごりて絶しなきものなれば、かくはつゞけたるなり、○在管裳は、在々々もの
意なり、在の事は、既く云り、○不止將通は、ヤマズカヨハムと訓べし、(略解などに、ツネニカヨ

ハムとよめるは、わろし、既に云り、○舊京師は、明日香淨御原宮を云るなり、淨御原宮は神岳に近きあたりなり、今は奈良へ都を遷されしなれば、舊京師となれるなり、○山高三は、山高うといはむが如し、常に山が高さに、と意得るとは、たがへり、既に例を引て、首卷に委辨り、○河登保志呂之は、河の清淨なるを云、本居氏、とほしるは、さやかなるをいふ、物語書に御火しろくたけ、續世繼に、その大納言の、御車のもむこそ、きららかに、とほしるく侍りけむ、とありと云り、荒木田氏、とほは、達の意なり、白きは、あざやかなるを云ば、さやけしと云に同じ、といへり、十七にも山高美河登保之呂思と見ゆ、(長明無名抄、俊惠定歌體一事を云る處に、すがたうるはしく、きよけにいひくだして、たけたかく、とほしるきなり云々、これははじめの歌のやうに、かぎりなく、とほしるくなどはあらねど、いうにたをやかなり云々、はじめの歌は、すがたきよげに、とほしければ云々、など見えたり、)○山四見容之は、四は、その一すぢなるを、思はたる助辭、見容之は、(借字)見之欲なり、後に、見まほしといふに同じ、花などのさける、山のけしきのおもしろくて、常に見まほしく思ふよしなり、此下に、儻立乃見杲石山跡、六卷に、山見者山裳見貌石、十一に、見我欲君我、十七に、夜麻可良夜見我保之加良武、十八に、奈保之見我保之、又伊夜見我保之、十九に、見我保之御面、古事記仁徳天皇、太后御歌に、和賀美賀本斯久爾波、顯宗天皇紀歌に、野麻登陞爾瀾我保指母能波などあり、○河四清之は、四は、上の如し、河瀨の清くて、月のうつれるけしきなど、見るにわかぬよしなり、春秋につけて、見處あるを、ほめたるなり、○多頭羽亂は、鶴者亂なり、亂は、騷といふに全同、二卷に、小竹葉者三山毛清爾亂友とあるも、さわぐことなり、○河津者騷は、蝦者騷なり、騷は、聲のさわさわと、さわがしく鳴ることなり、字鏡に、

鵜、衆口也、佐和久と見ゆ、春の朝雲居に鶴の飛翔り、秋の夕川瀨に蝦の鳴すだく形を云て、春秋朝夕の、景色を云あらはせり、○哭耳所泣は、音にのみ泣る、といふ意なり、十五に、欲流波須我良爾爾能未之奈加由と見ゆ、共に之は、その一すぢなるを、思はせたる助辭なり、○古思者は、古昔を懐ふが故にの意なり、淨御原宮の全盛なりし當昔をおもふが故に、音にのみ泣る、といふ意なり、九卷處女墓長歌に、見者悲哀古思者、(一卷に、阿騎乃野爾云々古念爾など有、)○歌意は、淨御原宮の舊都は、神岳の山高く、明日香河の河瀨さやかにして、春日は花をめで、秋夜は月をおもしろみなどして、見るにあくよなく、しかのみにあらず、春の朝は、雲居に鶴の飛翔り、秋の夕は、川瀨に蝦の鳴すだく風景など、春秋朝暮に隨て、つねにかよひて、見まくのほしきところなれば、そこを慕ひて見に來しを、其地のけしきの、いとど物あはれなるにつけても、中々に見聞もの毎に、なぐさむ心はなくして、淨御原宮の全盛なりし當昔の事の、ひとへに慕はれて、音にのみ泣る、となり

反歌

明日香河。川余藤不去。立霧乃。念應過。孤悲爾不有國。

立霧乃といふ迄は、過を云む料の序なり、○念應過は、念を遣失ふべきとなり、○孤悲爾不有國は、戀にてあらぬことなるものを、といふなり、孤悲は、古を慕ひ念ふ情の戀なり、○歌意は、大か、古を慕ふことなるならば、見もの聞ものにつけて、物念を遣失ひて、なぐさむべきを、しか物おもひを、やり失ふべき、一わたりの戀にてはあらぬことなるものを、いかにしてましましとなり

54

門部王。在難波。見漁火燭光。作歌一首。

門部王は、上に出づ、類聚抄に、一首の下、後賜姓大原真人氏之の八字あり、(古寫一本には、姓字无、氏の下に也字あり)

見渡者。明石之浦爾。燒火乃。保爾曾出流。妹爾戀久。

燒火乃は、トモスヒノと訓べし、十五、十八に、等毛之備、字鏡に、炬苳、止毛志火とあり、さて、此句までは、保をいはむために、目に觸る所の物をもて、序とし給へるなり、○保爾曾出流は、裏べる思の堪かねて、それと表れ出ぬるといふなり、凡て保は秀にて、いちしろくあらはるゝをいふ、本草の穂も、それなり、○妹爾戀久は、妹を戀しく思ふ事よ、といふ意なり、○歌意は、人目をつゝむに堪かねて、妹を戀しく念ふ心の、それと人の知までにぞ、色にあらはれけるとなり

或娘子等。以裏乾鰓。贈通觀僧。戲請咒願之時。通觀作歌一首。

娘子、古寫一本、妹と作るは誤なり、○通觀は、傳知ず、○咒字、拾穂本に哭と作るは誤なり、○此題詞、舊本には、或娘子等、賜裏乾鰓、戲請通觀僧之咒願時、云々とあり、今は目錄に従つ、意は、或若き娘子どもの、乾鰓を裏て、通願僧に贈り、咒願の力にて、是をいのり生し給へといひて、僧の戒を破らむとの戯なり

海若之。奧爾持行而。雖放。宇禮牟曾此之。將死還生。

海若之は、海之といふが如し、和多都美とは、海神を申す稱なる由は、既く云り、こゝはやゝ轉りて、たゞ海をいへるなり、海若の字は、楚辭に、使湘靈鼓瑟、令海若舞馮夷、註に海若海神名也と見ゆ、○宇禮牟曾は、本居氏云、十一に、平山の子松が末の有廉叙波わが思妹にあはずやみなめ、と云る有廉叙に同じく、いかむぞの意なり、○將死還生は、ヨミガヘリナムと訓べし、と本居氏云り、ヨミガヘルは、黄泉還にて、死者の、生還るをいふ詞なり、字鏡に、穉、甞字同、更生也、與彌還とあり、○歌意は、たとひ海に持行て放つとも、いかでか、これが生かへるべき、わが咒願の及ぶべき所にあらず、と女の戯に、とりあはずいへるにて、色々すかしのたまふとも、出離の心をば、ふたゝびおもひかへさじを、といふ意を含めたるなり

萬葉集古義三卷之中

オホモコトモチノスナキスケヲマノオユノアツミガウタヒトツ
太宰 少貳小野老朝臣歌一首。

太宰は、太宰府なり、和名抄に、職員令云、太宰府於保美古止毛知乃司とあり、職員令に、太宰府帶筑前國主神一人、掌諸祭祠事、帥一人、掌下祠社、戸口、簿帳、字養百姓、勸課農桑、糺察所部、貢舉孝義、田宅、良賤、訴訟、租調、倉廩、徭役、兵士、器仗、鼓吹、郵驛、傳馬、烽候、城牧、過所、公私馬牛、關遺雜物、及寺僧尼名籍、蕃客歸化、饗譙事、大貳一人、掌同帥、少貳二人、掌同大貳、云々、と見ゆ、書紀推古天皇十七年夏四月丁酉朔庚子、筑紫太宰奏上言云々とある、これ太宰府のものに見えたるはじめなり、職原抄に、太宰府、聖武天皇天平十五年、始置筑紫鎮西府、先是有太宰府號云々、凡當府都管九國二島、別帶筑前也とあり、天平十五年に、始めて鎮西府を置れたることは、續紀に委しく見えたり、先是太宰府の號ある由いへるは、右に引る推古天皇紀に出たるをいへるなり、文德天皇實錄四卷、仁壽二年二月の處に、夫太宰府者、西極之大壤、中國之領袖也、東以長門爲關、西以新羅爲拒、加以九國二島、郡縣闊遠、自古于今以爲重鎮、云々、と見えたり、○少貳はスナキスケと訓べし、和名抄に、次官、本朝職員令、二方品員等所載云々、太宰府曰貳云々(已上皆須介)とあり、○小野老朝臣は、續紀に、元正天皇養老三年正月壬寅、授正六位下小野朝臣老從五位下、四年十月戊子、爲右少辨、聖武天皇天平元年

三月甲午、從五位上、三年正月丙子、正五位下、五年三月辛亥、正五位上、六年正月己卯從四位下、九年六月甲寅、太宰大貳從四位下小野朝臣老卒と見えたり

青丹吉。寧樂乃京師者。咲花乃。薰如。今盛有。

寧樂乃京師者、樂字、活字本に禁と作るは誤なり、乃字、拾穗本にはなし、○歌意かくれたるところなし、元明天皇の奈良に京都を選されしより、聖武天皇の御時に至りて、彌益隆盛なりしを讚美たるなり

サキモリノツカサノマツリゴト人オホトモノヨツナガワタマツ
防人司 佑 大伴 四繩歌二首。

防人司佑(佑字、舊本祐に誤、古寫本、異本等に從、類聚抄には佐と作り)は、サキモリノツカサノマツリゴト人と訓べし、職員令に、太宰府(帶筑前國)云々防人正一人、掌防人名帳、戎具、教閱、及食料田事、佑一人、掌同正とあり、和名抄に、判官、本朝職員令二方品員等所載云々、司曰佑云々、皆萬豆利古止比止と見えたり、○大伴四繩(繩字、目錄、古寫本、類聚抄、拾穗本等には綱と作り)は、傳未詳ならず、古今六帖に、大伴のよつなと載たれば、四綱とある方正しかるべし、契沖云、大伴の下に宿禰の字のおちたるなるべし、家持の歌など、末に至りて、つゞきて多き所には、大伴家持とのみもあれど、さらでは皆姓をそへてかけり

安見知之。吾王乃。敷座在。國中者。京師所念。

國中者は、いかにぞやおもはるゝにつきて、(略解に、舊本に依てクニノナカニハと訓るは、天皇の敷座國の境内には、と云意と心得しにや、もしさらばクニノウチニハとこそいふべけれ、されどしか訓むも穩ならず、熟思ふに、者は在字の寫誤なるべし、者と在と草書いと能似たり、さらばクニノナカナルと訓べし、然するときは、國中は國の中央といふことになりて、大祓祠に、四方之國中登とあるに、全同じこゝろばえなり、○京師所念は、ミヤコシオモホユと訓る宜し、(略解に、ミヤコオモホユと訓たるはわろし)シと訓べき字はなけれども、之の助辭は、字の後にのみ付る例多し、凡てこれらの助辭はあるも無も同じこと、誰もおもふことなるべけれど、助辭は語の勢を助るものなれば、あるべき所には必ずては叶はず、こゝなどは、必シの助辭なくてはつたなし、すべて之の助辭は、その一すぢをおもくおもはする處におく辭なり、三卷に、日本師所念、七卷に、奈伎左思所念、又日本之所念、八卷に、尾花之所念又繁之所念、又平城京師所念可聞などあるを照考べし、○歌意は、旅にありて、種々に物おもひのせらるゝ事のおほき中に、國の中央なる京師の、一すぢに戀しくおもはるゝとなり

藤浪之。花者盛爾。成來。平城京乎。御念八君。

浪字、類聚抄には波と作り、○御念八君は、慕ひおぼしめすや君よと云るなり、君は旅人卿を指り、六卷太宰少貳石川朝臣是人歌に、刺竹之大宮人乃家跡住佐保能山乎者思哉毛君とあるも、帥旅人卿をさせり、今と似たり、○歌意かくれたるところなし

帥大伴 卿 歌五首

帥大伴卿は、旅人卿なり、帥はカミと訓べし、和名抄に、長官、本朝職員令二方品員所載云々、太宰府曰帥、(已上皆加美)職員令に、太宰府、(帶筑前國)云々、帥一人、云々(上に委く引り)と見えたり、太宰府の管領職なり、(帥はカミとのみいひしを、中ごろよりこなたのものには、字音にてソチといへり、蟀の音なり一八をイチハチといふが如し、さて字彙に、毛氏曰、凡稱主兵者爲將帥、則去聲、言領兵帥師、則入聲、故經典釋文、將帥字皆去聲、帥師字皆不音と見えて、將帥のときは去聲、山類切音スイ、帥師のときは入聲、山律切音ソツなり、されば、スイと唱ふべきを、ソチと唱來れるは所以あることにこそ)さて旅人卿の太宰帥に任られ給ひしは、神龜三年の間なるべし、その後五年を歴て、天平二年に京に上り給ひしなり、其事は十七卷初に、天平二年庚午冬十一月、太宰帥大伴卿被任大納言(兼帥如故)上京之時、云々、と見えたり、すべて此卿の帥に任られ給ふ事、紀文に見えざるは漏たるなり

吾盛。復將變(若)八方。殆。寧樂京師乎。不見歟將成。

復將變若八方は、マタヲチメヤモと訓べし、又二たび、若く盛なる時に變らめやはいふ意なり、若字は、荒木田氏の考に依て補つ、其説云、本居氏の説に、將變の二字を乎知とよむべしといはれしは、古言に達れる考なりけり、その説につきて熟考るに、集中變若と書る文字は、みな乎知とよむべきなり、故今も變若とあるべきを、若の字を脱せる事のしるければ、補つと云り、猶槻落葉別

54

記に委論へり、さて遠知といふ言は、四卷、五卷、六卷、十一、十七、二十の卷々にも見えて、若
變とも遠知とも越知とも乎知とも書り、十三には越水といふこともあり、なほ本居氏玉勝間八卷に
云るをも、合見て考べし、(事長ければ、今は略きて引つるなり、)八方は、也は、後世の也波の意、
方は歎息辭なり、○殆はホト／＼と訓べし、古事記傳云、富登富登といふ言の意は、邊々にて、
其、近き邊まで至る意なりと云り、こゝは平城京を得見すに成なむに、殆からむかといふ意なり、七
卷に、燎木伐殆之國手斧所取奴、八卷に、不令見殆令散都類香聞、十卷に、霍公鳥保等穂跡妹爾
不相來爾來里、後撰集題詞に、人の許より、久しう心ちわづらひて、ほと／＼死ぬべくなむ有つる
と云て侍ければ、拾遺集に、歎こる人いる山の斧の柄の保等保等しくもなりにける哉、かゆるふの
日記に、我ならぬ人は、ほと／＼泣ぬべく思ひたり、源氏物語に、翁もほと／＼舞出ぬべきなどあ
り、○歌意は、吾齡の若く盛なる時に、また二たび變るべしやは、又も若きにかへるまじければ、
太宰府に老果て、平城京を得見すに成なむに殆からむかとおもふが、口をしき事となり

吾命毛。常有奴可。昔見之。象小河乎。行見爲。

常有奴可は、常にかはらずもがな、あれかしといふ意なり、集中にあれかしと願ふ意を、有奴可、
ふれかしとねがふ意を、零奴可、鳴かしとねがふ意を、鳴奴可、など云ること甚多し、四卷に、久
堅乃雨毛落糲、十八に、保等登藝須伊麻毛奈加奴香、六卷に、多吉能床磬乃常有沼鴨などある類なり、
なほ本居氏詞玉緒に、例どもを載られたり、さて有奴可は、有かしの意なるに准へて意得るときは、
其餘も、皆おほくたがふふしはなければ、總て世の學者等、おほかたの心は、思誤つことはなけれ

ども、其訓の本意を、わきまへ知たる人今までなし、(契沖が常にあらぬかは、常にあらぬ物か、
常あれかしとねがふ意なり、と云ふは、元來有奴を不有と見たるよりの説にて、ひがことなり、又
久老が可を願の哉として、後世某もがな、といふにおなじ義と聞たるもたがへり、又本居氏玉勝間
に、此集七卷に、青角髮依網原人相鴨、石走淡海縣物語、十卷に、霞立春永日戀暮、夜
深去妹相鴨、同卷に、五月山宇能花月夜霍公鳥雖聞不飽又鳴鴨、十一に、我勢古波幸座、遍來
我告來人來鴨、同卷に、日低人可知今日如千歲有與鴨、同卷に、如是爲乍吾待印有鴨世
人皆乃常不在國、又同卷に、敷細枕動而宿不所寢物念此夕急明鴨などある、件の歌どもは、九
卷に、雲隱鴈鳴時秋山黃葉片待時者雖過と有に同じく、みな不字を省きて書るものなり、と云
るも甚誤なり、此もなほ有奴可、鳴奴可などいふ奴を、不の意に見たるより、不字を省きて書るも
のおもへるなり、よく思ひ見よ、不字は有と無と、其意反なれば、不字のあるべき處を、省き
て書べき理のあるべきかは、すべて那爾奴禰の辭は、字の後に訓付る事多ければ、此等も奴の言にあ
たる字はなくても、然訓るゝ事なれば、もとより省きたるにはあるざるを知べし、九卷に、時者雖
過とあるは、不字の脱たるものにて、其は右の例どもとは違へり、抑この奴は、名告佐禰などいふ、
禰の言を轉し云るにて、希望辭なり、かゝれば奴といふも、禰といふも、意は全同じ、(禰の言の例
は、上に委く云り、)されば有奴可は、有禰とねがふ言なるを、下の可に連く故に、第四位の言を、
第三位の言に轉しいへるものぞ、(可は哉にて、歎辭なり、)猶その例をいはゞ、有許勢奴可毛、繼許
勢奴可聞などあるも、有許勢禰、繼許勢禰とねがふ意なるを、可毛へ連く故、禰を奴に轉しいへる
を併考へて知べし、○象小河乎、(象字、活字本に家と作るは誤なり、)此河を賞恰せられし歌は、

54

上にも見えたり、○歌意は他の望ありて、壽の長からむことをねがふにあらず、その昔見し、吉野の象の小河の佳景を、行て見むが爲に、吾命の常にかはらずもがな、あれかしとおもふとなり
浅茅原。曲曲二。物念者。故郷之。所念可聞。

浅茅原は、曲の枕詞なり、遅波良と、都婆良と、音の似通ひたれば、茅原曲と疊云たるなり、都賀乃木之嗣繼などいふ如し、○曲曲二は、十八に、可治能於登乃都婆良都婆良爾と見ゆ、なほ曲と云事は、一卷に、委曲毛見管行武雄、九卷に、委曲爾示賜者、十九に都婆良可爾今日者久良佐禰などあり、都麻毘良加と同言なり、舒明天皇紀に、曲舉と見えたり、さてかく同じ言を重ねて云るは、その曲なる事の甚しきを云るにて、集中に、由久良由久良爾と云る類なり、かくてこゝは、その物思ふことの多くて、落る處なく、委曲にしげきよしなり、○故郷之はフリニシサトシと訓べし、之は助辭にて、その一すぢをおもくおもはするがためなり、(略解に、之をノと訓るは、いみじくわろし)○歌意は、旅にありて、物思ふことの多く、落る事なく、委曲にしげき中にも、故郷の一すぢに、戀しく思はるゝ哉となり、荒木田氏云、高市郡のつき阪は、もと大伴氏の家地にて、藤原明日香に近ければ、殊さら舊都をしぬひ給へるにや、六卷にこの卿の歌に、須叟も行て見まし
か神南備の、淵は浅而瀨にか成らむ、とも見えたり

萱草。吾紐二付。香具山乃。故去之里乎。不忘之爲。

萱草のことは、品物解に委云り、○吾紐二付は、萱草を紐に著れば、憂思を忘失ふといふ諺のある故に、しか爲るなり、四卷に、萱草吾下紐爾著有跡鬼乃志許草事二思安利家理、十二に、萱草吾紐爾著時常無念度者生跡文奈思などあり、(からくに陸士衡詩に、焉得忘歸草言樹背與襟とあるは、毛詩に、焉得諼草言樹之背、といへるを思ひて作れるなり、諼草は即萱草なりといへり、さてこの萱草を、忘歸草といひなせりと見ゆ、かくて背は北堂を云、襟は南庭を云と云、或は背を背上とし、襟を胸前とする説もありとぞ、琅邪代醉編四十に見えたり、かゝれば萱草を紐に著るといへるは、もと樹襟を胸前とする説を、思ひてよめるが如し、)○不忘之爲は、忘れむとすれども、得わすれぬ故に、いかで忘れむと思ふが爲にとなり、○歌意は、故郷を戀しく思ふ心をか忘れなむとおもへども、得忘れぬが故に、もしや萱草を帶たらば、忘るゝ事もあらむかとて、わすれ草をとりて、吾衣紐に結著となり

吾行者。久者不有。夢乃和太。湍者不成而。淵有毛。

吾行者は、吾旅行はといふなり、既く出、○夢乃和太は、七卷に、夢乃和太事西有來寤毛見而來物乎念四念者、懷風藻に、吉田連宜、從駕吉野宮詩に、夢淵と見ゆ、大和志に、夢回淵、在吉野郡御料莊新住村俗呼梅回淵中奇石多と見えたり、和太のことは、既く一卷に云り、(夢の浮橋といふも、この夢の和太に渡せる浮橋なり、と玉勝間に云り、)○淵有毛は毛は乞字の誤なるべし、と大神景井云り、是然るべし、フチニアリコソと訓べし、○歌意は、われ旅に行て、太宰府にあらむほどは、いと久しき間にはあらじ、やがて歸りて見にゆくべければ、それを待得るまでは、淺びて湍とならで、昔見しまゝの淵にてあれよとなり

54

沙彌滿誓 詠綿 歌一首。

沙彌滿誓は、續紀に、養老七年二月丁酉、勅僧滿誓、(俗名、從四位上笠朝臣麻呂)於筑紫令造觀世音寺と見ゆ、滿誓いまだ俗なりし時の昇進は、同紀に、慶雲元年春正月丁亥朔癸巳、正六位下笠朝臣麻呂授從五位下、三年秋七月辛酉、以從五位下笠朝臣麻呂爲美濃守、和銅元年三月丙午、從五位上笠朝臣麻呂爲美濃守、(未審)二年九月己卯、遣云々、賜云々美濃守從五位上笠朝臣麻呂當國、田各一十町、穀二百斛、衣一襲、美其政蹟也、四年四月丙子朔壬午、授正五位上、七年閏二月朔、賜美濃守從四位下笠朝臣麻呂封七十戶、田六町、以通吉蘇路也、靈龜元年六月甲子、美濃守從四位下笠朝臣麻呂爲兼尾張守、養老元年十一月丁酉朔癸丑、授美濃守從四位下笠朝臣麻呂從四位上、二年七月庚子、始置按察使、令美濃守笠朝臣麻呂管尾張參河信濃三國、四年冬十月戊子、從四位上笠朝臣麻呂爲右大辨、五年五月戊午、右大辨四位上笠朝臣麻呂、請奉爲太上天皇出家入道、勅許之、○首字、舊本前に誤、古寫一本、古寫小本、拾穗本等に從

白縫。筑紫乃綿者。身著而。未者伎禰杼。暖所見。

白縫は、枕詞なり、シラヌヒと四言に訓べし、(此枕詞、何處に出たるにも乃字などを添て書ざれば、舊本をはじめシラヌヒノと、ノの言をそへて訓は誤なり)五卷に、斯良農比筑紫國、廿卷に、之良奴日筑紫國とあり、このつゞけの意、未詳には思得ず、此を書紀景行天皇卷、又肥後國風土記に、肥國といふことの起を云るところに、其主を知ぬ、怪しき火の下れる地なる故に、火國と號しよし

見えたり、○不知火の意とおもふはさることなれど、さらば不知火の光とか燦とか、何ぞさるべき辭なくては、足はぬことなり、又肥國の號は、八代郡肥伊郷より起れることなるに、なべて筑紫の枕詞とはすべからず、故強て考るに、白とは、御火白く焼などいふ白にて、その明く灼き意なり、縫は(借字)野火にて、春野を焼野火なり、さて火には著といふ縁語あれば、(伊勢物語に、火著むとすればとあり)野火の著といふ意に筑の言にいひかけたるか、又神代に、筑紫國を白日別といひしによれば、斯良奴比は即筑紫の古名にて、其を白日別とも、白瓊日別とも語傳へつらむか、さらばやがて白瓊日筑紫といひつゞけたるならむ、猶考べし、○筑紫乃綿は、續紀に、神護景雲三年三月乙未、始毎年、運太宰府綿二十萬屯、輸京庫、延喜雜式に、凡太宰府、貢綿穀船者、擇買勝載二百五十石以上三百石以下、不著、進上、便即、令習用、其用度充正稅、江次第十二月補次侍從、次第に、上古以預節會爲大望、多依給祿綿也、件綿本太宰府所進也、而近代帥大貳申色代、三百兩代絹一疋、仍无下望預節會人など見ゆ、○未者伎禰杼(伎字、拾本穗には妓と作り)者の辭味ふべし、未著はせねどもといふ意なり、○暖所見は、本居氏、アタ、ケクミユと訓べし、あきらか、さやか、のどか、ゆたかなどの類、古言には、あきらけし、さやけし、のどけし、ゆたけしと云て、あきらか、さやか、のどか、ゆたかなどは云ぬ格なる故に、アタ、カニとは訓まじきなりと云り、字鏡に、燼燼同、燼也、阿太々介志と見えたり、○歌意は、筑紫の綿を親く身に著て、未著はせねども、その積おきたるを見てさへ、はや暖かけに見ゆるを、衣になして身に著たらば、いかにばかりあたかならむ、とおもはる、よしなり

54

山上臣憶良 罷宴歌一首

臣字、類聚抄拾穂本等には、憶良の下にあり

憶良等者。今者將罷。子將哭。其彼母毛。吾乎將待會。

憶良等者は、等は軽く添たる詞なり、者の辭味ふべし、他人はとまれ、吾者といふ意なり、○今者將罷は、俗に今は最早退らむといふ意なり、者の辭力あり、○其彼母毛は、荒木田氏、ソモソノハ、モと訓て、その子も其母もといふを、上に子なくらむとあれば、今は子の言を省けりと云り、(舊本の訓は誤れり)又類聚抄には、彼字を子と作り、此に依ば、ソノコノハ、モと訓べし、(袋册子に、此歌を引るにも、その子のは、もとあり)○吾乎將待會は、十八に、奴波多麻能夜和多流都奇乎伊久欲布等、余美都追伊毛波和禮麻都良牟會とあり、○歌意は、宴席に久しく時をうつして居たれば、子も吾を待戀て哭らむ、その母も吾を待戀らむぞ、他人はとまれ、憶良はあくまで長居したれば、今は退らむぞとなり

太宰帥大伴卿讚酒歌十三首

契沖云、此卿酒をこのまれけることは、此十三首の歌をもて知べし、又第四卷に、丹生女王、すなはちこの卿の帥なりける時、おくり給ふ歌に、古人乃令食有吉備能酒病者爲便無貫養賜牟云々、かくなき上戸と見えたり

驗無。物乎不念者。一坏乃。濁酒乎。可飲有良師。

驗無は、契沖、さまざまのことをおもひても、かひなきをいふ、たとへば千金を得ばやと、あけくれおもへども、つひに一錢の用なきがことと云り、書紀に、益字をシルシと訓り、よくあたれり、○物乎不念者は、物を思はむよりはの意なり、既く云り、○一坏乃は、(坏字、酒器の義は字書に見えず、杯の木偏を土に代たるものなり、銚を榘と作る類なり)ヒトツキノと訓べし、(荒木田氏は、坏をスキとよめり、其説に、四時祭式に、等呂須伎と見えれば、古くはスキといひしと見えたりと云り、今按に、大嘗祭式に、多加須伎、比良須伎など云も見え、且都と須とは、古言に通云ふ例にて、集中に打日刺てふ枕詞を、打久津ともかき、又次をスキとも、ツキとも云る例あれば、しかよまむこともとより難なきに似たれども、集中に酒杯を、五卷に、佐加豆伎と書て、ツキといふこととのいと古ければ、猶もとのまゝにツキとよまむぞよろしき)○濁酒乎、四時祭式に、清酒五升、濁酒六斗五升と見ゆ、○可飲有良師は、ノムベクアラシと訓べし、有良師は、あるらしと云が如し、○歌意は、わづかの酒にてさへ、憂を忘るれば、益無き物思ひをせむよりは、たゞ一杯の濁酒を飲て、憂忘るべく有らしとなり、數杯清酒を飲ば、甚酔ていよいよたのしかるべきなれど、たゞ一杯の濁酒にてさへ、物思はる、け失ふ物ぞと、酒の效あることをいたく讚たるなり

酒名乎。聖跡負師。古昔。大聖之。言乃宜左。

聖跡負師は、魏書に、太祖禁酒、而人竊飲、故難言酒、以白酒爲賢者、以清酒爲聖人、あ

あるによれり、廿卷に、由伎登利於保世とあれば、負は於保世の假字なり。○大聖之、こは誰にてもあれ、はじめて酒を聖と名づけし人を稱て云り、○言乃宜左は、言のふさはしく、相應て宜さといふなり、左は廣左、深左などいふ左なり、○歌意は、酒をいたくめで貴みて、清酒に聖人といふ名を負せたるは、これつね人にあらず、大聖なり、その聖といふ名を負せし、いにしへの大聖の言の、相應て宜しさ、たとへむかたなしとなり

古之。七賢。人等毛。欲爲物者。酒西有良師。

七賢は、嵇康、阮籍、山濤、劉伶、阮咸、向秀、王戎などいひし徒なり、爲竹林之游、世所謂竹林七賢也、と晋書列傳に見ゆ、さて七賢は、ナ、ノサカシキと訓べきなり、(或人ナ、ノと訓ことを難て云く、ナ、ツノ云々といはではあたらす、たとへば一箇の山二箇の岡など云如く、之の言の間にあるときは、必都の助辭をおく例なりと云り、これ偏説なり、十六に、一二之目耳不有云々、これもヒトフタノと訓てヒトツフタツノとは訓べからず、同卷に、九、兒等哉、とも見え、祝詞に、百官人などある、これ都をいはざる例なり、後の歌に近江の七社を、七の社といひて、七つの社といはず、これも後ながら、都をいはざる一の證なり、又八十之健男、八十之乎等女、八十之心などいふときも、八十のとはいはぬ例なり、これら之の言を聞におきて、都の助辭なき例なるをおもふべし、)サカシキてふ言の例は、古事記八千矛神の御歌に、佐加志賣遠阿理登岐加志氏、書紀仁徳天皇卷に、賢遺此云左柯之能里神武天皇卷に、明達、崇神天皇卷に、叡智、欽明天皇卷に、君子、皇極天皇卷に、哲主、肥前風土記に、此婦如此實賢女、故以賢女、欲爲國

名、因曰賢女、郡、今謂佐喜郡一訛也、書紀竟宴歌に、以末乃散加之支見世爾安布加那、字鏡に、點慧了也、又慧也、佐加志、土佐日記に、こと人々のも有けれど、佐可之伎もなかるべし、古今集序に、佐可之於呂可なりとしろしめしけむ、榮花物語に御心のひがませ給へれば、物のあはれ有さまを知らせ給はぬと、佐可之字ぞ聞えさせける、又集中にも、他の古書にも、さかきを賢木と多く書り、)サカシキは、(古今集序に、於呂可と對へ云ることく、)愚癡なる反に、智深く賢きをいふ言なり、(常にはさかしらだちて、悪き方にも多く云めれど、そは一轉したるにて、これらは然にあらず、)かかるを今までの人、この賢をカシコキとよみたれどもカシコキてふ言は、恐懼の字意にて、かしこき人などいふは、至尊くして、恐懼き人のみ云言なりしを、や、後に轉じて、智深く賢き者をば、人の恐懼むより、かしこきと云ことにはなりためれど、いと古は、賢きをカシコキと云ること、一もなくして、この差別いと分明しかりしを、今まで古學の徒も、さかしきと、かしこきとを、もとより一辭のごと相混へて、この明辨せし人こそ、一人も無りけれ、伊勢物語に、昔年頃おとづれざりける女、心かしこくやあらざりけむとあれば、彼頃よりや、賢をかしこくといひ初けむ、)○人等毛は、ヒトタチモと訓べし、(これをヒト、モモとよめるはわろし、其哉は、凡て某多知といふは、尊む言にて、神多知皇子多知などいふ例なればなり、此歌も、此卿の、かの七賢といひし徒等を、崇め賞たまへる趣なればぞかし、)○欲爲物者は、ホリセシモノハと訓べし、(略解にホリスルモノハとよみたるは、過去のことをいふ言にならざれば、ひがことなり、)○酒西有良師は、サケニシアラシと訓べし、酒には、酒にてといふが如し、西之は、その一すぢをつよくおもはする助辭なり、有之は上の如し、○歌意はいにしへ竹林の七賢ときこえし、名たゝるすぐれ人たちも、賞て、一す

50
4

ぢに欲せし物は、酒にて有らしとなり

賢跡。物言従者。酒飲而。醉哭爲師。益有良之。

賢跡は、サカシミトと訓べし、(カシコシト訓るは、いみじきひがことなり、上に辨云り、)さかしう
といはむがごとし、跡は例の語の勢をそへたる助辭の跡にて、あるもなきも、歌の意は同じ事なり、
賢人ぶりて、物知がほに、こちたくいひほころは、昔より人の惡み厭ふものなり、戸令義解に、惡
疾癲狂、(謂云々、狂者或妄觸欲走、或自高賢、稱聖神者也、)ニ支癡、兩目盲、如レ此之類、皆
爲篤疾、○物言従者は、モノイハムヨハと訓べし、(モノイフヨリハと訓るはわろし、)○醉哭爲師は、
醉哭は、續後紀十三に、出雲權守正四位下文室朝臣秋津卒、云々、但在飲酒席、似非丈夫、每至
酒三四杯、必有醉泣之癖、故也、榮花物語に、おとど醉泣し給ふ、大和物語に、人々もよく醉たるほ
どにて、醉なきいとなくす、源氏物語繪合に、打みだれ聞え給ひて、をひ哭にや、院の御こと聞
え出て、打しをれ給ひぬ、松風に、かのあはぢ島をおぼし出て、躬恒が、所がらかもとおほめきけ
むことなど、のたまひ出たるに、物哀なる醉哭ともあるべし、篝火に、をひ哭のついでに、しのば
ぬ事もこそこのたまへば、行幸に、をさをさ心よわくおはしませぬ、六條殿も醉哭にや、打しをれ
たまふ、藤裏葉に、醉哭にや、をかしき程にけしきばみ給ふ、若菜に、御みきあまたたび参りて、
物の面白さもとどほりなく、御醉哭どもえとどめ給はず、紫式部日記に、かゝりけることも侍り
ける物をと、をひ哭し賜ふ云々などあり、師は例のその一すぢなるを、重く思はせたる助辭なり、
○歌意は、賢人ぶりて、物しりがほに、こちたく物いはむよりは、沉飲て、醉泣する方が、ひとす
ぢに益りて有らしとなり

將言爲便。將爲便不知。極。貴物者。酒西有良之。

將爲便不知は、將爲は、セムと云にあたれば、便字は、スベと云に當れり、便の一字スベと訓例、
既く二卷下に委云り、不知をシラニと訓は、不知にといふ意の古言なり、既く出、二卷に、將言爲
便世武便不知爾と見えたり、○極は、キハマリテと訓るよろし、(余さきにおもひしは、十一に、極
太甚、又、極大戀などあるに依て、こゝも極はネモコロニと訓べきにや、とおもひしかど、そはわ
ろかりけり、)○歌意は、いはむにもいふべきかたなく、せむにもすべき方しらず、至り極りて、ひ
とすぢにいと貴くめでたきものは、酒にて有らしとなり

中々二。人跡不有者。酒壺二。成而師鴨。酒二染嘗。

中々二(二字類聚抄拾穂本等には爾と作り、)は、なまなかにとの意なり、○人跡不有者は、人とあら
むよりはの意なり、○成而師鴨は、ナリテシカモと六言に訓べし、可は希望辭、母は歎息辭なり、
八卷に、宿毛寐而師可聞、十五に、可里乎都可比爾衣氏之可母、廿卷に、伊波非且之加母などあり、
なほ氏之可と云る例も多し、同希望辭ながら、毛よりつゞきて、毛我、毛我母などいふ我は、皆濁
音字を用ひたるに、氏之可氏、之可母などいふ、可は、皆清音字のみ用ひたるによりて、すべて、
清て唱べしさてこゝは、酒壺に成まほしく希望へる意なり、○歌意は、なまなかに人とあらむより
は、酒壺に成まほしくねがふなり、さらばいつも、酒にしみて有なむと思ふぞとなり

痛醜。賢良乎爲跡。酒不飲。人乎覩見者。猿二鴨似。

痛醜は、神武天皇紀に、大醜、此云鞅奈瀨備句とあり、痛をアナと訓は、四卷に、痛多豆多頭思六卷に、痛軻伶、十卷に、痛情無、また四卷に、痛背乃河、七卷に、痛足河、十二に、痛足乃山なども見えたり、凡て物の痛ましき事には、阿那となげかるゝ故に、痛字をアナとは訓るなり、さて阿那てふ詞と、阿夜てふ詞とを近世の古學徒は混雜に解る故、今つばらかに論はむとす、抑阿那は、古語拾遺石屋戸段に、阿波禮阿那於茂志呂、那阿多能志、阿那佐夜憩とありて、註に、事之甚切皆稱阿那と見えたる其意なり、いはゞ阿那可畏などいふ時は、其可畏に觸て、直に歎息く聲にて、今俗に、阿々能また於々能、或は夜禮夜禮などいふ聲と同じ、されば此詞は、皆阿那云々とのみ云て、阿那爾可畏、阿那爾悲な云ど類は凡てなし、八卷に、櫻花能丹穗日波母安奈爾、(この爾は、語辭の爾にあらず、歎聲に付る言なり)又穴氣衝之、十四に、安奈伊伎豆加思、又安奈多頭多頭志、十六に、阿奈干稻志などの類、猶甚多し、又古今集戀に、阿那戀し、俳諧に、阿那言知ず、六帖に、爰や、何處阿那おぼつかな、又阿那めづらしといはましものを、伊勢物語に、鬼はや一口に喫てけり、阿那夜といひけれど、(この一にても、阿那は歎の聲なるを、思ひ明らむべし)後撰集雜に、女の阿那寒の風やと申しければ云々など、猶後々にも甚多き詞なり、阿夜てふ詞は、阿那といさゝか似たることながら、猶別言にして、歎聲にあらず、阿夜は、奇しきまでに云に同じ意の詞なり、阿夜爾可畏は、あやしきまでに可畏きの意、阿夜に戀しきは、奇しきまでに戀しきの意なり、かれ阿夜可畏き、阿夜戀しきなど云る類ひ、一もなくして、皆阿夜爾云々と、爾の言をそへてのみ云り

これ歎の聲にあらざるが故なり、(且々集中の例を云ば、二卷に、綾哀、又文爾乏寸、又綾爾憐、又綾爾畏伎、又文爾恐美、此下に綾爾恐之、五卷に、阿夜爾可斯故斯、六卷に、綾爾乏敷、又文爾乏、又綾爾恐、十三に、文爾恐、又文爾恐、十四に、阿夜爾伎保思母、又安夜爾可奈思佐、又安夜爾可奈之伎、又安夜爾可奈之毛、又安夜爾可奈思母、十七に、安夜爾登母志美、十八に、安夜爾多敷刀美、又安夜爾可之古之、又安夜爾久須之彌、廿卷に、安夜爾可之古思、又阿夜爾加奈之美、又阿也爾加母禰毛、又阿夜爾可奈之毛など猶多し、これらを考合せて、阿那と阿夜と差別あることは、論を待すして思ひ定むべし、しかるを、近世の古學徒の文章を見るは、阿夜爾可畏、阿夜爾戀しきなどいふべきを、阿那爾可畏、阿那爾戀しきなど云るがあるは、いかにぞや、凡て耳遠く異様なる詞を用ひて、強て人の耳を驚かさむとかまふるは、ちかき世に、ふることまねびするともがらの常ながら、これらはあまりしき、古語をなまがみにしたるいひざまならずや、よく古語を明らかにあらむには、この混亂はあるまじきことぞかし、さて古事記傳阿夜詞志古泥神の條下に云、阿夜は驚て歎聲なり、皇極紀に咄嗟を夜阿とも阿夜ともよめり、凡そ阿夜、阿波禮、波夜、阿々などみな本は同じく歎聲にて、少しづゝの異あり、抑歎くとは、中昔よりしては、たゞ悲み愁ふことにのみ云へども、然にあらず、那宜伎は長息の約まりたる言にて、凡て何事にまれ、心に深く思はるゝことあれば、長き息をつく、是即那宜伎なり、されば喜き事にも何にも、歎はすることなり、さてその歎きは、阿夜とも阿波夜とも、波夜とも、聲の出るなれば、歎聲とは云なり、又阿夜と言て歎くべきことを、阿夜爾云々とも云り、阿夜爾かしこし、阿夜爾戀し、阿夜爾悲しなどの類なり、又奇し危しなども、歎て阿夜と云るより出たる言なり、又阿那も阿夜と通へり、阿那たふと、阿那

54

こひしなどの阿那なり、書紀應神卷に、吳織穴織とあるを、雄略の卷には、漢織吳織とあり、是阿夜阿那同じき證なり、阿那可畏は、阿夜可畏と全同じ、さて阿夜爾可畏しと云ときは、猶ゆるやかなるを阿夜可畏と云は、其可畏きに觸て、直に歎く言なれば、いよく切なりとあり、こはいと論あることにて、今ついでに、其一つ二つを辨へおくべし、まづ皇極天皇紀に、咄嗟とあるを、アとよめるは歎聲にて、俗言に、やあ待、やれ待など云類と同じ詞にて、古今集に、夜與夜待山霍公鳥言傳む、後拾遺集に、思ひ出る事も有すと見えつれど、夜と云にこそ驚かれぬれ、などあるも皆同じ詞なるべし、アヤと訓るはいかど、これはアヤとあるかたは正しくて、アヤとあるは、古言のさまを、會得知ぬ人の訓とおもはるゝなり、さるは書紀の訓は、いと後人の手のまじれるから、たのみがたきこと多ければ、打まかせて證とすべきことにはあらず、又阿夜といひて歎くべきことを、阿夜爾云々とも云り云々、とあるは、いと心得がたきよしは、上に委く云るを見て知べし、凡阿夜と云て歎きたる證例は、なきことなり、又阿那も阿夜と通へり、書紀に、穴織を漢織ともありといへれど、そはたましく、然通し云ることにも有つらめど、是は歎聲ならねば、打まかせて、是一をたのみて、阿夜爾可畏しの阿夜と、阿那戀しの阿那と、一辭とは定めがたし、さてかの阿夜訶志早泥神の御名は、阿夜爾名志古泥神と申すべきを爾の言のなきはいかにぞといふに、凡て上代の神、御名に、詞のしらべのあしきは無ことにて、この神の御名も、まづは阿夜爾云々といふ意の御名なるを、さてはしらべのよからぬ故、爾の辭を省きたるにこあれ、そたゞもとより阿夜云々といふ意にはあらず、さるを猶阿那可畏は阿夜可畏と全同じ、阿夜爾云々といふときは、猶ゆるやかなるを、阿夜云々と云は、其可畏きに觸て、直に歎く言なれば、いよく切なりといはれしもいか

にぞや、抑阿夜はもと文にて、阿夜爾可畏きといふは、とさまかくさま入ちがひて、とりきはめがたく、奇しきまでに可畏き意なること、上に云る如し、綾といふも、文ある意、奇しといふも、とさまかくさまに入ちがひて、文あるよしにて、取決めがたき意の言なり、○賢良乎爲跡(賢字、拾穂本には賢と作り、)は、契沖、賢良は、俗に、こざかし、かしこだてなどいふほどのことなり、此集第十六に、情出、情進ともかきたれば、すゞどきもの、指出たるものなどもいふたぐひなりと云り、古今集に、さかしらに夏は人まね篠の葉の、さやく霜夜を吾獨宿、伊勢物語に、昔若きをのこ、けしうはあらぬ女を思ひけり、さかしらするおやありて、おもひもそつくとて、此女をほかへおひやらむとす、なども見ゆ、爲跡は、するとの意なり、○人乎嬖見者(嬖字は、熟に通書ること既く云り、拾穂本に熟と作り、)は、ヒトヲヨクミバは訓べし、人を曲く見たらばの意なり、○猿二鴨似は、サルニカモニムと訓べし、○歌意は、かしこだてをするとして、酔しれたる人は、見ぐるしき事多しなど云て、飲まくほしき酒をも、敢て飲ずして居る人を、委曲に熟見たらば、そのこざかしきことは、猿に似てかあらむ、あゝ見にくきことかなと云るなり、かしこだてする人を、いたくにくみそしれるなり

價無。寶跡言十方。一坏乃。濁酒爾。豈益目八。

價無。寶は、法華經大般若經に、無價寶珠とあるに従り、と契沖云り、價は當易の義、てか反たなりと谷川士清云りき、さも有べし、○豈益目八は、(類聚抄には、豈益目八方と作て、アニシカメヤモとよめり、さらば豈は若の寫誤にや、)豈はもと何と通へる言、目は牟のかよへる言、八は也波

50
4

の八にて、何とて益らむやは、益らじといふ意なり、○歌意はたとひ無價寶珠とて、ただ一杯の濁酒に劣れり、まして清酒をあくまで飲たらむには、くらべてもいふべからざるをや、とのよしなり
夜光ヨルヒカル 玉跡タマトイフ言十方サケノミテ。酒飲而サケノミテ。情乎遣爾コ、ロチヤルニ。豈若目八目アニシカノヤモ。

夜光玉は、古史に隋公祝元陽、因之齊、道上、見一蛇將死、遂以水洒摩、傳之神藥而去、忽一夜中

有意之間恐有脫字

庭皎然、有意謂有賊、遂案劍視之、迺見一蛇銜珠在地而往、故知前蛇之感報也、以珠光能照夜、故曰夜光とあるに從り、○情乎遣爾は、思を遣にといふに同じ、十一に、戀事意遣不得、又意遣見乍、爲(爲は居字の誤)十二に、忘哉語意遣、(是等舊訓は、皆誤れり)十七に、於毛布度知計己呂也良武等、十九に、見明良米情也良牟等などあり、十卷に、春野爾意將述跡とあるも、將遺跡とありしなるべし、とも云り〔頭註、事文類聚續集廿五、隋侯行見大蛇傷、救而治之、其後蛇銜球以〕○豈若目八目は、(舊本に、一云八方と註せり、類聚抄、古寫本、古寫一本、拾穂本等にも、八方と書り)嗚呼何とて及むやは、及じといふ意なり、八は也波の也、目は歎息辭なり、○歌意は、たとひ夜光玉を得たりとも、あはれ酒飲て、思を遣失ふには及ばじ、されば酒ほどの寶は、世に又もあらじとなり

世間之ヨノナカノ。遊道爾アンレノミチニ。洽者アマネキハ。醉哭爲爾エトナキスルニ。可有良師アリヌベカラシ。

遊道爾とは、たとへば、月見花見管絃など、種々の類にて、遊興の條々にといふ意なり、道とはすぢのことなり、○洽者はアマネキハと訓べきにや、(洽字舊本に冷と作るは誤なり、今は拾穂本に

從つ、又異本には恰と作り、それに依ばタヌシキハとよむべし、それもおもしろし、又類聚抄に夢者と作て、マシラル、とよめるはいかゞ)八卷に、木末コノハノハシ。歷色附爾家里コノハノハシとありて、阿麻禰久は、遺る事なきことをいふ古言なり、この洽は、たとへば、から籍書大禹謨に、好生之德、洽于民心、(正義に、洽、謂沾漬優渥、洽于民心、言潤澤多也とあり)とある洽の意にて、遺るくまなく、心だらひなるをいふなり、そは世間に、種々遊のすぢは多かる中にも、洽く心だらひなるはといふ意なり、○醉哭爲爾(哭字、類聚抄拾穂本等には、泣と作り)は、上に云るが如し、○歌意は、世間に種々遊のすぢは多くありて、いづれもおもしろくはあれど、その遊びは、或はかたへはたのしくて、かたへは不足アカマことありて、あまねからざるものなるに、酒に酔たるのみは、何事も遺るくまなく、心だらひにあまねくたのしければ、たゞ酒をのみて、醉泣するに有べくあるらじとなり

今代爾之コノヨニシ。樂有者タメシクアラバ。來生者コムヨニハ。蟲爾鳥爾毛ムシニトリニモ。吾羽成奈武アレハナリナム。

今代爾之(代字、類聚抄拾穂本等には、世と作り)は、コノヨニシと訓たる宜し、之は例のその一すぢなるを、思はせたる助辭なり、○來生者(生字、拾穂本に、異本に代とあるよし見ゆ)は死ゆかむ未來の世にはといふなり、爾波は他方にむかへていふ詞なり、こゝは現世にむかへて見るなり、四卷に、現世爾波人事繁來世爾毛、將相吾背子今不有十方とも見ゆ、○蟲爾鳥爾毛は、蟲にも鳥にもといふべきを、一の毛の言に帶せて云るなり、六卷に、門爾屋戶爾毛珠敷益乎、とあるも同例なり、○歌意は、現世に在ほど、心だらひに酒をのみて、一すぢにたのしくあれば、未來の世には、たとひはゆる畜生道に墮て、蟲に生れかはるとも、鳥にうまれかはるとも、吾はいとはじとなり

生者。遂毛死。物爾有者。今生在問者。樂乎有名。

生者は、ウマルレバとよみたるよろし、(或人、死に對へては、いけるといふ例なりとて、こゝをイタルヒトと訓しは、いと偏僻なり、こゝは必然訓では、おもしろからず、)此下悲歎尼理願死去歌にも、生者死云事爾不免物爾之有者とあり、○遂毛死云々は、遂に死る事もある物に有ば、といふ意なり、毛は下にめぐらして心得べし、者と云るに對へたるなり、○今生在問者は、現世に在問はの意なり、○樂乎有名(乎字、異本に毛と作るはわるし、)乎は事を重くいふ助辭なり、有名は有むといふに似て、ひたすらにしからむと、急ぎすゝめる意の詞なり、既く委云り、○歌意は、現世に生れば、後遂には、ことわりの如く、死る事もある物にてあるなれば、ながらへてあるほどは、酒を心だらひに飲て、樂くあらむと、ひたすらにおもへるよしなり

默然居而。賢良爲者。飲酒而。醉泣爲爾。尙不如來。

默然居而は、本居氏云、十七に、母太毛安良牟とあれば、モダナリテと訓べし、母太は、牟太と通ひて、徒然なる意なり、徒の意、又空の意を、俗言に牟太と云り、(今案に、俗言の牟太は、空と正通へり、是に従ておもへば、空と母太とは、固同言なり、)○尙不如來は、猶不レ及ありけり、といふ意の古言なり、(かくつゞけいへる事、今京より此方には、絶てなき詞なり、)受家利、受家牟など云る例は、六卷に、尙不及家里、七卷に、尙不及家里、八卷に、尙不及家利、十二に、猶不如家利、十三に、都不止來、十七に、孤悲夜麻受家里、十八に、見禮度安可須介利、十七に、母等米安波受家牟、廿卷に、佐吉低己受祢牟などあり、○歌意は、物いはず黙り居て、かしこだてする人は、酒嗜人を、心におもひおとしめてあるならめど、そは中々酒飲て醉泣する人に、猶及すおとりて見ゆるものごととなり

沙彌滿誓歌一首。

首字、舊本前に誤、古寫本古寫一本拾穂本等に從つ

世間乎。何物爾將譬。且開。擄去師船之。跡無如。

何物爾將譬は、譬ふべき物なしといふ意なり、何物の二字にて、那爾とよめること、集中に例多し、○且開は、且に船發するをいふなり、十五に、安佐妣良伎許藝豆天久禮婆、十八に、安佐妣良伎伊里江許具奈流、廿卷に、安佐婢良伎和波己藝聖奴等など見えたり、○跡無如は、アトナキゴトシとよむべきこと、既く上に委云るが如し、○歌意は、世間の無常を譬ふべきものなし、湊に泊し船の、且に船發して漕行し、その跡狀も無が如しとなり、(此歌拾遺集に、且ぼらけ擄ゆく舟の跡の白浪とて載たり、)

若湯座王歌一首。

若湯座王は傳知す、若湯座は、ワカユエなり、書紀神代卷下に、湯坐、古事記下卷に、大湯坐、若湯坐、書紀雄略天皇卷に、湯人、此云ニ叟衛と註せり、續紀に若湯坐、連家主若湯坐、宿禰小月、若湯

54

坐宮禰繼女、若湯坐宿禰子人、若湯坐部龍麻呂、若湯坐宿禰子融などいふ人見えたり、みな坐字を
作たるを見れば、こゝも座は坐なりしか

葦邊波。鶴之哭鳴而。湖風。寒吹良武。津乎能崎羽毛。

葦邊波は、他方にむかへて云るなり、○湖風(活字本に、湖風と作るは誤なり、)は、みなとに吹風
なり、十七に、美奈刀可世佐牟久布久良之奈吳乃江爾都麻欲比可波之多豆左波爾奈久とあり。○津
乎能崎羽毛は、契沖、津乎は、和名抄に、近江國淺井郡に都宇、郷あり、この處にやと云り、(久老
云、和名抄の都宇は、蓋都乎の誤か)羽毛は、歎息きて尋ね慕ふ意の辭なり、二卷に、高光我日
皇子乃萬代爾國所知麻之島宮波母、此上に、燒津邊吾去鹿齒駿河奈流阿部乃市道爾相之兒等羽裳、
古今集に、春日野の雪間を分て生出來る草のはつかに見えし君波母、水莖の岡の屋縣に妹と吾と宿て
の朝開の霜の零波母などあるに同じ、既く委云り、○歌意は、他方は知ず、此夕津乎の堺の葦方に
は、鶴が音あはれに來鳴て、郷思の心をまさらしめ、みなと風ことに身にしみて、寒く吹らむと、
津乎の埼に泊し旅人などの艱苦をおもひやり慕ひ給ひてよみ給へるなるべし

釋通觀歌一首。

見吉野之。高城乃山爾。白雲者。行憚而。棚引所見。

高城乃山は、吉野の中にある高山なるべし、夫木集に、夕附日さすや高城の山櫻花のひかりぞ空に
うつろふ、天の原見れば高城の山櫻空に棚引雲はこれかも、○行憚而、この上の不盡山歌に、

天雲毛伊去波伐加利とあるに同じ、○棚引所見は、タナビケリミユと訓べし、棚引有、と姑歌ひ絶
心持によむべし、後世ならば、タナビケルといふべきを、かくいへるは、古歌體なり、古事記清寧
天皇條歌に、志毘賀波多傳爾都麻多巨理美由、集中には、恐海爾船出爲利所見、また安麻能伊射里
波等毛之安徹里見由などあり、○歌意は、吉野の高城山の、あまり高きに憚り恐れて、嶺に居行と
どかずして、雲は中空にのみ、棚引たるが見ゆるとなり

日置少老歌一首。

日置少老は、傳知ず、日置は氏なり、幣伎と訓べし、古事記應神天皇條に、大山守命者云々、幣伎
君等之祖、と見えて、姓氏錄に、日置朝臣、應神天皇皇子、大山守王之後也とある、これ日置は、
幣伎なる證なり、(然るを和名抄に、伊勢國一志郡日置、比於木、能登國珠洲郡日置、比岐、越後國
蒲原郡日置、比於木、但馬國氣多郡日置、比於岐、この外にも猶多し、かく比伎とも比於伎ともあ
るは、後に文字に就て、さかしらに、唱へたがへたるものなるべし、伊勢國なるも、和名抄には、右
の如く比於木とあれど、今は戸木村と呼とぞ、これ中々に古なるべし

繩乃浦爾。鹽燒火氣。夕去者。行過不得而。山爾棚引。

繩乃浦は、和名抄に、土佐國安藝郡那半とあり、土佐日記に、九日のつとめて、大湊より那波の
泊を追むとて、こぎ出けり云々、十日、今日は那波の泊にとまりぬとあり、今奈半利といへり、南
は海を帶、北東に山を負て、今の歌詞によく叶ひたれば、其地にや、又風俗歌に、奈末不利、(袖中抄

繩振(シ)奈波(ナ)乃川(ノ)不良(フ)衣(エ)乃波(ノ)留(ル)奈波(ナ)禮(レ)波(ハ)可(カ)須(ス)見(ミ)天(テ)見(ミ)由(ユ)留(ル)奈波(ナ)乃川(ノ)不良(フ)衣(エ)、とあると、同處(ト)にてもあらむか、(略解云、この奈波のつづら江を、或人遠江にありと云れど、此國によしなし、名寄に、顯昭、雪零ば葦の末葉も浪超て難波も分ぬ繩のつづら江とよめれば、攝津にて、則この繩浦にやと云り、)又今案あり、下赤人歌の條にいふを見べし、○鹽煙火氣(ハ)火氣(カ)拾穗抄には煙と作り、)は、シホヤクケプリと訓べし、(ケムリと訓はわろし、)氣夫利(キ)を火氣(カ)と書ること、五卷、十一十二卷などにも見えたり、此下には、鹽燒炎(シホヤクケ)とも書たり、○行過不得(ユキスガ)而(ハ)は、得消失(ト)してといふ意なるべし、(行過とは、此山を行過て、餘山にも霏微意と聞ゆれど、こゝは然らず、たゞ消失る事を、行過と云るなり、)○歌意は、たゞ打見たるさまをいへるのみにて、かくれたるところなし、七卷に、之加乃白水郎乃燒鹽煙風乎疾立者不上山爾輕引とあるは、今の歌を吟換たるにや

生石村主真人歌一首。

生石は氏、村主は加婆禰、真人は名なり、續紀に、天平勝寶二年正月乙巳、正六位上大石村主真人授外從五位下と見えたり

大汝。少彦名乃。將座。志都乃石室者。幾代將經。

大汝は、古事記上卷に、天之冬衣神、娶(メ)刺(サ)國(クニ)大神(カミ)之女(メ)名(ナ)刺(サ)國(クニ)若(ニ)比(ヒ)賣(メ)生子(コ)、大國主神、亦名(ナ)謂(イ)大穴牟遲神、云々、書紀神代上卷一書に、素戔嗚尊之六世孫、是曰(イ)大己貴命、とあり、御名義は大は、例の美稱なり、那牟遲の那も稱名にて、那兄、那弟、那姉、那妹、又たゞ人に對ひて、那(汝

字)とのみもいふが如し、牟遲は書紀に、貴字をかける、其字の意なり、さて牟遲てふ言もて、神名をたゞへし例は、神代紀に、生日神、號(イ)大日靈貴、とある訓註に、大日靈貴、此云(イ)於(イ)保(イ)比(イ)屢(イ)咩(イ)能(イ)武智、と見え、(私記に、蓋古者、謂(イ)尊貴者、爲(イ)武智、自餘諸神、或謂(イ)之尊、或謂(イ)之命、今天照大神、是諸應之最貴也、故云(イ)武智、とあるは、例の甚倚たる説ながら、牟遲てふ言の尊稱なるよしは、失はざりしなり、)又同卷一書に、道主貴、古事記に、八島牟遲神、また布波能母遲久奴須奴神、(この神名の義は、せかなる所由とも、未考知されども、母遲は、大穴牟遲の牟遲と、おなじことにこそ、牟と母と通し云るは、文德天皇實錄に、於(イ)保(イ)奈(イ)母(イ)智(イ)とあり、)また神名ならでも、人をたふとみて、汝貴、君貴などいひ、又崇神天皇紀に、是夜夢有(イ)二(イ)貴人、と見え、(源氏物語未通女に、伎遲遲等は同じ年なれど、いふかひなくはかなかめり、などほめて云々、空穗物語鶴子に、ある時は、伎牟遲がつたなく云々、とさへそのたまふや、大和物語に、伎牟遲も今はこゝに見えじかし、など云ければ云々、かけるふ日記に、此ありくひとすゑて、伎牟遲いと口をし云々、伎牟遲はよばむ時にをことして、おはしましぬとて云々、大鏡一に、伎牟遲が姓は、なにぞとおほせられしかば云々、)また和名抄に、大和國郷名大神、於(イ)保(イ)無(イ)知(イ)とある、(其外諸國にも同名あり、)この無知に、神字をしも書るなどを、併考ふるに、牟遲てふことの、尊稱なることは定し、(かゝるを岡部氏説に、大汝は大名持なり、凡て古、名の弘く長く聞ゆるを、譽とすめれば、天皇の宮所を遷し賜ひ、御子おはしまさぬ后、又御子たちは、御名代の氏を定め、又名背、名根、名妹など云、萬葉二に、大名兒などあるも、皆名高き由の美詞、人にむかひて那牟遲といふも、名持てふ言にて、美る稱なり、かくて此命は、天下を作り治め知たまへる御名の、世に勝れたれば、大名持と美稱へ申せるなりとあるを、

504

古事記傳にも、取用ひられたれども、さらに甘心がたし、そは三代實錄、また延喜式などに、大名持とあるによられつらめど、那を名の意とせむは、那勢、那邇母、那牟遲などといふときは、猶ゆるさるべきを、凡て古人にむかひて、那とのみ云るをば、いかにとせむ、名とのみ、人に對ひてよぶべきことかは、又牟遲を持の意とせるもたがへるよしは、たゞしく古事記に、牟遲と濁音の字をのみ、用ひたればかなひがたし、但し出雲國造神賀詞、又三代實錄、又神名帳、又出雲風土記などに持字をかけるは、いかにぞやおもはむ人も有べけれども、すべて借字には、清濁にかゝはらで、用ひたる例あること、既くいひしごとくなれば、持と書るをも、なほ古事記によりて、濁音と定むべきものなり、そのゆゑは、古事記は殊に、清濁の字を、正しくせる書なればぞかし、此は言長けれど、人の思ひまどふ事なれば、おどろかし置なり、○少彦名乃、古事記に、神産巢日神之御子、少名毘古那神と見えたり、御名義は、古事記傳に委し、さてこの二柱神相竝して、國作堅坐しことは、古事記に、大穴牟遲、與少名毘古那二柱神、相竝作堅坐、此國書紀に、大己貴命、與少彦名命、戮力一心、經營天下、と見え、また集中にも、其他の古書にも、往々其趣見ゆ、(六卷に、大汝少彦名能神社者、名著始鷄名名耳乎、名見山跡負而、七卷に、大穴道少御神、作妹勢能山見吉、十八に、於保奈牟遲須久奈比古奈野神代欲理伊比都藝家良思云々、出雲風土記に、飯石郡多禰郷、所造天下大神、大穴持命、與須久奈比古命、巡行天下、時、稻種墮、此處故云種、續後紀十九興福寺僧長歌に、日本乃野馬臺能國遠賀美侶伎能宿那毘古那加葦菅遠殖生之津津國岡米造介牟與理、なども見えたり、○志都乃岩室者、本居氏、石見國邑知郡の山中に、岩屋村といふ有て、其山をしづの岩屋と云て、甚大なる穴屋あり、高さ三十五六間ばかり、内甚廣し、里人の云傳へに、大汝少彦名の神の隠れ居る岩屋なりといふ、岩屋をしのぐ種理と申すなり、これ正しく其里人の語所なり、此歌を以て、附合するやうなる所にはあらず、いと深き奥にてよそ人のしらぬ所なり、然ればしづの石室は是にて、もしは生石村主石見國のつかさなどにて、彼國にてよめるにやと云り、(なほ彼國人に問に、邑知郡出羽村の山の上に、岩屋あまたある、其中に小社を齋きて、大己貴少彦名の二神をまつれる、これ志都の石室なりと云り、○幾伏將經は幾代の久しき間を歴ぬらむ、かぞへ知がたしとなり、○歌意かくれたるところなし

上古麻呂歌一首。

上古麻呂は、傳未詳ならず、按に、上の下、村主の二字を脱せしか、姓氏錄に、上村主廣階連同祖、陳思王植之後也、續紀に、慶雲元年正月癸巳、正六位上上村主大石授從五位下、靈龜元年四月癸酉、上村主通政賜阿刀連、など見えたり

今日可聞。明日香河乃。夕不離。川津鳴瀬之。清有良武。

今日可聞は、今日も歌といふなり、下の聞は助辭なり、今日もといへる毛は、前日を主とたてて、今日を客としたるいひざまなり、前の連日のとほりに、今日もまたといふなり、さて此一句は、第四句の下にあぐらして意得べきを、明日香といふに縁て、此に今日と云たるなり、(十六に、今日今日跡飛鳥爾到と見えたり、○明日香、拾穂本には、香の下に、乃字あり、○夕不離は、毎夕と云むかごとし、十卷に、暮不離蝦鳴成、此下に、朝不離雲居多奈引、十七に、安佐左良受安比底許登

54

騰比などあり、○川津鳴瀬之は、蝦の鳴、川瀬之といふなり、蝦は虫名、品物解に委云べし、○歌意は、飛鳥河の夕々毎に、蝦の鳴その河瀬の、今日も清くて見どころ多く、おもしろからむ、とゆゑありて、飛鳥河をおもひやりて云るなり、○舊本に、或本歌發句云、明日香川今毛可等奈と註せり、毛等奈は、俗言に、めたにと云むが如し、既に云り

山部宿禰赤人歌六首。

繩浦從。背向爾所見。奥島。撈回舟者。釣爲良下。

繩浦從は、上の曰置少老がよめる、繩浦と同處か、從は常の從にて、上に田兒之浦從とあるに同じ、今按に、岡部氏説に、繩は綱の誤なるべし、と云り、(其説に、攝津國武庫郡にありと云るは、この上黒人歌に、名次山角乃松原とよめる、角と同所とせるにや)是説に因てなほ思ふに、綱ならば、一卷讚岐國の歌に、綱能浦之海處女等之とよめるは、和名抄に、同國鵜足郡津野、都乃とある、彼處の浦をよめるにて、同所なるべきにやと思はるゝなり、其故は、まづこの初四首は、赤人宿禰、讚岐の方へ下る寺の歌と見えて、次の武庫浦乎云々の歌を考るに、粟島は仙覺抄に、讚岐國屋島北去百步計有、島、名曰阿波島、と見えて、さてその粟島邊にて、よみたりと思はるゝを、(其由はなほ次にいふ)此歌に竝載たればなり、さてかく考へおきて猶思へば、此上の少老が歌に繩の浦とあるも、も少しは綱乃浦にはあらざるか、○脊向爾所見は、うしろむきに見ゆるといふ意なり、今案に、背向は、背交、向は身交の謂なるべし、七卷に、辟竹之背向爾宿之久、十四に、夜麻須氣乃曾我比爾宿之久などあり、○奥島は、いづれにまれ、海の沖の方にある島をいへり、○釣爲良下は、ツリシラジモと訓べし、(釣爲をツリセスと訓ときは、釣爲給ふ、といふ意になること、上にたび々云たる如し、此は釣し給ふ、と尊みいふべき所ならねば、ツリセスと訓はわるし)之の助辭を訓付ること例多し、上にミヤコシオモホユといふに、京師所念とかけるも同じ例なり、下の毛は歎息辭なり、○歌意は、見たるさまを云たるのみにてかくれたるところなし

武庫浦乎。撈轉小舟。粟島矣。背向爾見乍。乏小舟。

粟島は、仙覺註に見えて、上に引る如し、古事記に、次生淡島、是亦不レ入子之例、四卷に、粟島乎背爾見管、七卷に、粟島爾許根將渡等、九卷に、粟小島者雖見可足可聞、十二に、浪間從雲位爾見粟島之、十五に、安波之麻乎與曾爾也故非無などあり、○背向爾見乍、(向宇、舊本に無は落たるなり)は、うしろむきに見乍、漕行よしなり、○乏小舟は、うらやましき小舟といふなり、乏は、朝毛吉木人乏毛といへる乏に同じく、うらやましき意なり、○歌意は讚岐のかたへ下るほど、歴來し方の舟を、粟島の邊より見やりてよめるにて、この粟島をよそに見棄て、武庫浦を撈めぐりつゝ、倭の方へのぼりゆくは、うらやましき小舟ぞと云るなり、次の阿倍乃島の歌にても、倭をこひしたへる意の、切なるを思ふべし、(さるを略解に、乏きは賞る詞にて、このともしきは、粟島を舟より見る人の心なり、舟を云にはあらず、粟島をともしく思ふなり、こぎたむ小舟は、此作者の乗る舟にて、結句の小舟も同じ、粟島をともしく見る小舟と云意なり、と云るは、いみじき非説なり、

504

阿倍乃島。宇乃住石爾。依浪。間無比來。日本師所念。

阿倍乃島は、未詳ならず、十二に、玉勝間安倍島山とあるは、同處にや、八雲御抄に、攝津國のよし註したまへり、猶考ふべし、今按に、この倍は波字の誤にて、是も粟島なるべきにや、粟の小島ともよみたれば、粟島を粟之島と、之の言をおきても云しなるべし、(又六卷に、春三月、幸于難波宮之時歌に、如眉雲居爾所見阿波乃山とあるも、山は嶋字の鳥旁の脱たるにて粟の嶋なるべきにや、猶考べし) ○宇乃住石爾(乃字、類聚抄には能と作り)は、鶺鴒之住磯になり、鶺鴒は品物解に云、○依浪は、ヨスルナミと訓べし、(集中の例なり、ヨルナミノとよめるはわろし、これまでは、間無といはむとの序なり、○日本師所念は、日本は、大和國なり、師は、その一すぢを、おもく思はする處におく助辭なり、○歌意は、他事なく、吾家の方なる大和國のみ、一すぢに間も時もなく、戀しく思はるゝとなり

鹽干去者。玉藻荊藏。家妹之。濱裏乞者。何矣示。

玉藻荊藏はタマモカリコメと訓べきにや、(かりつめとよめるはいかゞ、伊勢物語に、くらにこめてしをりたまひければ、とあるは、事の様異りたれど、こめと云る言はひとつなり) 玉藻を籠に刈こめよ、と從者などに令せて云るなるべし、○家妹之は、イヘノモガと訓例は、廿卷に、以幣乃母加根世之已呂母爾とあり、○濱裏乞者は、濱の裏物を得させよ、と乞たらばといふなり、濱裏は既に云る如し、(三上) ○歌意は、海の鹽干になりなば、やがて其干潟に出て、玉藻を籠に刈て入よ從者等よ、その玉藻を家づとにせむと思ふぞ、もし玉藻をとりて歸らば、家妻が、濱の裏物を得させよ、と乞たらむに、何物を裏物にして、與へ見せしめむぞとなり

秋風乃。寒朝開乎。佐農能岡。將超公爾。衣借益矣。

寒朝開乎は、寒き朝明なるものを、といふほどの意なり、(朝開にといふとは異なり、○佐農能岡(岡字類聚抄には、拾穂本には岡と作り)は、紀伊國牟婁郡なり、上に狹野乃渡と見えて、其處に悉云り、○衣借益乎は、衣借ましものをの意なり、女の衣を男にかすことは、古めづらしからぬことなるを、また事とありて、男ども假借せしことありしなり、○歌意は、然らでだに、旅路のくるしかるらむに、まして秋風の寒き此朝明なるものを、衣さへ薄くて、狹野の岡を超行らむ君がいかばかり寒さに堪がたく、わびしかるらむと思ひやらるれば、いかでわが衣をだに遣りて、かさましものをとほ思へど、其さへ道の間遠くて、心に協はねば、せむ方なくて、あはれにのみ思ひやらるゝとなり、こは紀伊國へ往たる人を、想ひやりてよめるなり、新古今集に、陸奥にくだり侍ける人に、裝束贈るとてよみ侍りける、紀貫之、玉梓の道の山風寒からばかたみがてらに著なむとぞ思

美沙居。石轉爾生。名乘藻乃。名者告志豆余。親者知友。

美沙居は、鴨鳩集なり、鴨鳩は鳥名なり、品物解に委云、○石轉爾生は、磯のめぐりに生るといふなり、石轉は磯廻と書るに同じ、十二にも、湖轉とあり、轉は回轉とつらぬる字なるによりて、轉は回と書るに同じきを知べし、(回はもとの約れる言なるよし、既に委云るがごとし、荒木田氏

504

が、回は備に通ふ言なり、と云るはいみじくたがへり。○名乗藻乃、といふまでは序なり、名乗藻は品物解に云、○名者告志且余（且字、舊本五に誤）は、名をば告賜ひてよといふ意なり、（告志は告の伸りたるにて、告賜といふ意なり）○歌意は、名を告知せて、今は吾に心をゆるし賜ひてよ、たとひ父母は知てとがむとも、あしくははからはじ、と女をそゝのかしたてたるなり、此歌は竊に遇る女に、己妻と爲まほしく思ひて、名を告れと云るなり、古は人の妻になることを許すには、必其名を告知すならひなること、既く云るがごとし

〔或本歌曰。美沙居。荒磯爾生。名乗藻乃。吉名者告世。父母者知友。〕

吉名者告世、（吉字、舊本告に誤、今改む）吉は縦なり、縦やたとひ、父母は知とも、名はのり賜へよと云るなり、十二に、三佐吳集荒磯爾生流勿謂藻乃吉名者不告（不は令の誤なり）父母者知頼とあるは、全今と同歌なり

笠朝臣金村鹽津山 作歌二首。

笠朝臣金村は、傳未詳ならず、○鹽津山は、和名抄に、近江國淺井郡鹽津、之保津、神名帳に、同郡鹽津神社とあり

大夫之。弓上振起。射都流矢乎。後將見人者。語繼金。

大字、類聚抄には、丈と作り、○弓上振起は、十三に、梓弓弓腹振起、十九に、梓弓須惠布理於許之、（この假字書に依て、起はいづれも、オコシとよむべきことなり）神代紀に、振起弓彌、古

56
4

事記には、弓腹振立（立は、もし起の誤にはあらざるか）とあり、○射都流矢乎は、射つる矢なる物をの意なり、此詞の下に、意を含め餘したるなり、○語繼金は、語繼之根の謂にて、落るところは語り繼が爲にといふ意となれり、そもく我禰は、いづれも左に引る十卷の歌に、之根と書たる字義にて、云々せむ、其が根本と謂より起れる言にて、其が爲にといふ意に落ることなれば、中昔の言に、きさきがね、坊がね、むこがね、博士がね、など云るがねも同じく、后がねは、后になるべき、其が根ざしふるまひのこゝろにて、其餘なるも准べし、さて之根とよめる歌は、四卷に、佐保河乃涯之官能小歷木莫刈鳥在乍毛張之來者立隱金、五卷に、余呂豆余爾伊比都具可禰等、十卷に、朝露爾 染 始秋山爾鐘禮莫零在渡金、又梅花吾者不令落青丹吉平城在人來管見之根、又橋之林乎殖霍公鳥常爾冬及住度金、又足曳之山田佃子不秀友繩谷延與守登知金、又秋都葉爾爾寶徹流衣吾者不服於君奉者夜毛着金、又雪寒三咲者不開梅花縱此來者然而毛有金、十二に、里人毛謂告我禰縱咲也思戀而毛將死誰名將有哉、十七に、伊末太見奴比等爾母都氣牟於登能未毛名能未母伎吉底登母之夫流我禰、十八に、白玉乎都々美氏夜良波安夜女具佐波奈多知婆奈爾安倍母奴久我禰、十九に、大丈夫者名乎之立倍之後代爾聞繼人毛可多里都具我禰、又霍公鳥雖聞不足網取爾獲而奈都氣那可禮受啼金、仁德天皇紀歌に、比佐箇多能阿梅箇儺麼多迷廼利餓於瑠箇儺麼多波擲步差和氣能瀾於須饑餓泥、顯宗天皇紀に、美飲喫哉、此云于魔羅爾烏野羅甫屢柯佞也、（也字無本もありと云り、ありてもたゞ添て書るのみなり）などある皆同じ、さて又我爾と云るは、我禰と言の似たるのみにこそあれ、よく味見れば、用へる様、きはやかに異なることなり、（この異なるゆゑは、我爾は之似、我禰は之根にてその詞のよりくるところ、もとより別なればなり、しかるを、本居氏

の、我禰は豫の意、我爾は豫にのなる意を、禰爾をつづめて我爾といひたるなりと説て、其趣詞の王緒にも、著はせるによりて、世の古學者、その説に委て、強て心を費さむものともせざめれど、其はよく古言に用へる様を、考へざりしが故なり、其故は、古今集の頃より、我爾と我禰とを一つにまぎらはし、我禰の辭は失て、必我禰と云べきところをも、我爾とのみ云るは、いみじきひがことなり、しかるに古今集よりこのかたの歌に、古をあやまりまぎらはして云る趣を、軌則として解たるがゆゑに、今京よりの歌をことには、さてきこゆることなるを、寧樂朝よりあなたのに、引あてて考ふるには、むけにあたらぬことのみなること、右に擧る例どもを、こまかに考へわたしてささるべし、なほ云ば、我禰てふ言は、古歌にあまたよみたれども、我禰爾と云るは、一もなくして、みな我禰とのみいへり、もし我爾は、我禰爾の切ならむには、我禰爾と云るところもあるべきことなるをや、さて十四に、於毛思路伎野乎婆奈夜吉會布流久左爾仁比久佐麻自利於非波於布流我爾とあるのみは、生ば生るが爲にの意ときこえたれば、必我禰とあるべきことなるに、我爾としもいへるは、東歌なるがゆゑなり、なべての雅言の證とすべきにあらず、かくて我爾は、之の似の謂なること、四卷に、吾屋戸之暮陰草乃白露之消蟹本名所念鴨、とある歌につきて、委註べし、なほ我爾と我禰との差のことは、余が雅言成法の末に付て、委しく辨へたるを、披考て知べし、○歌意はこの後に見む人の、末世に語りつがむが爲にとて、弓末を振おこし、心をこめて射立つる矢なる物を、この鹽津山を越て、往來人々の見て、吾弓勢のほどを感ぜずはあらじとなり、四五二二三と句を次第で聞べし、此は鹽津山を超過るほど、其山の樹などに矢を射立て置て、自が弓勢のほどを、末世に示たるなるべし、古剛力き男は、道路の大木などに、矢を射入て、弓勢を末代の者に示しける

なるべし、中昔に、崇徳天皇、白川殿を落させ賜ふときに、八郎爲朝、上矢の箭一筋をとりて、末代の者に、弓勢のほどを示さむとて、寶莊職院の門の柱に射留置し事あり、此類なり、又建久四年、會我兄弟、親の敵を討む爲に、富士の狩倉へ行とて、箱根路の湯本の矢立の杉に、矢を射立置し事もあり、近く寶曆九年の比日向國の柚にて、伐出せる杉の大木を船につみ運びて、備前國岡山府にて、船材に郵けるに、鏃三枚木中より出けりと、備前國人土肥經平春湊浪話に記せり、これも昔健士の射入たるなるべし

鹽津山。打越去者。我乘有。馬曾爪突。家戀良霜。

馬曾爪突は、十三に、馬自物立而爪衝、字鏡に越豆萬豆久など見えたり、○歌意、契沖云、旅行人を家にてこふる妻のあれば、乘馬のつまづきなづむと云り、しかれば、家人のわれをこふらしも、といふ心なりと云り、七卷に、妹門入出見河之瀬速見吾馬爪衝家思良下、白榜爾丹保布信土之山川爾吾馬難家變良下、俊頼集に、くちぬらむ袖ぞゆかしき吾駒の爪突度に身をし碎けば、なども見えたり

角鹿津乘船時。笠朝臣金村作詞一首并短歌。

角鹿津は、和名抄に、越前國敦賀郡、(都留我)とあり、(都留我)といふは、後に音の訛りたるなり、古は都奴我と唱しなり、垂仁天皇紀に、一云、御間城天皇世、額有角人、乘一船泊于越前筍飯浦、故號其處曰角鹿也、とあり、古事記に、建内宿禰命、率其太子(應神)云々、於高志前

50
4

之角鹿造假宮而坐、故其旦、幸行于濱之時、毀鼻入鹿魚既依一浦、其入鹿魚之鼻血、故號其浦謂血浦、今謂都奴賀也、とあるは、異なる傳なり、此二の傳の中、應神天皇の大御歌に、既に都奴賀とのたまへれば、書紀の方や正しからむと、古事記傳に云り
越海之。角鹿乃濱從。大舟爾。眞梶貫下。勇魚取。海路爾出而。阿倍寸管。我行者。
大夫乃。手結我浦爾。海未通女。鹽燒炎。草枕。客之有者。獨爲而。見知師無美。綿津見乃。手二卷四而有。珠手次。懸而之努櫃。日本島根乎。

眞梶貫下(梶字、拾穗本には梶と作り、梶小楫とあり)は、左右の楫を懸て、海に下すをいふ、○勇魚取は、海の枕詞なり、既に出づ、○阿倍寸管は、喘乍なり、契沖が舟子どもの息もつぎあはず、あへぎてこぐをいへり、と云るが如し、此下には、安倍而擲出牟とあり、今案に、阿倍寸は、叫、呻などいふに通言なるべし、しかれば字のまゝに、倍を濁りて唱べし、九卷に、敢而擲動とあるは、清音の敢を濁音に借たるか、○大夫乃は、枕詞なり、丈夫の手に著る手纏といふ意に、手結てふ地に云係たるなり、手結は、仁徳天皇紀に、田道が蝦夷と戦て死し時、有從者、取得田道之手纏、與其妻、乃抱手纏而縊と見え、三代實錄に、貞觀十二年正月十三日、勅、充壹岐島胃并手纏各二百具、和名抄には、射藝具に、鞆和名多末岐、一云小手也、とあり、この鞆を、手結ともいひしならむと覺ゆ、又西宮抄五月六日條にも、諸家出馬乘人、著二襦襦錦袴胃手纏足纏、など見えて、射藝具とおぼゆれば、今の小手のごときものとぞおもはる、さて又古事記に、於ニ投棄左御手之手纏、所成神云々、とあると、此集十五に、和多都美能多麻伎能多麻乎云々とあるとは、名

は同じくて、異物ならむとぞ思ふ、なほ下に云べし、○手結我浦(手字、活字本に末と作るは、誤)は、神名帳に、越前國敦賀郡田結神社とあり、その浦なり、○鹽燒炎、此上には、鹽燒火氣と書り、炎は火氣とかけるに同じ、説文に、炎火光上也、と見ゆ、○獨爲而は、ヒトリシテと訓べし、(本居氏、契沖が此をひとりめてとよむべし、と云るは、中々に古言をしらざるなり、といへり、)十二に、一爲而結之紐乎、一爲而吾者解不見直相及者、十四に、兒良波安波奈毛此等理能未思氏、廿卷に、可胡自母乃多太比等里之氏、古今集に、獨して物を思へば云々、此餘もあり、(今世にも、常如此云なり、必乎テと訓まじきを知べし)○見知師無美は、見るかひなさに、といはむが如し、七卷に、獨居而見驗無暮月夜鴨とあり、○綿津見乃は、海神之なり、○手二卷四而有は、手に纏賜ひてあるといふなり、卷四は、卷の伸りたるにて、纏賜ひといふ意なり、○珠手次、これまで三句は、懸といはむ料の序なり、さて手次は、懸といふこそ、定まりたる詞なるを、卷四と云るによりて、今よく詞表を味見るに、上よりのつゞきは、手次へまでは關らず、珠といふにのみ係りて、海神の手に纏賜ひたる玉、とつゞきたる詞なり、(珠手次は、既くも云し如く、珠は借字にて、實は把手次てふことなれど、珠といふ詞の同じきから、たゞ珠にのみ云かけしのみ、これ古意なり)玉を手に巻しことは古の飾装のさだまりにて、其を手玉とも云り、天照大御神、於左右御手、各纏持八尺勾璫之五百津之美須麻流之珠、といふこと、古事記、書紀に見え、神代紀に、手玉玲瓏織絁之少女、仁徳天皇紀に、皇女所躰之足玉手、玉集中には、此下に、泊瀬越女我手二纏在玉、十卷に、足玉母手珠毛由良爾、十三に、海部處女等手二卷流玉毛湯良羅爾など見えたり、さて玉を手に巻ことは、孰しの人も爲しことなるを、こゝにとりわきて、海神の手に巻せると云るは、海宮には、

50
4

殊に妙珠も多くありて、海神の殊に賞弄し賜ふことなれば、七卷に、海神手纏持在玉故、又海神持在白玉、十五に、和多都美能多麻伎能多麻、十九に、和多都民能可吐能美許等乃美久之宜爾多久波比於伎氏伊都久等布多麻なども作、ことにこゝは、海路にてよめる歌なれば、かたゞ縁あることになむ、○懸而之努櫃は心に懸て慕ひつといふなり、懸とは、言にいひ出すをも、心に思ふをもいふ中に、こゝは心に思ふよしなり、○日本島根乎は、大和國をなり、既に云り、○歌意かくれたるところなし、田結浦の佳景の、殊におもしろく、めづらしきにつきて、郷思の情、いよくまさりたるよしをいへるなり

反歌。

越海乃。手結之浦矣。客爲而。見者乏見。日本思櫃。

見者乏見(乏、舊本之に誤、今は拾穂本に従、)は、見れば乏きが故にの意なり、この乏きは、めづらしくおもしろき意なり、○日本思櫃は、大和國を慕ひつといふなり、思字、之努布と訓る例、既に云り、○歌意かくれなし

石上大夫歌一首。

石上大夫は、乙麻呂なるべし、乙麻呂の傳は、上に云り、舊本左註に、右今案、石上朝臣乙麻呂、任越前國守、蓋此大夫歟、と有、(但し越前守に任られし事、續紀に見えず、疑ふべし、略解に、續紀に、天平十一年三月、石上朝臣乙麻呂罪有て土佐國へ配流、と見ゆ、此時の歌なるべしと云れど、

然にはあらず、和歌の趣にても、任國の時なること、しられたり、(荒木田氏は、續紀に、天平十六年九月、石上朝臣乙麻呂、爲西海道使、と見えたる、此時の歌なるべしと云り、(猶考べし、)

大船二。眞梶繁貫。大王之。御命恐。磯廻爲鴨。

大船二、(二字、類聚抄には、爾と作り、)十五に、於保夫爾爾麻可治之自奴伎とあり、○眞梶繁貫(梶字、拾穂抄には梶と作り、)左右の楫を、數々繁く貫くといふなり、○磯廻爲鴨は、磯めぐりをする哉と儀なり、磯廻は、磯を廻りて漕行をいふ、(凡て磯一回、島一回、浦一回など云回は、毛登保理の切たる言なる由は、既に云り、さて常に、磯一回、島一回、浦一回など云は、磯のめぐり、島のめぐり、浦のめぐりてふ意なるが、こゝは自磯めぐりをするてふ意にて、言は同じけれど、自他の差別はあるなり、)六卷に、玉藻刈辛荷乃鳥爾嶋回爲流水鳥二四毛有哉家不念有六、七卷に、嶋回爲等磯爾見之花風吹而波者雖縁不取不止、又鹽干者共瀧爾出鳴鶴之音遠放島回爲等霜、十九に、藤奈美乎借廬爾造灣回爲流人等波不知爾海部等可見良卒などある、皆同じ意なり、但しこれらの、磯一回、嶋一回、灣一回を、アサリとよめる、それもひがことにはあらじか、(五卷に、阿佐里須流阿麻能古等母等比得波伊倍騰、七卷に、朝入爲等磯爾吾見之莫告漢乎誰、嶋之泉郎可將刈、又朝入爲流海未通女等之、又求食爲跡磯二住鶴、又黑牛乃海、紅、丹穗經百磯城乃大宮人四朝入爲良霜、又朝入爲海人鳥屋見濫、九卷に、朝入爲流人跡乎見座などあるに、近く聞えたればなり、)されど此は、船に乗て漕行を、漁といはむはいかゞなれば、なほ伊蘇未なるべし、又十九に、藤奈美乎云々といへるも、浦めぐりをし、遊びあるくを、それとは知ずして外目には、漁する海人と見むか、と心づかひしたる意なれば、

灣回はアサリならず、宇羅未なることしるし、さればもとより、伊蘇未、宇羅未などいふと、阿佐里とは異なるれど、磯廻浦廻して漁するをば、いづれに云ても通ゆれば、(島回などもいひ、阿佐里ともいひて)難なし、磯廻浦廻して漕行をば、阿佐里とはいふまじきなり、○歌意は、海路遙に別れて、旅に行はいとくるしけれど、王命のゆゑしくかしこさに、船に乗て、磯めぐりをしつゝ、漕行哉となり

和歌一首

物部乃。臣之壯士者。大王。任乃隨意。聞跡云物會。

物部乃は、モノ、フノなり、武勇士をいふ稱なること、既に云り、○臣之壯士者は、オミノヲトコハと訓べし、臣とは、朝廷に仕奉る人をいふ稱にて、臣之少女なども云り、壯士は、本居氏、袁登古は、古は袁登賣と對ふ名にて、古事記に、訓壯夫云袁登古、と見え、書紀には、少男、此云鳥等孤一などあり、集中にも、壯士などと書て、若く壯なる男を云り、老たる若きを云はず、男をすべて袁登古と云は、後のことなりと云り、(中山嚴水は、此壯士は、タケヲと訓べし、此は石上大夫をさしていへれば、上の物部も、物部氏にて、さてその物部氏は、武士をつかさどる職なれば、ものふとは云り、さればこの壯士を、タケヲとよむべきことしるしと云り、しかれども、タケヲと云むこと穩ならず、乎登古といふ名に、壯健意はあるなれば、なほヲトコなり、壯士、壯子など書てヲトコと訓べき例、集中に多し)ヲトコを、壯士、壯子など書る例、四卷に、難波壯士乃、七卷に、月讀壯士、九卷に、未運女壯士之、又智奴壯士宇奈比壯士乃、又血沼壯士云々、菟原壯士

云々壯士慕、又陳努壯士、十卷に、月人壯、十六に、左佐良榎壯士、又月讀壯子、十卷に、月人壯子、また六卷に、八十友能壯者、十卷に、月人壯、又七卷に、壯子などもあり、○任乃隨意(任字、古本には言と作り、そは其上に、御字のありしが脱たるにて、ミコトノマニマならむか)は、十三に、天皇之遣之萬々、十七に、大王能麻氣乃麻爾末爾とあり、本居氏、麻氣は、京より他國の官に令罷意にて、即まからせを約めて、麻氣とは云なり、史記南越傳に、天子罷參とあり、此訓にて、ケケはマカラセなることをさとりべしと云り、麻爾末爾は、後世まゝにといふことを、古は麻爾と云り、(四卷に、大皇之行幸乃隨意、六卷に、大皇之行幸之隨、續紀廿五詔に、已可欲末仁、字鏡に、態、意心恣也、保志支麻爾、などある類なり)を疊て、麻爾麻爾とも、麻爾麻とも、古語に多く云り、○聞跡云物會は、聽入從ふものぞとなり、聞とは、すべてしたしく身に受入るを云言なり、下よりして上に奏す事を、受入うべなひ給ふを、伎許須といふは、聞賜ふといふことなり、(伎許須は伎久の伸りたるにて聞賜ふといふ意になること、既に云たるが如し)上よりして下に宣事を、受入從ふをば、聞と云り、跡云は、軽く添たる辭のみなり、○歌意は朝廷に仕奉る壯士は、何事にまれ、命のまゝに聽入從ふものぞ、されば任たまふ事を大切にして、かくからき海路をわたるとも、心に怠無、よく忠勤を勵まし給へとなり、此は官船に従へる人の、和へたるなるべし

(右作者未審。但笠朝臣金村之歌中出也。)

集字、舊本に无は脱たるなり、○拾穂本には、作者未詳、一云、笠朝臣金村之作也、とあるは、おぼつかなし

56
4

安倍廣庭卿 歌一首。
雨不零。殿雲流夜之。潤濕跡。戀乍居寸。君待香光。

雨不零は、略解に、雨不二字は、霖の誤にて、こさめふりならむ、卷十六に、青雲のたな引日すら霖會保零とあり、と云り、さも有べし、和名抄に、兼名苑云、細雨、一名霖霖、小雨也、和名古左女、とあり、○殿雲流夜之は、殿は多那に通ひて、多那曇るといふに同じく、雨雲の棚引合て、曇る夜の由なり、(棚引をも、登能引とも云り)十三に、登能陰雨者落來奴、又棚雲利雪者零來奴、十七に、等乃具母利安米能布流日乎、十八に、等能具毛利安比豆安米母多麻波禰など見ゆ、之は乎字の誤寫なるべし、之乎相誤れる例多し、と中山嚴水云り、夜乎は、夜なるものを、といふほどの意なり、上の寒朝開乎とある、乎に同じ、○潤濕跡は、雨に潤濕たらば、心のまゝに、相見る事もかたからむとて、といふ意なり、跡はとての意なり、○戀乍居寸は、君を戀しく思ひつゝ、家に居けりといふなり、○君待香光は、もしは君が來ましもせむか、と待がてらといふなり、香光は、兼てする意、今の世にも、がてらといへり、(俗に、かたぐといふに似たり、一卷下、山邊乃御井乎見我互利、の歌の下に委云り、○歌意は、雨の甚く零出なば、潤濕て、心のまゝに相見る事もかたからむとて、出て行もせずして、もしは君が來ましもせむか、と待がてら戀しく思ひつゝ、夜を徒に明して家に居けり、かくくもりあひて、細雨のみそぼ零し夜なりしを、かくあらむと知ませば、出て心のまゝに逢べかりしものを、さてもくやしき事、といへるなるべし

出雲守門部王 思 京歌一首。

門部王は、上に出て、傳其處に云り、○一首の下に、古寫一本に、後賜姓原眞大人氏也、の九字あり

飯(宇)海乃。河原之乳鳥。汝鳴者。吾佐保河乃。所念國。

飯(宇)海乃、(飯字、拾穂本には飯と作り、(飯與)飯同、と字書に見ゆ、飯字、和名抄に、出雲國意字(於宇)郡(府)とあり、宇字、舊本に無は落たること決し、四卷此王歌に、飯(宇)能海之鹽干乃瀨之云々、とあるによりて、補べし、又廿卷讚岐守安宿王等、集於出雲掾安宿奈杼磨之家宴歌に、於保吉美乃美許等加之古美於保乃字良乎會我比爾美都都美也古能保流、とある於保は、於宇を寫し誤れるにて、同處なるべし、名の由は、出雲風土記に、所以號意字者、國引坐八束臣津野命詔、八雲立出雲國者、狹布之稚國在哉、初國小所作、故將作縫詔而之々、今者國引詔詔而意字社爾御杖衝立而、意惠登詔、故意字とあり、意惠は、事を勞きて苦きを休息ふ時の聲なり、さて惠は宇延のつゞまりたる音にて、上に宇を帶る故におのづから、後意字とはなれるなるべし、と本居氏云り、○河原之乳鳥は、河原に住千鳥をいふ、千鳥は多く河邊によみ合たり、十九に、夜具多知爾寢覺而居者河瀬尋、情毛之奴爾鳴知等理賀毛ともよめり、さて河原とは、契沖も云し如く、意宇海に流れ入川をいふなるべし、○吾佐保河乃は、吾本郷の佐保河之といふなり、吾といへるは、本郷なれば親みてなり、○所念國は、おもはるゝことなるものを、といふ意なり、○歌意は意字

の河原にすむ千鳥よ、汝が鳴ば、さらぬだに戀しき本郷の佐保河の、いよくこひしくおもはれて、
壻がたきものを、心してさのみ鳴ことなかれ、といふ意を含めたるなり

山部宿禰赤人。登春日野作歌一首并短歌。

登春日野は、山上にある野なれば、登といへり、(荒木田氏が野字を、山に改めしは、中々に誤な
るべし)高圓の岑上の宮とも、野上の宮とも云る例にて、すべて山上に、野あることを知べし、廿
卷題詞に、各提童酒、登高圓野、聊述所心作歌とも見ゆ、○略解に、是は相聞歌なれば、かく
端詞あらむとおぼえず、後人の書るならむ、と云るは、甚あさはかなり、すべて古は、相聞にも
何にも、後世の如く、地名にても何にてもわざと設て作ことはなく、目のあたり其地其物にふれて
作けるなれば、これも春日野に登て、戀情を催して、やがて其野のさまもて、思を發たるにこそあ
れ、なほ下にもいふ

春日乎。春日山乃。高座之。御笠乃山爾。朝不離。雲居多奈引。容鳥能。間無數鳴。雲
居奈須。心射左欲比。其鳥乃。片戀耳爾。晝者毛。日之盡。夜者毛。夜之盡。立而居
而。念曾吾爲流。不相兒故荷。

春日乎は、枕詞なり、春日之霞といふ意に、云係たるなり、武烈天皇紀歌に、播屢比能箇須我鳴須
擬、繼體天皇紀歌に、播屢比能箇須我能俱爾々などあり、こゝは春日之といふべきを、之を乎に通
云り、凡て之といふべきを、乎と云る例、四卷に、味酒呼(味酒之なり)三輪之祝我、十三に、御

佩乎(御佩之なり)劍池之、十一に、處女等乎(處女等之なり)袖振山、十四に、可麻久良夜麻爾許
大流木乎(木垂木之なり)麻都等奈我伊波婆、十五に、伊能知乎(命之なり)麻多久之安良婆、十八
に、夜岐多知乎(燒太刀之なり)刀奈美能勢伎爾、などある類なり、(これらみな、之と乎と通はし
云り、さるゆるをもしらで、世の人皆かにかくにまどふめり、)春日山は、和名抄に、大和國添上
郡春日(加須賀)とありて、名高き山なり、名の由縁は、姓氏錄、左京皇別、大春日朝臣條云、仲臣、
令家重千金委糟爲堵、于時大鷦鷯天皇、(謚仁德)臨幸其家、詔號糟垣臣、後改爲春日臣、
とあり、この氏人の住めりしより、地名ともなれるにやあらむ、○高座之は、枕詞なり、契沖、天
子の高御座の上に、蓋をかけるゝゆるに、御笠の山といはむとて、高座のとはいへるなり、と云
り、本居氏、高座は天の御座と云むが如し、高とは天をいふ、たゞ高きよしには非ず、天皇の御座
は、即高天原にして、天照大御神のまします御座を、受傳へますよしをもて、高御座とは申すなり、
と云るが如し、その高御座は、内匠寮式に、凡毎年、元正前一日、官人、率木工長上雜工等、裝
飾大極殿高御座、(蓋作八角)別上立小鳳像、下懸以玉幡、每面懸鏡三面、當頂著大鏡一面、
蓋上立大鳳像、總鳳像九隻、鏡二十五面云々と見えたる如し、○御笠乃山は、既く二卷に出たり、
春日山の中に、社あるかたに、すこしひき山をいふといへり、○朝不離は、朝毎にといはむがご
とし、夕不離といへる類なり、○容鳥は、鳥名なり、此鳥のこと、未詳に考知ず、猶品物解にいふ、
○間無數鳴は、無間屢鳴なり、十九に、鸞波云婆奈吉爾之乎、(屢鳴にしをなり)廿卷に、可治都
久米於等之婆多知奴、(檝著籠音屢立ぬなり)この之婆てふ言を疊ねて、之婆之婆とも云り、(石塚氏
が、之婆之婆といふを略きて、之婆とばかりもいふぞ、と云りしは、本末を取たがへたる、言さま

50
4

なり、然るを之婆之婆とは、常にもいふを、之婆とばかりいふことは、今世には耳遠くなれるが如し、さて初句より此までは、雲居奈須云々、其鳥乃云々を、いひ興さむ料の序なり、○雲居奈須は、如レ雲の意なり、居の言に別に意なし、○心射左欲比は、既く出づ、○片戀耳爾は、倚偏に獨戀るばかりにといふ意なり、集中に多し、獨戀ともかけり、○畫者毛云々の四句は既く二卷に出づ、○立而居而、これも集中に多き詞なり、立ても居てもこのころなり、十一に、立念居毛會念とある意なり、舒明天皇紀に、立思矣、居思矣、未得其理、と見えたり、○不相兒故荷は、相ぬ兒なるものをの意なり、(本居氏云、俗言に、あはぬ兒ぢやにといふに同じ)○歌意かくれたるところなし、契沖云、この歌はおもひかけたる人ありて、よまれたりと思ゆる歌なれば、第四の相聞の部に入ぬべきを、春日野にして野望の次、物に感じてよまれければ、こゝには載たるなるべし

反詞。

高校之。三笠乃山爾。鳴鳥之。止者繼流。戀哭爲鴨。

高校之は、枕詞なり、長歌に云る如し、校字、クラと訓ことも既く云り、(拾穂本には鞍と作り、)○鳴鳥の、長歌の容鳥なり、○止者繼流は、契沖云、鳴やむかときけば、又鳴つぐによせて、戀する人も、人のきくをはぐかりて、しばしなきやめども、堪ずしてなかるゝを、かの鳥にたとふるなり、第十一に、君がきる三笠の山に居雲の立ば繼るゝ戀もするかも、同じやうの作なり、戀哭爲鴨は、戀をもする事哉、といふ意なり、哭字は、拾穂本には喪とかけり、然れどもモといふ辭に、哭字をかけること、集中に例多し、(哭字を、モとよめるは、喪には哭するゆるにや、と契沖はいへり、)余考あり、後に云ふべし、○歌意かくれたるところなし

石上 乙麻呂朝臣歌一首。

乙麻呂朝臣の傳は、上に委云り、類聚抄に、右大臣從一位丸、子也とあり

雨零者。將蓋跡念有。笠乃山。人爾莫令蓋。霑者漬跡裳。

將蓋跡念有は、キナムトモヘルと訓べし、雨零ば、其時に蓋なむと、豫ておもへるよしなり、○笠乃山は、契沖が云る如く、三笠山なるべし、○人爾莫令蓋は、ヒトニナキシメと訓べし、後世の心ならば、莫蓋しめ會、といふべきを、會をいはざるは、古歌に多し、上に云り、○歌意は、雨零ば、其時は自己が蓋なむと、豫ておもへる笠の山ぞ、たとひ雨にぬれひづとも、他人に令蓋る事なかれと云るなり、宮地春樹翁云、此歌は譬喩にもあらず、唯三笠山の面白き景色なるを愛て、此山は、吾ひとり物と見むと、興じてよまれしなるべし

湯原 王 芳野 作 歌一首。

湯原王は、志貴親王の御子にて、春日王の弟などにや、後紀に、延暦廿四年十一月丁丑、壹志濃王薨、田原天皇之孫、湯原親王之第二子、と見ゆ

吉野爾有。夏實之河乃。川余杼爾。鴨曾鳴成。山影爾之氏。

吉野爾有は、吉野に在なり、春日爾在御笠山など云類なり、○夏實乃河は、九卷に、落多藝津夏身之河門雖見不飽香聞、又大瀧乎過而夏箕爾傍居而、淨河瀨見河明沙などよめり、吉野にて名高き河なり、○山影爾之氏は、唯山影にの意にて、之氏は、軽く添たる辭なり、○歌意かくれたるところなし

湯原王宴席歌二首。

秋津羽之。袖振妹乎。珠速。奥爾念乎。見賜吾君。

秋津羽は、契沖、秋津は、蜻蛉なり、其羽のうつくしきに、妹が袖をよせていふとなり、仁徳天皇紀に、磐之媛御歌に、夏蟲の火むしの衣、とよませたまふ類なり、と云り、十三に、蟻葉之衣浴不服爾とあるも、蜻葉之衣谷不服爾の誤なるべくおぼゆ、なほ彼處に云べし、○玉速(匣)を速と作る例、外にもあり、枕詞にて、櫛笥の底の方を奥と云ば、奥といはむ料なり、○奥爾念乎は、奥設て、深く思ふ妹なるをのよしなり、○見賜吾君はミタマヘワギミと訓、吾君余といふ意なり、吾君は、こゝにては客人をさせり、今昔物語に、和君行て、利口にひきかせよ、又和君門を開きて、いひこしらへよなどあり、○歌意は、奥設て、深く思ふ女なれば、常は奥深く秘置て、たやすく人に見せしめずてあるを、今日のあるじ設に出して、蜻蛉羽の袖を振て舞しむるを、おもしろく見たまへ吾君よ、といふ意なり、三四一二五、と句を次第で意得べし、契沖云、宴席の歌なれば、客をもてなさむがために、祕藏の妓女、あるひは妾などを出して、まはしめて、君がため何をがな、御なぐさみにと、此妹が袖をふらしむれば、よく御覽ぜよとなり

青山之。嶺乃白雲。朝爾食爾。恒見杼毛。目頼四吾君。

青山は、名處にあらず、青葉之山とよめるに同じく、何處にまれ、たゞ青く繁りたる山を云、神代紀に、青山爲枯、此集一卷に、青香具山と見え、七卷には、青山葉茂山邊とよめり、○朝爾食爾は、朝に日といふに同じ、食は來經の切たる言にて、既出、○目頼四吾君は、愛し吾君よ、といふ意なり、此は客人を愛てのたまへるなり、目頼四は、二卷にも、此上にも出たり、書紀神功皇后卷に、皇后曰、希見物也、希見、此云梅豆邏志、履中天皇卷に、希有、崇峻天皇卷に、爰有三萬養白犬云々、此犬世所希聞、(萬は人名なり)、靈異記に、奇、メヅラン、字鏡に、貨女豆良志、個儻、女豆良之など見えたり、世に希なる物は、殊に人に愛しまるゝより、多く希なる物をいふ事になれり、(希なるものをいふが本にて、それよりうつれるものと思ふは、あらぬ事なり)○歌意は、青山の嶺に、白雲のたなびける風景の、おもしろくて、常に見れども見おかぬが如く、朝夕となく、常住に見まらすれども、あくよなく、愛しまるゝ吾君ぞ、と云るなり

山部宿禰赤人。詠。故。太。政。大。臣。藤原家之山池。歌一首。

故太政大臣に、淡海公なり、持統天皇紀に、三年二月甲申朔己酉、直廣肆藤原朝臣、史爲判事、十年十月己巳朔庚寅、假賜直廣貳藤原朝臣不比等資人五十人、續紀に、文武天皇二年八月丙午、詔曰、藤原朝臣所賜之姓、宜令其子不比等承之、四年六月甲午、勅直廣壹藤原朝臣不比等撰定律令、大寶元年三月甲子、授正三位爲大納言、慶雲元年正月、大納言從二位藤原不比等益封八百戸、

56
4

元明天皇和銅元年正月、正二位、三月丙午、爲右大臣、元正天皇養老四年三月甲子、有勅、特加授刀資人三十人、八月辛未朔、病賜度三十人、癸未、是日右大臣正二位藤原朝臣不比等薨、云云、大臣近江朝、内大臣大織冠鎌足之第二子也、十月壬寅、就右大臣第一宣詔、贈太政大臣正一位、廢帝寶字四年八月甲子、勅曰、其先朝太政大臣藤原朝臣者、非唯功高於天下、是復皇家之外戚、是以先朝贈正一位太政大臣、云々、追以近江國十二郡、封爲淡海公、餘官如故、云々、懷風藻に、贈太政大臣藤原朝臣史五首、年六十三、諸陵式に、多武峯墓、(贈太政大臣正一位淡海公藤原朝臣、在大和國十市郡)と見えたり、(大和志に、多武峯墓、南百步許、建十三層石浮圖、勅曰、永仁六年立、謂之峰塔、傳云、薦公冥福也、と見ゆ)按に、故は贈字に改べし、贈はオヒテタマヘルと訓べし、天武天皇紀下に、大錦上坂本財臣卒、由壬申年之勞、贈小紫位、續後紀八卷詔に、在唐身罷太留、判官藤原豐竝乎毛、哀愍賜比追天冠位、賜久度詔不、云々、贈在唐身亡、判官正六位上藤原朝臣豐竝從五位上、と見えたり、○藤原家は、高市郡藤原の別莊なるべし

昔者之。舊堤者。年深。池之激爾。水草生家里。

昔者之は、田中道麻呂説に、者は看字の誤にて、ムカシミンなるべし、と云るに従べし、○年深は、トシフカミと訓べし、(トシフカクとよめるは誤なり)年を深く經たる故にの意なり、○水草生家里は、君まさで、刈除る事もなければ、水草の繁く生にけりといふなり、水草は字の如く、何にまれ、水に生る草を云、(新古今集に、絶ぬるか影だに見えば問べきをかたみの水は水草居にけり)○歌意は、かくれたるところなし、(契沖云、河原院にて、貫之の、煙たえにしほがまの、とよまれし心

におなじ)二卷に、草壁太子の薨たまへる時、舍人がよめる歌に、御立爲之島之荒儀乎今見者不生有之草生爾鴨とあると同類なり

大伴坂上郎女祭神歌一首并短歌。

大伴坂上郎女は、佐保大納言大伴宿禰安麻呂卿の女にて、旅人卿の妹、稻公の姉、家持卿の叔母にて、又姑なり、初一品穂積皇子に娶れ、皇子薨賜へる後、藤原朝臣麻呂(不比等男)妻となりて、幾程なく、麻呂薨られければ、大伴宿禰宿奈麻呂に再嫁て、田村大嬢、坂上大嬢など生たり、此郎女、坂上里に、家造りて居れる故、坂上郎女と呼なせり

久堅之。天原從。生來。神之命。奥山乃。賢木之枝爾。白香付。木縣取付而。齊戸乎。忌穿居。竹玉乎。繁爾貫垂。十六自物。膝折伏。手弱女之。押日取懸。如此谷裳。吾者祈奈牟。君爾不相可聞。

生來は、アレコシと訓べし、アレの言は、既く出づ、(生字を書るは、所生は、阿禮と切れる故に、生を阿禮と訓ばなり、されど阿禮は、直に生る義には非ず)阿禮は、この世に現出るをいふ言にて、現人神といふ、現と同言なり、大伴氏遠祖天忍日命は、高皇產靈尊の五世の孫にして、初邇邇藝尊の日向高千穂峯に天降し、時に、御前に立して從駕し神にて、其かみ高天原よりして名高く、世にいちしるかりければ、天原より、現來しといふなり、○神之命は、此は其神に向ひて、白言なれば、神之命よといふ意なり、さて此は、左註に、供祭大伴氏神、とあれば、遠祖天忍日命な

り、命は尊稱にて、古事記に、八千矛神、自ら夜知富許能加微能美許登と歌ひ給ひ、集中五卷に、多良志比咩可尾能彌許等、六卷に、吾皇神乃命、十九に、和多都民能可味能美許等とあり、凡て上代には、父命、母命、名兄命、妻命、弟命なども云り、○賢木之枝爾は、榊枝になり、賢木は、今世にいふ榊なり、(岡部氏が、賢木は、一の樹の名にはあらで、た々常葉なる木を、眞榮樹といひしなり、とあるを従て、古事記傳にもしるされたれど、しからず、佐可樹といふ名も、榮樹の義にはあらず、)賢木と書るは、賢は借字にて、狹清明樹なるべし、狹は、例の眞に通ふ言にて、狹男牡鹿などの狹なり、さてこの樹は、いと清浄なる樹にて、往古より、もはら供神料に用ひしなり、なほ甚委く、品物解に云、○白香付は、十二に、白香付木綿者花物とあり、本居氏云、大平が考に、白香付は、集中三所にありて、皆白香とのみ書て、白髪とは書る所なし、されば白髪の意にはあらで、白紙なるべし、奈良の比より、木々に取そへて、白紙をも切かけて著たりけむ、されば白紙を添付る木綿、といふ意にて、白香付木綿とは云なるべし、さて十九に、白香著朕裳裙爾鎮而將待とあるは、木綿にはあらで、たゞ白紙なるべし、白紙をしらがと云は、白髪の場合と同じと云り、○木綿取付而は、木綿は、古語拾遺に、令長白羽神、種麻、以爲青和幣、令下天日鷲神、以津昨見神、穀木種殖之、以作白和幣、(是木綿也、已上二物、一夜蕃茂也、)豊後國風土記に、速水郡柚富郷、云々、此郷之中、栲樹多生、常取栲皮、以造木綿、因曰柚富郷、と見ゆ、栲皮もて造るものなるをしるべし、取付は、取とは手して物する事にそへいふ言、付は榊枝に著るなり、十七に、之良奴里能鈴登里都氣底ともよあり、さて賢木に木綿著ることは、古事記に、天香山之五百津眞賢木矣、根許士爾許士而云々、於下枝取垂白丹寸手青丹寸手云々、とあるをはじめて、往々見えた

り、○齊戸乎は、(齊字、拾穂本には齋と作り、但集中には、齊齋通用たり、小補韻會にも、齊莊皆切、同齋、と見えたり、)齋忌を以て、清浄なる酒器をいふ、書紀に、嚴齋、忌齋など云る類なり、古事記孝靈天皇條に、於針間氷河之前、居忌齋而云々、崇神天皇條に、於丸邇坂居忌齋而云々など見ゆ、齋は、仁賢天皇紀に、齋、此云倍、と見え、貞觀儀式大嘗用度に、淡路國御原郡、瓮十口、(各受一斗五升)など見ゆ、○忌穿居は、古は地を齋清め穿て、瓮の下方を埋みて居置ながらに酒を造て、神に供進れ、ば、かくいへり、十三に、齊戸乎石相穿居竹珠乎無間貫垂天地之神祇會吾祈、土佐國の、神社のかたはらに、齋を穿居たるが、や、舊き年敷を歴たりと見ゆるが、こゝかしこにあるは、齊穿居しものとおもはるゝなり、本居氏、今時も土中より、上代の瓦器をほり出ることあり、ありて、見るに、底圓くて、直に居れば傾きまらぶなりと云り、○竹玉は、舊説に、竹をつぶくと切て、糸に貫て、神に奉るものなりといへり、本居氏云、もとは神代紀に云る、五百箇野篤八十玉籤にて、玉を緒に貫て、小竹に著て、神を齋ふことに用ひたるならむを、や、後に成て、玉の代に、竹をくだの如く切て、緒を貫けるなるべし、竹玉を八十玉籤のこととし、其竹に著たるを竹玉を繫に貫垂とはいひがたし、○繁爾貫垂は、下挽歌に竹玉乎無間貫垂、十三(或本歌)に、竹珠呼之自二貫垂とあり、○十六自物は、枕詞なり、既く出づ、○膝折伏は、二卷に、鹿自物伊波比伏管とあるに同じ、猪鹿の類は、膝を折て伏ものなれば云り、續後紀十九、興福寺僧長歌に、狹牡鹿乃膝折反とも見ゆ、此は敬伏のさまなり、○手弱女は、古事記にもかく書り、訓は、十五に、多和也女とあるに據べし、手は、(手字の意ともいふべけれど、さにはあらじ)唯添いふ辭、和也は、弱なり、古事記倭建命御歌に、多和夜賀比那とあるも、美夜受比賣の、手弱

56
4

肘を云るなり、さて此下に、手弱寸女有者とよめる如く、男を正荒男と云に、對て云る稱ぞ、和名抄に、手弱女人、太乎夜米、とあり、これによりて、書紀、集中などにて、タラヤメと訓るは、や、後に、訛れる言によれる、ひがことぞ、○押日取懸は、押日は、意會比と通ひて、襲覆を約めたるなり、さて其状は、後世の婦人の被衣などの如く、頭より被て、衣の上を掩ひ、下は欄まで垂ると見ゆ、さて其は、上代に、男女共に、人に誰と知れじと、面貌を隠す料の服とは見えたり、さて女は、常にも人に見ゆることを恥て、貌を隠す物にしあれば、いつとても著たるなるべし、然るを奈良の頃などになりては、男の著ることは、既に絶て、女の古の禮服の如くなりて、神を祭るときなどにのみ、著けるなるべし、となほ委く、古事記傳十一に見えたり、取は、上の取付の取に同じ、懸は被る事なり、○如此谷裳は、常にかくまでにも、といふが如し、十四に、可久太爾毛久爾乃登保可波奈我目保里勢牟と見えたり、○吾者祈奈牟（祈字、折に誤、今は異本に従）は、吾者乞禱なり、○君爾不相聞は、いかで君に逢ねかし、と希望意なり、不可聞（不は借字のみにて、字意には非ず、奴は希望辭の、禰の通るなり、）といふ言の例上に云り、十卷に、霞發永春日戀暮夜深去妹相鴨とある、妹相鴨に、全同いひざまなり、○歌意かくれたるところなし、如此までに敬禮をきはめ、心を盡して、乞禱白せば、その驗ありて、いかで君に逢ねかし、となり

反歌。

木綿疊。手取持而。如此谷母。吾君波乞嘗。君爾不相鴨。

木綿疊は、六卷に、木綿疊手向乃山乎、十二に、木綿牒手向乃山乎などあり、疊は、古事記海

56
4

宮條に、美智皮之疊敷八重、亦純疊八重敷其上、坐其上、云々、倭建命條、橘比賣命の海に入座處に、以菅疊八重、皮疊八重、純疊八重、敷于波上、而下坐其上、云々、齋宮式に、被料云々、短帖一枚云々、大嘗祭式に、云々、狹帖短帖、云々、掃部寮式に、寮官人、授云々御帖等、云々、試延曆寺年分度者座料、云々、葛野席帖三枚、云々、集中に、薦疊などあり、（是等は、座に敷疊なり、）今は其にはあらで、木綿を重疊みたるを、神に捧て奉るを云るなるべし、主計式に、疊綿二帖、云々、越中國調、白疊綿二百帖、大藏省式、賜蕃客例に、疊綿二百帖、など見えたり、○吾波乞嘗は、吾者乞禱なり、○歌意かくれたなし

〔右歌者。以天平五年冬十一月、供祭大伴氏神之時。聊作此詞。故曰祭神歌。〕

筑紫娘子。贈行旅歌一首。娘子。字曰兒島。

註の六字は、古寫本、古寫一本に従つ、こは六卷に、太宰帥大伴卿、上京時、娘子作歌二首ありて、其左註に、于時送卿府吏之中、有遊行女婦、其字曰兒島也、於是娘子、云々、自吟振袖之歌、とある其娘子なり、歌詞も、全彼兒島が口風なり

思家登。情進莫。風候。好爲而伊麻世。荒其路。

思家登は、家を思ふといふなり、登は、とての意なり、○情進莫は、本郷を思ふとて、歸らむいそぎに、情すさびして、強てあらし瀟風を、凌礫ぎ賜ふな、といふなり、進は、すすむといふに同じ、○風候（候字、舊本俟に誤、古寫本、古寫一本、拾穂本等に従つ）は、順風を伺候ひてと云

なり、雄略天皇紀に、候風とあり、○好爲而伊麻世は、(伊麻世は、既く云り)俗に、御無難に御出被成、といふに全同じ、○荒其路は、浪風の荒き、其海路なり、四卷、贈驛使歌に、周防在磐國山乎將超日者手向好爲與荒其道、(こは山道を云り)、○歌意かくれたるところなし

登筑波岳。丹比真人國人作歌一首并短歌。

丹比真人國人は、續紀に、天平八年正月辛丑、正六位上多治比真人國人授從五位下、十年閏七月癸卯、爲民部少輔、と見ゆ

雞之鳴。東國爾。高山者。比波爾雖有。朋神之。貴山乃。儕立乃。見杲石山跡。神

代從。人之言嗣。國見爲。筑羽乃山矣。冬木成。時敷時跡。不見而往者。益而戀石見。

雪消爲。山道尙矣。名積叙吾來並二。

雞之鳴は、枕詞なり、既く出づ、○東國といふ由は、既く二卷に云り、○左波爾雖有は、多に雖在なり、○朋神(朋字、舊本明に誤)は、二竝の峯は、やがて男女二柱神にましますゆゑに、かく

云り、(高きを男神と申し、短きを女神と申すとぞ)九卷、大伴卿登筑波山時長歌に、男神毛許賜女神毛千羽日給而、神名帳に、筑彼山神社二座、(一名神大、一小)續後記に、承和九年十月壬戌、

奉授常陸國无位筑波女大神從五位下、三代實錄に、貞觀十二年八月廿八日、授常陸國從四位上筑波男神正四位下、從四位下筑波女神四位上、(男神女神の事、なほ九卷に、常陸風土記を引て、委云

べし)、○儕立は、(儕等也、と見へたり)、九卷長歌に、二並筑波乃山とある、是なり、○見杲石山跡

は、(杲は、カウの音を轉じて、借るなり)見之欲山となり、見之欲は、上に委云り、跡は、常の語

辭の跡なり、○冬木成、契沖、この下に、二句おちたるべし、今こゝろみに、二句をおぎなはば、春

さりけれど白雪の、といふべしと云り、(今案に、冬木成は、集中の例、春の枕詞にのみ用ひたれば、

實に二句のおちたりしこと決し、さてこの契沖が補へる中、春去來は、さも有べし、白雪乃時敷時

跡は、白雪の時敷零しく時とての意とは聞ゆれども、いさゝかいひたらはぬ詞なり、)猶熟考べし、

○時敷時跡は、時ならぬ時とての意なり、○不見而往者は、見すて過行ばの意なり、○益而戀石見

は、彌益りて戀しからむとての意なり、この戀石見の見の辭は、一格にて、からむとてと意得る例

なり、(古來この用格の意を、よく辨へたる人なくして、一首の大概を、誤しことも多かり)この例

は、此下に足日木能石根許其思美菅根乎、引者難三等標耳會結焉、(引ば難からむとて、標のみゆふ

なり)四卷に、今夜之早開者爲便乎無美、(爲便がなからむとてなり)秋百夜乎願鶴鳴、十五に、

伊毛爾安波受安良婆須徹奈美、(上に同じ)、伊波禰布牟、伊故麻乃山乎故延且曾安我久流、廿卷に、

之良奈美乃與會流波麻倍爾和可例奈波、伊刀毛須倍奈美、(上に同じ)夜多妣蘇且布流、など猶甚多

し、委くは、既く總論に云り、(今は、其一つ二つを擧つ)○雪消爲は、雪きえするの約れるなり、

此詞にて思へば、二月の頃登れるなるべし、○山道尙乎は、つねに山道をさへといふ意なり、雪消

して、登行がたき山道をさへ、といふなり、○名積叙吾來並二(並字、舊本前に誤、今は古寫一本

に從つ、二字、古寫本拾穂本等に、一と作るは誤なり)は、難てそ、吾來にしといふなり、名積は、既

く云り、並二は、過去し方をいふ辭なり、並二を、シの假字に用るは、重二二二二など書るに同じ、

○歌意かくれたるところなし

56
4

反歌

筑羽根矣。四十耳見乍。有金手。雪消乃道矣。名積來有鴨。

四十耳見乍(四十、古寫本には卅とかけり、それもあしからねど、集中の例、四十を卅と作ること、外になし)は外目にのみ見ながら、といふなり、よそにといふべきを、にをいはざるは、古語なり、○有金手は、不_レ得在_二而_一にて、在に得堪ずての意なり、○名積來有鴨は、難來ける哉なり、(キケの切、ケとなるゆゑに、ケルといへり)集中に、辭のケリケルに、來字をかけるも、これを借たるなり、書紀に詣至來歸などを、マウケリとよめるも、參來けりの意なり、(略解に、來るを略きて、けるとは云り、と云るはいかゞ)既く一卷にも云り、○歌意は、筑波岳の勝景を、外目にのみ見ながら、過行むとすれど、さて在には得堪ずて、雪消して、通難き道を凌ぎて、難みて登り來にける哉となり

山部宿禰赤人歌一首

吾屋戸爾。韓藍種生之。雖干。不懲而亦毛。將時登曾念。

韓藍種生之(韓字、舊本には幹と作り、今は拾穗本に従つ、種字、拾穗本又異本に、蘇と作るはいかゞなり)は、カラキマキオホシなり、韓藍は、品物解に委云、○歌意は韓藍を、女にたとへたるにて、はやくより思を懸し女の、こと成さりしに懲りして、又も思をかくるよしなり、此歌警喻歌なり、混れてこゝに入しものなるべし

仙柘枝歌三首

柘枝は、仙女の名なり、下にいふ、さてこは柘枝を詠る由にて、柘枝が歌といふにはあらず

霰零。吉志美我高嶺乎。險跡。草取可奈和。妹手乎取。

霰零は、枕詞なり、契沖云、霰零吉志美、とつゞくることは、霰零音の、かしましきといふことなり、かときと通じ、まともと通ずるなり、第七第廿に、あられふりかしま、とつゞけたるは、やがてかしまし、といふ心につゞけたり、○吉志美我高嶺(志字、活字本に无は、落たるなり)は、和名抄に、肥前國杵島郡杵島、木之萬、景行天皇紀に、秋七月辛卯朔甲午、到筑紫後國御木、居於高田行宮時、有僵樹、長九百七十丈焉、云々、有老夫曰、是樹者歷木也、嘗未僵之先、當朝日暉、則隱杵島山、當夕日暉、覆阿蘇山也、天皇曰、是樹者神木、故是國、宜號御木國、と見えたり、○險跡は、險さにの意にて、跡は助辭なり、○草取可奈和は、草取は、險阻地を行に、落まじき料に、草を取ることなり、可奈和は、荒木田氏、可禰手を寫誤れるなり、と云り、○歌意は、杵島嶺の、甚く險阻が故に、取草に草を取て、登らむと思へど、草を取事をも得爲ずして、妹が手を取と云るなり、此歌は、古事記に、速總別王、女鳥王と、倉椅山を越賜ふ時の御歌に、波斯多且能久良波斯夜麻袁佐賀斯美登、伊波迦伎加泥且和賀且登良須母、とあるを取て、所々詞を換て、杵島曲に用ひたるなり、杵島曲とは、肥前國風土記に、杵島郡、有一孤山、名曰杵島、郷閭女士、每歲春秋、登望樂飲歌舞、歌詞曰、阿羅禮符縷耆資麼加多愷鳩嵯峨紫彌占、區縵刀

56
4

理我泥底伊謀我堤塙刀纒、是杵島曲とあり、今は全此歌なり
〔右一首。或云。吉野人味稻。與三柘枝仙媛歌也。〕
舊本に、歌也に引つゞきて、但見三柘枝傳、無レ有レ此歌と註せり、仙覺などが、しるせるものなるべし、味稻は、懷風藻には、美稻と作り、柘枝傳は、仙媛柘枝が傳説を載たる、書名なり、亡て世に傳はらず、さてこの一首は、柘枝仙媛に、與りたる歌なるべき謂、さらになし、混れしものなるべし

此暮。柘之左枝乃。流來者。梁者不打而。不取香聞將有。

柘之左枝は、柘は、桑類なり、委は品物解に云、左枝は、眞枝と云むが如し、○梁者不打而、(梁字、類聚抄には樛と作り、)梁は、和名抄に、毛詩注云、梁魚梁也和名夜奈、唐韻云、籍取魚箔也、漢語抄云夜奈須とあり、さてその魚梁を、河湍に儲置を、打と云り、そはまづ、河湍を塞擲して塞て其水の集り落る處に柘を立て、竹床を造り、それに留る魚をとる、その竹床を梁といひ、そは多く柘を打て造る故に、梁打とはいふとぞ、十一に、安太人乃八名打度瀬速、神武天皇紀に、及縁水西行、亦有作梁取魚者(梁此云三押奈)とあり、○歌意は、或人云、昔の人は、よくこそ梁を打て柘枝を得たれ、今時は、梁を打ずてあれば、たとひ柘の流れ來るとも、取得ざらむかとなり〔右一首。〕

一首の下に、舊本には、此下無詞、諸本同、の七字あり、古寫本古寫一本等にはなし、こは仙覺などが、注せるものならむ、もとより詞の脱たるなるべし

古爾。梁打人乃。無有世伐。此間毛有益。柘之枝羽裳。

梁打人(梁字、古寫本に樛、類聚抄に樛と作るは、いかならむ)は、美稻をさせるなるべし、○無有世伐(伐字、類聚抄活字本等に、代と作るは誤なり)は、無ありせばといふなり、○此間毛有益は、コ、ニモアラマシと訓べし、○柘之枝羽裳は、その柘枝はも、と尋ね慕ふ意なり、羽裳の辭は、既く云り、○歌意は、本居氏、古に川上に梁打て、とめし人のなかりせば、此あたりまでも、其柘は流來てあらましを、といふならむと云り、抑この柘枝仙媛のこと、傳なければ、其詳なることは、知べからず、大かたのありし様をおしはかりていはゞ、むかし吉野の美稻といひしは、吉野川に梁を打て、鮎を取て、世のわたらひせし人なりけり、或時、この人、例の梁を打てありしに、柘の枝の流來て、その梁にかゝりしを、取歸て家に置たりしが、美麗き女になりて、遂に夫妻のかたらひをなし、老死すて共住しが、遂に常世國に飛去にし、といふことの、ありしなりけり、この柘枝と、美稻がこと端々ものに遺存るをこゝにしるしおきて、考の備とす、懷風藻に、太宰太武正四位下紀朝臣男人、七言、遊吉野川、萬丈崇巖削成秀、千尋素濤逆折流、欲訪鐘池、越潭跡、留連美稻逢、椶洲、從三位中納言丹墀、眞人廣成、五言、遊吉野山、山水隨臨賞、巖谿逐望新、朝看度峩多、夕亂躍潭鱗、放曠多幽趣、超然少俗塵、栖心佳野域、尋問美稻津、七言、吉野之作、高嶺嵯峨多、奇勢、長河渺漫作迴流、鐘地超潭豈凡類、美稻逢、仙同洛洲、從五位下鑄錢長官高向朝臣諸足、五言、從駕吉野宮、在昔釣魚士、方今留鳳公、彈琴與仙戲、投江將神通、柘歌泛寒渚、霞景飄秋風、誰謂姑射嶺、駐蹕望仙宮、贈正二位太政大臣藤原朝臣史、五言、遊吉野二首、飛文山山水

56
4

地、命^レ爵^レ薛蘿中、漆姬控^レ鶴舉、^洛柘媛接莫^レ通、煙光巖上翠、日影浪前紅、翻知玄圃近、對翫入^ニ松
風、夏身夏色古、秋津秋氣新、昔者同^ニ汾后、今之見^ニ吉賓、靈仙駕^レ鶴去、星客乘^レ查凌、渚性^ニ松^流水、
素心聞^ニ靜仁、紀朝臣男人、五言、屬^ニ從吉野宮、鳳蓋停^ニ南岳、迫尋智與^レ仁、嘯^レ谷將孫語、攀^レ藤共許
親、峯巖夏景變、泉石秋光新、此地仙靈宅、何須姑射倫、正五位下圖書頭、吉田連宜、五言、從^ニ駕吉
野宮、神居深亦靜、勝地寂復幽、雲卷三舟谿、霞開八石洲、葉黃初送^レ夏、桂白早迎^レ秋、今日夢淵々、
遺響千年流、大伴王、五言、從^ニ駕吉野宮、應^レ詔、山幽仁趣遠、川淨智懷深、欲^レ訪^ニ神仙迹、追從吉
野澤、(契沖云、諸足の詩に、在昔釣魚士、とあるにあはすれば、美稻は、梁など打て、わたらひせ
しものと見えたり、淡海公の御詩に、漆姬とあるは、七姫にや、漆姫もし七姫ならば、第十六に、
竹取翁が、九箇の仙女にあへる類なるべし、)續後紀十九、興福寺僧等、奉^レ賀^ニ天皇四十寶算、長歌に、
柘之枝乃由求^レ禮波、佛許會願成志多倍云々、常世島國成建天、到住美聞見人波、萬世能壽遠
延倍津、故事爾云語來留、三吉野爾、有志熊志禰、天女來^レ通旦、其後波蒙^レ譚天、毘禮衣著^レ旦飛
爾支度云、是亦此之島根乃、人爾許會有岐度云那禮云々、(熊志禰は、即味稻なり、宇と久と韻通へ
り、)など見えたり

〔右一首。若宮年魚麻呂作。〕

若宮年魚麻呂は、傳未詳ならず、八巻にも見えたり

羈旅歌一首并短歌。

海若者。靈寸物香。淡路島。中爾立置而。白浪乎。伊與爾回之。座待月。開乃門從者。

暮去者。鹽乎令滿。明去者。鹽乎令干。鹽左爲能。浪乎恐美。淡路島。磯隱居而。何
時鴨。此夜乃將明。跡侍候爾。寢乃不勝宿者。瀧上乃。淺野之雉。開去歲。立動良之。
率兒等。安倍而撈出車。爾波母之頭氣師。

梅若は、海神なり、(轉りては、海をも云ことなれど、こゝは直に、海神をさして云り、)○靈寸物香
は、靈妙なるもの哉となり、○淡路島は、上に見えたり、○中爾立置而は、海中に、令^レ立置てな
り、○伊與爾回之は、伊與は、本居氏、こは四國を總て云りと聞ゆ、古事記に、伊豫之二名島とあ
るは、阿波讚岐伊豫土佐の四國を總たる名なり、是本は、一國の名なるが、大名になれること、筑
紫のごとといへり、回之は、モトホシと訓て、めぐらしといふに同じ、既く出、○座待月は、枕
詞なり、後のものに、十七夜月を、立待月、十八夜月を、座待月、十九夜月を、宿待月と云り、古
もさぞ有けむ、さて契沖もいひし如く、此門に到りて此歌よめるが、十八日などにもや、ありつら
む、○鹽乎令干は、シホチヒシム、と本居氏の訓るに従へし、こゝにて、上の靈寸物香の詞を結め
り、さてはじめより、これまでのこゝろは、四國と明石と相むかひ、其海中に淡路島立り、さてそ
の海邊の白浪は、四國の方に回ゆくなり、かくて明石と淡路との間、一里餘ありて、それを明石の
迫門といふ、此迫門を西に離て、播磨灘あり、この灘に、鹽の満潮ありといへり、このゆゑに、明
石の門より、鹽を令^レ滿令^レ干とは云るなり、○鹽左爲は、既く云り、(荒木田氏が、鹽左爲は鹽先動
なり、と云りしは、いかにあらむ、)○浪乎恐美は、浪が高くて、恐き故にの意なり、○磯隱居而
は、島陰の磯邊に、船がよりして、風浪を候ふさまなり、○何時鴨は、未來のことを、待遠に思ふ

56
4

時にいふ詞なり、五卷に、伊都斯可母京師乎美武等、意母比都々迦多良比袁禮騰云々、又何時可毛比等々奈理伊旦天、安志家口毛與家久母見牟登云々、十一に、客在而戀者苦辛何時毛京行而君之目乎將見、十八に、何時可毛都可比能許牟等、末多須良無心左夫之苦云々、などあるを考合べし、○侍候爾(舊本、侍候を、徒從に誤今改、)は、サモラフニと訓べし、二卷に、雖侍候佐母良比不得者、七卷に、太御船竟而佐守布高島之、六卷に、風吹者浪可將立跡伺候爾都多乃細江爾浦隱居、八卷に、伺候難之、廿卷に、安佐奈藝爾倍牟氣許我牟等佐毛良布等和我乎流等伎爾、書紀に、候風、など見ゆ、○寢乃不勝宿者(寢字、古寫本には寐、拾穂本には寐と作り、)は、宿難ぬればの意なり、カテヌは、無三不勝といふことをつままれるにて、不勝の反なるが如く聞ゆれど、然らず、奴は、那爾禰の通へる辭にては、畢竟、難宿ぬればてふ意なり、既く委云り、○瀧上は、瀧水の上といふなるべし、瀧は、明石の近隣にあるなるべし、(契沖が、瀧の上は、あさきものなれば、淺野とつゞけたりと云れど、さにはあらず、)○淺野之雉に、淺野は、地名なるべし、國人に尋明むべし、雉は、和名抄には、木々須、一云、木之とあれど、古くは、(古事記、書紀、)みな吉藝斯と云り、十四にも、吉藝志とあり、猶品物解に云、○開去歳は、夜が明ぬるととなり、歳は借字にて、トは、との意、シは、例のその一すぢなるを思はせたる、助辭なり、○立動良之は、飛立鳴動ぐらし、といふなり、本居氏、動は、たゞ鳴聲の聞ゆるを云、集中、鳥獸の聲にも何の音にも、多くよめり、動字、響字などをよめりと云り、皇極天皇紀童謡に、阿婆努能根々始騰余謀作儒とあり、さてこゝは、此鳥の鳴を聞て、夜の明ぬることを知るなり、十三に、野鳥雉動、左夜者明此夜者旭奴、また古事記八千矛神御歌に、佐努都登理岐藝斯波登與牟とあるも、夜の明るを歎て宣へるなり、○率

反歌。

島傳。敏馬乃琦乎。許藝廻者。日本戀久。鶴左波爾鳴。

島傳は、島々の際を經傳ふを云、十三に、二梶貫磯撈回乍島傳雖見不飽とあり、○許藝廻者は、漕めぐればと云が如し、廻は、既く云り、○日本戀久は、大和の本郷の方の、戀しく思はれて、といふなり、○歌意、かくれなし、鶴多に鳴を聞て、本郷思へる旅情、最もあはれにこそ
〔右歌。若宮年魚鷹誦之。但未審作者。〕

萬葉集古義 二終

56
4

昭和三年二月十五日印刷
昭和三年二月二十日發行

萬葉集古義(二)

(非賣品)

東京市牛込區新小川町二丁目四番地

發行者

合資

會社 名著刊行會

代表者 宮崎彦麿

東京市小石川區戶崎町七十二番地

印刷者

荒井東之助

東京市小石川區戶崎町七十二番地

印刷所

荒井印刷所

原本
宮内省
御藏

發行所

東京市牛込區新小川町二丁目四番地
振替東京七七六〇〇番

合資

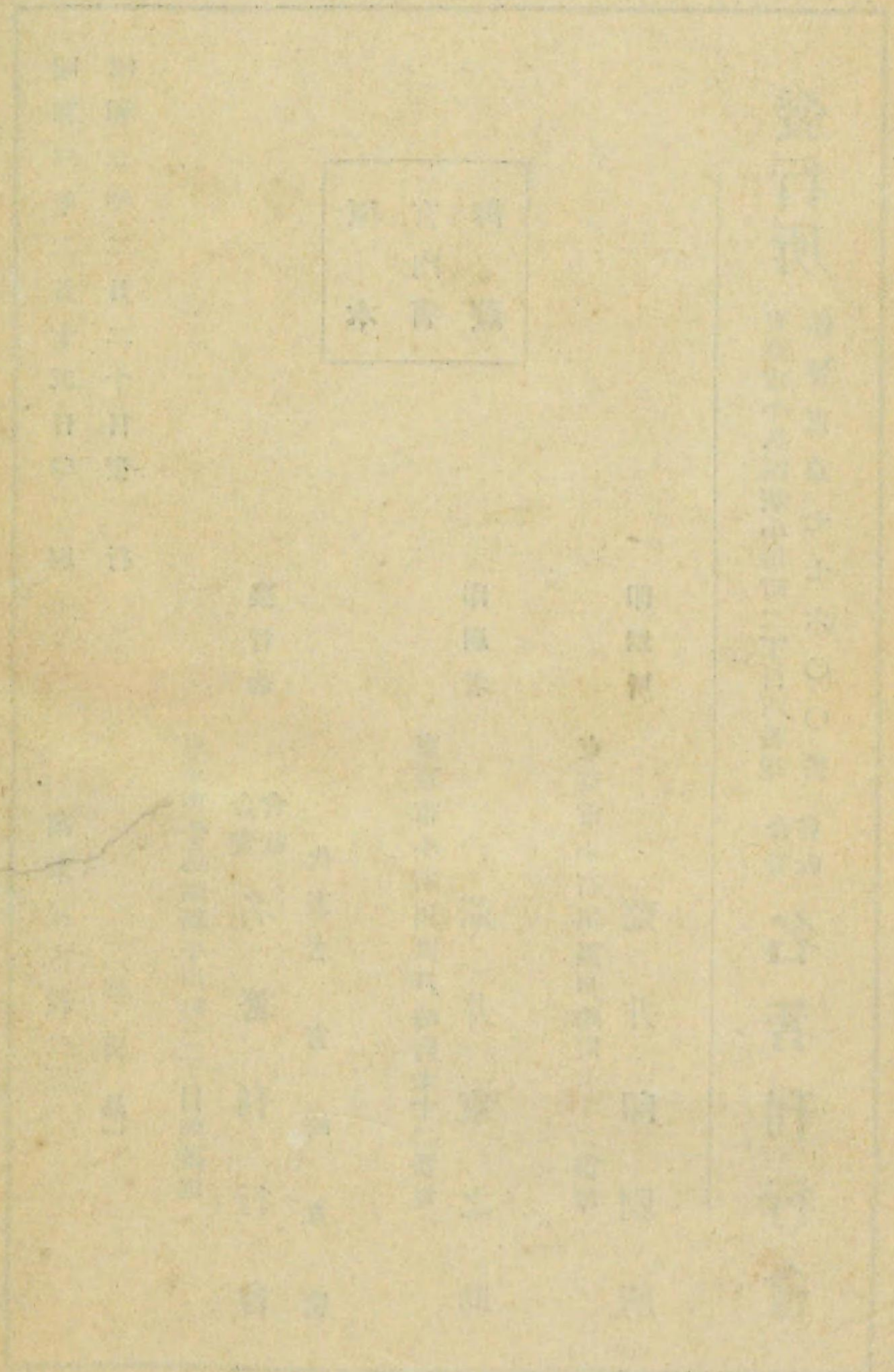
會社 名著刊行會

56
43


56

43

コ-1985
二 12



566 91112
42x ~~KAA~~
/2

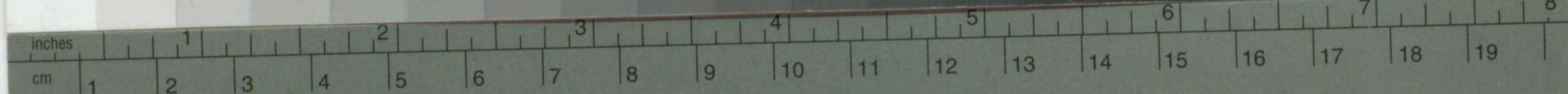


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

